

令和6年3月7日（木）

令和6年（2024年）川崎市議会

予算審査特別委員会記録

【速報版】

（第3日）

この会議録は速報版です。速報版は、正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

日程

1 議案の審査(第3日)

- (1) 議案第38号 令和6年度川崎市一般会計予算
- (2) 議案第39号 令和6年度川崎市競輪事業特別会計予算
- (3) 議案第40号 令和6年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- (4) 議案第41号 令和6年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- (5) 議案第42号 令和6年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- (6) 議案第43号 令和6年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (7) 議案第44号 令和6年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- (8) 議案第45号 令和6年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- (9) 議案第46号 令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- (10) 議案第47号 令和6年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- (11) 議案第48号 令和6年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- (12) 議案第49号 令和6年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- (13) 議案第50号 令和6年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- (14) 議案第51号 令和6年度川崎市公債管理特別会計予算
- (15) 議案第52号 令和6年度川崎市病院事業会計予算
- (16) 議案第53号 令和6年度川崎市下水道事業会計予算
- (17) 議案第54号 令和6年度川崎市水道事業会計予算
- (18) 議案第55号 令和6年度川崎市工業用水道事業会計予算
- (19) 議案第56号 令和6年度川崎市自動車運送事業会計予算
- (20) 議案第88号 令和6年度川崎市一般会計補正予算

出席委員 (58人)

重 富 達 也
 飯 田 満 介
 三 宅 隆 介
 嶋 凌 汰 貴
 井 土 清 輔
 田 倉 俊 舞
 枝 川 舞 優
 柳 沢 孝 明
 加 藤 孝 瑛
 山 田 瑛 琢
 月 本 琢 章
 吉 沢 章 子
 齋 藤 祥 子
 小 堀 純 花
 那 須 野 純 友
 高 戸 友 恵
 三 浦 恵 美
 高 橋 美 里
 長 谷 川 智 一
 嶋 田 和 礼
 工 藤 礼 子
 浦 田 大 輔
 平 山 浩 二
 上 原 正 裕
 各 務 雅 彦
 本 間 賢 次
 矢 沢 孝 雄
 末 永 直 郎
 市 古 次 郎
 後 藤 真 左
 渡 辺 英 学
 岩 田 英 高
 仁 平 克 枝
 鈴 木 朋 子
 林 敏 夫
 押 本 吉 司
 春 孝 明
 川 島 雅 裕
 河 野 ゆかり

野 田 雅 之
 原 典 之
 青 木 功 雄
 橋 本 勝 史
 山 崎 直 史
 宗 田 直 裕
 井 口 真 美
 石 川 建 二
 木 庭 理 香
 織 田 勝 久
 雨 笠 裕 治
 田 村 伸 一
 浜 田 昌 利
 か ね の 忠 正
 松 原 成 文
 石 田 康 博
 浅 野 文 直
 大 嶋 島 崎 嘉 明
 嶋 崎 嘉 夫

欠席委員 (2人)
 堀 添 健
 岩 隈 千 尋

出席説明員

市長
副市長
副市長
副市長
上下水道事業管理者
病院事業管理者
教育長
総務企画局長
財政局長
市民文化局長
経済労働局長
環境局長
健康福祉局長
こども未来局長
まちづくり局長
建設緑政局長
港湾局長
臨海部国際戦略本部長

危機管理監
幸区長
中原区長
宮前区長
多摩区長
会計管理者
交通局長
病院局長
消防局長
教育次長
監査事務局長
外関係理事者

福田紀彦
伊藤弘
加藤順一
藤倉茂起
大澤太郎
金井歳雄
小田嶋満
中川耕二
白鳥滋之
中村茂
久万竜司
三田村有也
石渡一城
阿部浩二
藤原徹一
福田賢一
磯田博和

玉井一彦
飯塚豊
赤坂慎一
板橋茂夫
南昭子
藤井智弘
柴田一雄
中上一夫
森有作
原田俊一
池之上健一
大畑達也

出席議会局職員

局長
総務部長
議事調査部長
庶務課長
議事課長
政策調査課長
議事係長
議事課担当係長
議事課担当係長
外関係職員

渡邊光俊
石塚秀和
小泉幸弘
若林智
大磯慶記
渡邊岳士
柴田貴経
蟬川千代
田村健太郎

午前10時0分開会

○木庭理香子委員長 ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の日程は、お手元の予算審査特別委員会日程のとおりです。(資料編*ページ参照)直ちに審査に入ります。質疑につきましては、昨日までの要領によりお願いをいたします。

それでは、発言を願います。

○野田雅之委員 おはようございます。私は幸区区づくり推進費、危機管理対策費、防災の取組について一問一答で伺ってまいります。本市も今年市制100周年の記念の年を迎えました。その記念事業として全国都市緑化かわさきフェアが予定されており、その他の取組も含め、市民、企業、団体等との協働、共創による様々な取組が市域全体で実施される予定となっております。その100年の歩みは大正13年に川崎町と大師町、そして御幸村の2町1村の合併による市制化で始まっており、その一端を担った幸区においても区民との協働で機運を盛り上げることが重要であります。幸区には、残念ながら記念事業の緑化フェアのメイン会場が設置されませんでした。連動して区内の緑に対する取組の充実やまちなぎわいなどにも取り組んでいくべきですが、令和6年度予算案で拡充していく事業とその内容について幸区長に伺います。

○赤坂慎一幸区長 幸区区づくり推進事業についての御質問でございますが、幸区の市制100周年記念事業として拡充している事業は、主に地域活性化推進事業、地域の魅力発信事業及び花と緑のさいわい事業の3事業でございます。1つ目の地域活性化推進事業につきましては、昨年11月にイベントとして開催したさいわいにぎわいフェスにおいて花手水のライトアップが来場者から大変好評であったことから、今年はさらに規模を拡大して川崎駅西口周辺を彩るほか、区民参加による花手水のフォトコンテストを新たに実施するなど、より一層まちがにぎわうよう取組を進めてまいります。次に、2つ目の地域の魅力発信事業につきましては、かつて古市場を中心に、地域の子どもたちに社会福祉活動を行っていた絵本作家のかこさとしさんにちなみ、子ども向けのイベントを計画しているところでございまして、このイベントを通じてかこさんと幸区のつながりや、かこさんが大切にしていた個性や多様性をより多くの方に知っていただくことでシビックプライドの醸成につなげてまいりたいと存じます。次に、3つ目の花と緑のさいわい事業につきましては、地域の方々や区内の学校、企業等と協働で区内の様々な公園や緑道を花や緑で彩り、区民が緑をより身近に感じるよう取組を進めてまいりたいと考えております。このように市制100周年を区民みんなで祝い、区民と一緒ににぎわいのある緑あふれ潤いのあるまちとすることで、幸区を好きになった方々がまちをさらによくしていくという好循環を生み出してまいりたいと存じます。以上でございます。

○野田雅之委員 昨年イベントにおける花手水の設置は大変好評であったとのことです。先月開催された御幸公園での観梅会でも多くの方がその花手水を楽しまれておりました。また、そのイベントが行われた川崎駅西口もホリプロのエンタメホールやカワサキデルタなど、新しい施設も誕生し、幸区の玄関口として大いに活気あるものにしていかなければなりません。花と緑のさいわい事業では、地域の方々、学校、企業等との協働で公園や緑地を花や緑で彩るとのことでありました。私のほうにも、日頃から本市の公園や緑道の緑化や美化に御尽力をいただいております管理運営委員会や愛護会などの皆様よ

り、緑化フェアもある今年、いつもにも増して、花苗などを配っていただき、共に機運を高めたなどの御要望もいただいております。ぜひこれらの要望にもしっかりとお応えいただくよう要望いたします。いよいよ間近に迫った今、来年度の取組充実と区民との連携をお願いいたします。

次に移ります。防災の取組についてであります。妊産婦及び乳幼児とその家族の防災への備えについて伺います。元日に発生しました能登半島地震や東日本大震災、熊本地震など、大震災の発災時には必ず様々な立場や年代の方々が大変な御苦勞をされています。そんな厳しい状況の中、新たな生命の誕生という喜ばしいニュースも耳にすることもあります。その反面、当事者の不安はもとより、医療分野の混乱は相当なものがあるはずです。能登半島地震以降、今回の予算審査特別委員会でも防災・減災の質問は多く出ており、行政における防災部署における女性職員の少なさや避難所運営における女性の視点が足りないとの新聞記事なども多く見られ、さきの代表質問でも女性の視点という質問において疑問が投げかけられております。以前より課題が山積し、議論の深まりが進まないこれらの取組について、今回は大震災の発災時、手助けが必要になる妊産婦や乳幼児に対する取組や対応について具体的な事例を挙げて質問させていただきます。まず、発災時における要配慮者の定義について伺います。

○飯塚 豊危機管理監 要配慮者の定義についての御質問でございますが、国の災害対策基本法第8条第2項におきましては、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者と定めておりまして、本市地域防災計画では、外国人、妊産婦、その他の防災施策及び災害時に配慮を要する人々も対象としております。以上でございます。

○野田雅之委員 それでは、毎年計上され、令和6年度も当然予算計上されている防災・減災対策であります。防災拠点や備蓄倉庫、避難所物資のほか、災害用トイレや避難用発電機の整備などがうたわれております。そこで、妊産婦や乳幼児向けの避難所物資について伺います。また、その配備基準についての考え方を伺います。

○飯塚 豊危機管理監 備蓄物資等についての御質問でございますが、乳幼児向けの備蓄物資につきましては、毎年度、粉ミルク、哺乳瓶、おかゆ、紙おむつ等を購入しておりますが、妊産婦に特化した備蓄物資はございません。川崎市備蓄計画における配備基準では、粉ミルク及び哺乳瓶につきましてはゼロ歳児を対象に、おかゆにつきましては1・2歳児を対象に、乳幼児用の紙おむつにつきましてはゼロ歳から3歳児を対象として、本市の年齢別男女別人口により算定した割合で数量を決定し、配備しております。以上でございます。

○野田雅之委員 避難するに当たり自らが自宅から必要な物資を持っていくのは原則となっておりますが、妊産婦、母子については避難に当たり特有の苦勞も想定されます。備蓄物資の充実は望まれるところであります。妊産婦に特化したものはないとのことですが、ぜひ検証をお願いいたします。

それでは、妊婦については、つわりや目まい、おなかが大きくなって動きづらい、また、早産や急な分娩のリスクへの準備が必要となります。乳児期は赤ちゃんの体温の維持やストレスによる母乳分泌の低下への対応などが必要となります。妊産婦や乳幼児のいる御家庭に向けた災害時の家庭での備えについて、どのような普及啓発を行っているのか伺います。

○阿部浩二こども未来局長 妊産婦等への防災情報の普及啓発についての御質問でございますが、妊産婦や乳幼児のいる御家庭につきましては、川崎市防災ポータルサイト等における情報発信や、こども防災絵本「ダイジシーンからのおねがい」を保育所等に配付したほか、昨年9月発行の母子健康手帳に災害時の備え・対策のページを新たに追加し、災害時の連絡方法や地域の避難場所等を家庭で事前に話し合うことで災害時の家庭での備えについて普及啓発をしているところでございます。今後につきましては、かわさき子育てアプリでのプッシュ型情報発信や、母子健康手帳に二次元コードを掲載し最新の防災情報が得られるようにするなど、情報発信の方法を工夫し、防災意識の向上につながるよう取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○野田雅之委員 これからは、妊産婦、乳幼児やその御家族に対して、建物の被災などにより自宅から避難が必要になった場合の対応はどのようにやっているのか伺ってまいります。川崎市統計データブックで示されている令和4年の本市の出生者数は1万1,556人であり、妊婦や乳幼児とその母親まで考慮すると相当な数がその対象となるはずであります。それでは、自宅などから指定避難所に避難されてこられた要配慮者である妊産婦や乳幼児について、まず受入れ時、どのように把握し、どのように対応していくのか伺います。続いて、避難所で受入れが終わった後、しっかりとした住居などの生活空間が確保できるまでの期間、避難所生活が強いられますが、対応を伺います。

○飯塚 豊危機管理監 避難所運営における要配慮者の把握についての御質問でございますが、避難者の受入れにつきましては、避難所開設時にレイアウトを考える際にあらかじめ要配慮者スペースを設けることとしており、避難されてきた方には、受付で名簿に記入することと併せて、妊産婦や乳幼児で配慮が必要となる場合には御本人より申し出いただき把握することとしております。一方で、要配慮者スペース受入れ後の対応につきましては、明確なルールとして共通認識が図られておらず、要配慮者の区分により対応も異なるものと考えておりますので、今後、関係局区と協議の場を設けるなど、具体的な対応に向け調整してまいります。以上でございます。

○野田雅之委員 本人の申し出によってというのは当然のことなのですが、気兼ねして言い出せずに遠慮がちになるなどの話もあります。母親が空腹に耐えてもおなかの赤ちゃんに影響する可能性もありますし、受入れ時のきめ細かな対応が重要となります。また、要配慮者スペースの受入れ後の対応については明確なルールとして共通認識が図られていないとのことでありました。今後具体的な対応に向けて調整をすることですので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、妊産婦や乳幼児、育児する母親等については、妊娠から産後、新生児や乳児等、その時期ごとに起こり得る医療面や健康面の課題が異なり、その状況に合わせた対応が必要になりますが、どのような体制で対応していくのか伺います。

○阿部浩二こども未来局長 妊産婦等の災害対策についての御質問でございますが、妊娠期から産後の時期、新生児期等においては、心身の変化や生活上の留意点が異なることや人により心身の状態の差が大きいなどのことから、それぞれの状況に応じたケアが必要と考えております。避難所等においては、運営を担う地域の方などが妊産婦や新生児等を含む避難者に関する情報の集約を行い、その報告を受けた各課の保健衛生・福祉班の保健師等が避難所を巡回するなどして妊産婦や新生児等の状況を個別に確認することにより、心

身や置かれた環境等のアセスメントを行い、必要な助言等を行うこととしております。さらに、緊急対応が必要と判断される場合には、市保健医療調整本部が医療機関や関係団体等の調整を行う体制となっているところでございます。以上でございます。

○野田雅之委員 それでは、昨年9月の多摩区で行われた九都県市合同防災訓練では妊産婦などに向けた訓練が行われましたが、その内容を伺います。また、訓練は運用の確認や課題の抽出、関係機関の協力、連携などに大いに役立つはずであります。様々な想定をした実働訓練や机上訓練を行い対策に役立てるべきですが、見解を伺います。

○飯塚 豊危機管理監 妊産婦を対象にした防災訓練についての御質問でございますが、本年度多摩区で実施した市総合防災訓練では、避難所となる体育館内にプライベートテントを利用した授乳スペースの設置、展示を行うとともに、栄養士会による要配慮者に向けた災害時の栄養相談等の啓発を行ったところでございます。妊産婦を対象とした訓練につきましては、災害時の避難所における具体的な支援方法について、まずは関係局区や関係団体と連携して、妊産婦の体調により必要となる支援方法や配慮を検討するとともに、避難所等の施設の使用方法についても事前検討する必要があると考えており、訓練実施に当たりましては、参加者が災害発生時の状況の共通イメージを持ち、具体的な対処方法などを検証できる機会としてまいります。以上でございます。

○野田雅之委員 危機管理監からは、妊産婦を対象として訓練は関係局区や関係団体と連携し、支援方法や配慮を検討する、避難所等の施設利用も事前検討の必要があり、訓練実施は共通イメージを持って具体的な対処方法などを検討する機会としていくと、取組の充実を図る御答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは、避難所に避難された後、妊産婦、乳幼児の対応で医療機関や助産師の方などの協力が必要となる場合、医療機関や職能団体等に対応を依頼する際、どのように対応していくのか具体的に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 妊産婦、乳児への医療救護対応についての御質問でございますが、避難所の医療救護活動におきましては、市医師会、看護協会、助産師会などの医療関係団体の御協力と連携の下、妊産婦、乳幼児等を含めて、健康状態の確認や必要な医療の提供を行うこととしております。その中で、医療機関への入院が必要な方には市保健医療調整本部にて調整を行うほか、広域調整が必要な場合には県が組織する災害時小児周産期リエゾンの協力を得ながら、できる限り速やかに入院医療につなげる仕組みにて対応することとしております。この仕組みを実効的に機能させるため、関係団体参画の下、各種訓練を計画的に行い連携体制の強化を図っているところでございます。以上でございます。

○野田雅之委員 さきに述べたように、妊婦については、つわりや目まい、おなかが大きくて動きづらい、また、早産や急な分娩のリスクへの準備が必要となります。乳児期は赤ちゃんの体温の維持やストレスによる母乳分泌の低下などの懸念もありますし、多くの方が避難してくる指定避難所においては、乳幼児がいると避難所に入りづらい、入れない、入っても夜泣きなどでいられないなど、現場では守らなければならない新しい命、その母親に対して多くの課題がありますし、その御家族に対する配慮も必要になるはずであります。様々な理由を抱える要配慮者である妊産婦、乳幼児であります。安心して避難所生活を送れるように適切に対応することが求められます。本市では、指定避難所から、ケースによって避難所補完施設の利用も想定していますが、妊産婦及び乳幼児、その家族に特

化した専用避難所を指定することにより、専門性の高い避難所の備蓄品の充実を図ることが可能でありますし、市職員の体制が整わない中、集約することで職能団体等の協力もより効率的なものとなります。その必要性に対する見解を伺います。

○飯塚 豊危機管理監 妊産婦及び乳幼児等を対象にした避難所についての御質問でございますが、災害発生時におきましては、近くの避難所への避難が基本と考えておりまして、要配慮者に対しては一般避難者とは別に対応することとしておりますが、避難生活が長期間にわたる場合など、要配慮者の区分に応じて集約することは災害対策において効率的な側面もあると認識しております。一方で、妊産婦の心身の健康管理や生活環境など配慮が必要な部分があり、専門的な判断や経験が求められるものと考えており、災害の状況に応じて避難所補完施設を利用するなど、被災された妊産婦等が安心して安全に避難生活を送るための課題整理から始めてまいりたいと存じます。その上で、妊産婦等に特化した避難所の検討や関係団体との意見交換など、関係局区と連携して取り組んでまいります。以上でございます。

○野田雅之委員 要配慮者の区分に応じた集約は効果的な側面があるという話や、一方で、専門的な判断、経験が求められ、状況に応じた避難所補完施設の利用や課題整理を始める、その上で、妊産婦等に特化した避難所の検討や関係団体との意見交換など関係局区と連携して取り組むと前向きな御答弁をいただきました。ぜひともよろしく願いいたします。ありがとうございます。それでは、ディスプレイをお願いします。今出ました避難所補完施設というのは、住民が容易に避難できるように地域の実情に応じてということで、その都度避難所を補完するものとして一時的に使用する施設として全市に497か所、令和4年現在ですけれども、登録されておりまして、主には公共施設、民間施設で、こども文化センターや保育所とか町内会館などが指定をされております。区内で数か所、ぜひこういう妊産婦や乳幼児に対する指定避難場所ということで指定していただいて、そこへ専門性の高い備蓄を集約させるとか、事前に準備を進めていただければと思っております。

また、他の自治体で先進的な取組を行っておりまして、文京区では私立の大学4校と連携をして、そういう特化した避難所を指定しております。世田谷区でも私立の小中学校、高校とか国立の研究センターなんかも、そういう立ち位置で登録をされておりますし、昨年は逗子市でも私立の学校をそういう指定した避難所として協定を結んだりしております。宮崎市では民間の企業が、保育施設があるということで、そういったところも利用する協定が結ばれています。本市も多くの民間企業もありますので、当然子どもたちが育つような環境を整えた施設もあると思っておりますので、そういったところの調整、検討、またそういった部分で前向きにいろいろ取り組んでいただければと思っております。幾つかの事例を挙げて質問いたしました。また、先進的な取組の自治体の事例も紹介させていただきました。今回の質問では実際のところまだまだ議論が広がりを見せておらず、さらに早急に進める必要が見えてまいりました。当然専門的な視点が重要で、助産師会や看護や医療の関係者など職能団体からもしっかりと力を借り、早急に動き出す必要を感じますし、本市の組織は所管が分かれており、強い連携が求められます。本市の助産師会などの専門職員も少なくなっている今、行政内部だけで取組の充実を図ることには限界があります。関係職能団体などからの協力は避けて通れません。そして、行政内部における取りまとめ、旗振り役を果たす職員の存在も重要であります。安心して出産できる子育てに優しいまちを目

指す本市にとって、発災時の妊産婦、乳幼児とその家族を守る対策の充実を今後早急に進めるべきですが、見解を伊藤副市長に伺います。

○伊藤 弘副市長 発災時の妊産婦等への対応についての御質問でございますが、本市避難所における保健医療活動につきましては、本市職員だけでなく市内医療関係団体や各地から派遣される医師、看護師などの専門職の支援を受けながら活動することとしており、そうした体制の中で、妊産婦、乳幼児に対する健康状態の確認や相談支援等を行ってまいります。その際、母子特有の特徴を捉えた専門的な知見による対応が重要となりますので、平時から関係局が連携して災害時に備えた医師会、看護協会、助産師会など、医療関係団体との連携体制の構築強化に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○野田雅之委員 医療関係団体との連携体制の構築、強化に努めるとのことでありました。各局長からも前向きな御答弁もいただきました。ぜひ早急な対応をお願いいたします。令和4年度に各局区等の危機管理に関する取組状況を統括するために局相当の組織として現在の危機管理本部が設置されております。その際、こども未来局にも危機管理担当が新設されるなど、組織の充実も図られております。健康福祉局、区も一体となって全庁的に連携し、これらの取組の早期の実現をお願いいたします。これらの取組につきましては改めて進捗を伺わせていただきます。

本日御答弁いただきました飯塚危機管理監、阿部こども未来局長におかれましては、今月をもちまして御勇退される運びとお聞きをしております。飯塚危機管理監は令和4年度に局相当の組織として新設された危機管理本部の初代危機管理監をお務めいただき、危機管理を統括いただいて様々な危機に備えていただくためにいろいろ業務を進めていただきまして、安全・安心な川崎市の実現に御尽力いただきました。また、阿部局長は3年間、局長として本市を支える未来ある子どもたちへの取組充実に御尽力をいただきました。今後その姿勢は後に続く職員にもしっかりと受け継がれるはずであります。長年の御貢献に心から感謝を申し上げます。新天地での御活躍をお祈り申し上げますとともに、仕事以外では、ぜひお住まいの地元でこれまでの知見を生かしていただき、地域の発展にお力添えをいただければ幸いです。本当にお疲れさまでございました。終わります。

○嶋 凌汰委員 私は、4款1項3目、小児医療費助成事業費、5款7項1目、健康ポイント事業費、歳入、バナー広告収入、4款1項4目、子ども・若者育成支援推進事業費について伺います。

初めに、小児医療費助成事業費についてです。本市では、昨年9月より対象が中学3年生までと拡充され、予算策定に当たり新たな試算をされたということで、国、県の動向も踏まえ詳細に伺ってまいります。まず、令和6年度の予算額について伺います。また、令和5年度予算比の増減とその主な要因について、こども未来局長に伺います。

○阿部浩二こども未来局長 小児医療費助成事業費についての御質問でございますが、初めに、令和6年度の小児医療費助成事業費の予算額につきましては62億853万3,000円でございます。次に、令和5年度予算額との比較でございますが、8億6,147万円の増額としたところでございます。増額の主な要因といたしましては、昨年9月の制度拡充の影響が令和6年度は通年化することによるものでございます。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 次に、本市の子育て世代の人口動態についてです。先日、内閣府から2023年度ミニ経済白書が公表され、都から近隣3県へ子育て世代東京脱出として報道されてい

ましたが、詳細を見ると、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市が都からの転入超過である一方、本市は都に対して転出超過であり、令和5年はその人数も増加しています。また、昨年6月の一般質問にて、都と本市の子育て世代の人口流出を指摘しましたが、その傾向は令和5年も変わりません。ただ、都はこれまで様々な子育て支援策を打ち出すことで転入超過は前年比約30%、4,432人の減となっています。一方、本市は約9%、228人の減です。人口流出に様々な要因があるにせよ、本市の子育て支援の充実は喫緊の課題だと改めて考えます。国は、令和6年度から小児医療費助成について国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止することです。本市における影響額を健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 国民健康保険についての御質問でございますが、地方自治体が独自に医療費助成を行うことに伴い、国民健康保険の国庫負担が減額される調整措置につきまして、国は令和6年度から18歳未満までを対象に廃止することとしており、令和4年度決算における本市の影響額は約1,200万円でございます。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 次に、県は令和6年度から小児医療費助成に係る政令市への助成金の補助率を3分の1に引き上げられるとのことですが、令和6年度予算額における影響額をこども未来局長に伺います。

○阿部浩二こども未来局長 小児医療費助成事業費についての御質問でございますが、県事業補助金の補助率格差の是正に伴う令和6年度予算額における影響につきましては、約2億8,900万円の歳入増が見込まれるところでございます。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 次に、一部負担金については他の委員の質問にて一定理解しましたが、隣の横浜市と東京都を含め、令和5年4月、こども家庭庁の調査では全国の市町村の約69%が自己負担なしとなっています。今回の国、県の動向や他都市の状況を踏まえて検討をお願いします。次に、対象年齢については、こども家庭庁令和5年4月の同調査では、全国の市町村のうち約69.4%が18歳まで対象となっている一方、政令市においては、対象となる子どもの人口が多く大きな予算が必要となり、年齢拡充に向けては多くの政令市が足踏みをしていたように思われます。しかし、令和5年度に岡山市、福岡市、熊本市、令和6年度以降には千葉市、さいたま市、相模原市、札幌市が18歳まで対象年齢の拡充を予定しており、今後、15政令市、75%が18歳まで対象となります。本市が仮に18歳まで拡充した場合の影響額を伺います。また、一部負担金を撤廃した場合について伺います。あわせて、本市の見解と対応を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 小児医療費助成事業費についての御質問でございますが、対象年齢を高校3年生まで拡大した場合の影響額といたしましては、約6億2,000万円の増額になると見込んでおります。また、対象年齢の拡大に加えて一部負担金を撤廃した場合の影響額につきましては、約11億9,000万円の増額になると見込んでおります。対象年齢につきましては、昨年9月の制度拡充により、通院医療費助成の対象を小学校6年生から中学校3年生に拡大いたしましたので、引き続き拡充後の助成状況の分析を行いながら着実に取組を推進してまいりたいと存じます。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 次に、本市の子育て世代の人口動態に加え、近隣他都市の状況や他政令市の状況を踏まえると、小児医療費助成制度のさらなる拡充が必要と考えます。本市の今後の拡充の方向性について市長に伺います。

○福田紀彦市長 小児医療費助成制度についての御質問でございますが、本制度について

は昨年9月に拡充したところですので、引き続き着実に取り組むとともに、国に対して全国一律の制度となるよう要望してまいります。以上です。

○嶋 凌汰委員 引き続き、国への要望もお願いいたします。本市は、子育て世代の人口流出だけでなく、出生数も減少しており、令和5年は約50年前のピーク時の約半分以下の1万1,371人となりました。若者を対象にした複数の民間調査では、子どもを欲しくないとの回答が約半分となっている調査結果が複数あり、経済的な理由だけでなく、ちゃんと育てられるか不安であるとの意見も同様に多いです。より医師にかかりやすい環境整備も重要です。引き続き、若者、子育て世代にも寄り添った施策の充実を要望いたします。

次に、健康ポイント事業費について伺います。初めに、本事業費は、令和5年10月から始まった健康増進アプリ、かわさきTEKTEKの運営費とのことですが、令和6年度予算額と事業内容を伺います。また、現在のアプリダウンロード数、直近アクティブユーザー数、学校のポイント寄附状況を伺います。あわせて、寄附に回っていない寄附ポイントの状況及び有効期限と本市の対応を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 かわさきTEKTEKについての御質問でございますが、令和6年度の予算案につきましては2,839万5,000円となっております。アプリの運営費及び広報の委託費等に加え、令和5年度に寄附されたポイントに応じて小学校に交付する応援金の予算を計上しております。次に、アプリの利用者数は現在約4万4,000人を超えたところで、直近の2月にアプリを開いて歩数がカウントされている人数は約3万5,000人でございます。また、学校へのポイントの寄附状況につきましては既に満額を達成した学校もございまして、全体では56.2%を達成している状況でございます。また、ポイントの有効期限は今月末の3月31日までとなっているところでございますが、現時点で寄附されずアプリ内にためたまの状態で残っているポイントもございまして、アプリ内通知等で寄附を促してまいりたいと存じます。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 着実をお願いいたします。次に、本事業は歩いてポイントのため、そのポイントを基に小学校等へ寄附をする取組ですが、健康福祉局の健康増進のための予算となっております。本事業を通して利用者の健康増進の効果を確認する必要があると思っておりますが、今後調査を行うのか、また、調査をする場合はいつ、どのような調査を予定しているのか伺います。

○石渡一城健康福祉局長 かわさきTEKTEKの効果についての御質問でございますが、本事業につきましては、ウォーキングで市民の健康意識を高め、健康行動の習慣化を促進するために実施している事業であることから、来月の4月から5月頃を目途にアプリ内のアンケート機能を活用して、歩数の状況や参加後の健康に対する意識等について調査を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 こちらも着実をお願いいたします。次に、配付ポイントの内訳についてです。配付されるポイントは、主に歩いてためる歩数ポイントと初回登録ボーナスのポイントがあるとのこと。それぞれ全配付ポイントに占める割合を伺います。また、健康増進アプリのため、歩いてポイントをためてもらうことが重要である一方、さらなる登録者を増やす取組も重要です。今後の取組について伺います。あわせて、寄附先が主に小学校等に限定されていることから、中学校等への寄附先の追加も求める声もあり、参加者を増やす観点からも重要と考えますが、本市の見解と対応を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 かわさきTEKTEKについての御質問でございますが、2月末までに配付した全ポイントのうち、歩数によるものが約33.1%、初回登録ボーナスポイントによるものが約66.5%でございます。今後の参加者確保につきましては、4月に小学校に入学する新1年生の保護者に向けて重点的に周知を行うほか、現在開催中の歩数対決イベント「vs 中村憲剛!」のようなイベントの開催など、参加者を増やす取組を進めてまいりたいと存じます。また、本事業につきましては、来年度に学校への応援金の交付などを行い、初年度の事業が完了するものでございますので、まずは初年度の取組状況について参加者へのアンケート調査などから事業効果の把握に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 次に、現在の協賛の状況を伺います。また、アプリのバナー広告には協賛の規模に応じて期間が決まり、協賛企業の広告が掲載されるということです。すなわち、事業に賛同し、助力をいただいた企業に対しての一つの付加価値としてバナー広告が活用されています。アプリのバナー広告の掲載状況と基準等について具体的に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 協賛状況についての御質問でございますが、現在54社の企業等からの御協賛をいただいております。5件360万円の協賛金と56件の応援特典の御協力をいただいております。また、アプリを開きますとホーム画面の下段にバナー広告を掲出できるようになっておりまして、協賛企業の広告や新たな協賛募集などに活用しております。協賛企業のバナー広告掲載期間につきましては、金額換算で30万円以上、もしくは金額に換算できない体験物の応援特典は受入れ人数が50人以上の協賛企業をプラチナスponsorとして4週間以上といたしまして、以下、10万円以上もしくは30人以上をゴールドスponsorとし3週間、1万円以上もしくは10人以上をシルバースponsorとして2週間、1万円未満もしくは10人未満をブロンズスponsorとして1週間とすることを原則としていただいております。また、今年度の協賛期間となる令和6年9月末日までの協賛企業のバナー広告の掲載は、ほぼ枠が埋まっている状況でございます。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 次に、本アプリはリリースから短期間で当初の目標をはるかに超える市民の方に利用されています。今後、本市民の健康を支える取組の核となるアプリにしていく必要があると考えます。さらなる健康増進に向け、例えば、食べたもののカロリーを素早く記録できるようにすることで、さらなるウオーキングへのモチベーションを高めたりなど、今後健康増進アプリとして機能拡張等も視野に入れ、育てていくことが大事だと思いますが、本市の見解を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 アプリの機能についての御質問でございますが、本アプリは、開発費用を抑えるために既存のパッケージを組み合わせ、極力少ない改修を行う設計となっているため、新たな機能の追加には大きな改修を要することから、まずは既存のアプリの機能を活用しながら市民の健康増進を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 最後に要望です。今回の委託先企業は同じような健康アプリを全国30自治体で実施しております。他都市との情報共有、委託先との連携を通して、本市のこれまでのダウンロード数などの実績を生かせるさらなる健康増進の取組の推進をお願いいたします。

次に、バナー広告収入について伺います。今月の市ホームページリニューアルに当たり、

財源確保の取組の一つであるバナー広告の活用状況について伺います。まず、令和6年度のバナー広告収入による全体の歳入予算額を伺います。また、全てのバナー広告が埋まった場合の収入額を伺います。あわせて、過去のバナー広告収入の推移について総務企画局長に伺います。

○中川耕二総務企画局長 バナー広告の歳入額についての御質問でございますが、令和6年度のバナー広告収入による歳入予算額については、各部署に確認したところ、合計約800万円で、全てのバナー広告が埋まった場合の収入額は合計約2,100万円でございます。バナー広告収入の推移でございますが、川崎市トップページでは、約10年前の平成25年度には年間300万円の収入がありましたが、ここ数年は年間約70万円前後で推移しており、バナー広告の大半が同様に減少している状況でございます。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 減少傾向とのことですが、これまでの掲載状況を調べてみますと、一月分を1枠と数えると、市トップページは令和5年度見込みで年120枠分の13枠で10.3%、全7区トップページ合計に至っては年840枠分の27枠で3.2%です。また、過去5年間の実績、合計がそれぞれゼロ枠の区と1枠の区で来年度予算案ではそれぞれ120枠全て埋まる見込みとしている区もあります。具体的には伺いませんが、これは注視してまいりたいと思います。次に、一般的に自治体がバナー広告を活用する意義について伺います。また、事業者にとっての想定されるメリットについて伺います。

○中川耕二総務企画局長 バナー広告の活用意義等についての御質問でございますが、バナー広告をはじめとする本市の広告掲載事業は、市有財産への広告の掲載または掲出を通じて本市の新たな財源を確保し、これにより市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的としております。事業者にとってのメリットといたしましては、現在、様々な広告の掲載ページがあり、事業者が自身の事業内容等を踏まえて選択できることに加え、月額広告料がページビュー数等に応じた変動料金制ではなく固定料金制であることから、安定した費用で掲載できることなどが考えられます。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 次に、リニューアルに当たり、バナー広告についてはどのような検討が行われたのか伺います。また、掲載件数が減少する中で大半のページは過去10年以上、月額掲載料は変わっていません。本市の見解と対応を伺います。

○中川耕二総務企画局長 ホームページのリニューアルに伴うバナー広告についての御質問でございますが、リニューアルを契機に、これまで以上のバナー広告収入を確保する方法を検討した結果、画像サイズの設定を縦横とも1.5倍に拡大し、視認性を高めるとともに、広告料は据置きとし、申込事業者が活用しやすくするものでございます。なお、バナー広告料につきましては、川崎市トップページと同様の募集方法である他の指定都市と比較しても大きな違いはないところでございますが、今後とも状況等を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 固定料金がメリットとしながらも、掲載が多い横浜市と比べると割高ですし、実際にほとんど掲載されていないのが現状です。事業者のメリットについても、地元企業の広告掲載による地域経済活性化、自治体ホームページに掲載されることによる信頼性向上やブランディング、SEO対策等様々です。これまでのやり取りからも、バナー広告については市にノウハウが蓄積されていない結果、それぞれの現場も効率よく運用できていないと考えます。今後オンライン利用等が進む中で、バナー広告有効活用のノウハ

ウが蓄積され効率よく運用できるよう、全市一括したバナー広告専門の担当者等を設ける、または一括して管理運用等をすべきと考えますが、本市の見解を伺います。

○中川耕二総務企画局長 今後のバナー広告の有効活用に向けた取組についての御質問でございますが、現在、バナー広告の事務については、掲載ページを所管する各部署で行っているところでございますので、今後、各部署間で活用に向けた情報共有を行うなど、ノウハウの蓄積や事務効率の向上につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 着実な財源確保の取組をお願いいたします。次に、視点を変えまして、先ほど質問したかわさきTEKTEKでは協賛された方への付加価値としてバナー広告が活用されています。まず、本市の企業、団体からの寄附状況を伺います。また、寄附された方への対応について財政局長に伺います。

○白鳥滋之財政局長 企業等からの寄附についての御質問でございますが、初めに、令和4年度中に企業等の個人以外の団体からいただきました寄附につきましては、全体で125件、7億400万円余でございます。次に、寄附していただいた企業等への対応につきましては、各局で要綱を策定し、一定額以上の寄附をいただいた企業等に対して感謝状の贈呈を行っているところでございます。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 ディスプレーをお願いします。寄附状況についてですが、ここの10万円から30万円のゾーンが一番多くなっています。ふるさと納税による流出など厳しい財政状況の中で、川崎市を選んで寄附をしていただいている企業、団体は大切な存在です。現状、バナー広告においては、先ほど示したように年間900枠以上空いています。今後の財源確保のための寄附受入れのさらなる拡大の手段の一つとしてバナー広告を付加価値として利用すべきと考えますが、本市の見解と対応を財政局長に伺います。ディスプレイ、結構です。

○白鳥滋之財政局長 企業等からの寄附についての御質問でございますが、企業版ふるさと納税制度におきましては、寄附企業に対し経済的な見返りは禁止となっております。本市におきましては、普通交付税の不交付団体であるなど法令の規定により企業版ふるさと納税の対象外とされておりますが、その趣旨を踏まえますと、バナー広告を提供することには課題があるものと認識しております。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 バナー広告を企業版ふるさと納税に対するベネフィットとして実際に提供している自治体が散見されることや、市内企業を想定していること、また、そもそも企業版ふるさと納税でないので引き続き検討をお願いします。次に、かわさきTEKTEKのようにアプリにバナー広告を掲載する場合、本市ではどのような要綱、手続で掲載されるのか、財政局長に伺います。

○白鳥滋之財政局長 アプリへの広告掲載についての御質問でございますが、本市では、平成20年4月に川崎市広告掲載要綱及び同基準を策定し、広告事業関連事務につきまして、広告の範囲や募集方法等を規定しているところでございます。アプリへのバナー広告の掲載手続につきましても、この要綱及び基準等に基づき、各所管局において公募を行い、決定した事業者と契約を締結しているところでございます。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 次に、本市では、昨年末時点で川崎市ごみ分別アプリが約23万件のダウンロードがあり、最多です。本市が脱炭素の取組に力を入れている中で、かわさきTEKTEKのように社会課題の解決に共感し、環境問題に親和性のある地元企業がバナー

一広告に掲載されることで、単なる本市の収入だけでなく、事業周知や啓発の効果等が期待できると考えますが、本市の見解と対応を環境局長に伺います。

○三田村有也環境局長 ごみ分別アプリについての御質問でございますが、ごみ分別アプリは専修大学との共同開発により、開発及び運営経費を抑えたシステムとなっております。本アプリは、1万を超える品目の分別方法の検索や、荒天時等の収集状況などの情報提供機能を有しております。平成28年度の運用開始以来、市公式アプリの中でも利用者が最多となっておりますので、広告収入や環境問題に取り組む協賛企業の事業PR等、一定の需要が見込めると考えております。しかしながら、本アプリにバナー広告の掲載機能を追加するためにはシステムの再構築が必要となることから、市民の皆様の利用しやすさへの影響や費用対効果の検証等、調査検討してまいります。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 貴重な財源確保のチャンスでもありますので、費用対効果を踏まえ、検討をお願いいたします。

次に、子ども・若者育成支援推進事業費について伺います。令和6年度に子ども・若者調査が実施されるとのことです。県では昨年8月から9月に行われた県内の中学2年生の子どもがいる家庭を対象にした調査で貧困率が10.1%と、約10人に1人が厳しい経済環境の中で暮らしていることが明らかになりました。また、私も参加しました3月2日の幸区役所にて行われた子どもの貧困をテーマにした講演会は、ほぼ満席で市民の関心の高さがうかがえます。子ども、若者の実態を把握する本調査は大変重要です。まず、令和6年度予算額と調査の概要を伺います。また、前回の調査との違い、今回の想定スケジュールについて伺います。

○阿部浩二子ども未来局長 子ども・若者調査についての御質問でございますが、調査の概要等でございますが、予算額は委託料として1,386万円を計上しておりまして、次期子ども・若者の未来応援プランに向けた基礎資料とするため、子ども、若者及びその保護者に対し、生活に関する状況や意識等を調査するものでございます。前回調査との違いといたしましては、今般の子ども施策に関わる法改正等の内容を踏まえ、必要な要素を新たに調査項目に反映させることを検討しております。次に、スケジュールでございますが、令和6年度前半に調査項目や対象者等を確定し、年内を目途に調査票の配付及び回収を終え、年度内に結果を取りまとめる予定でございます。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 次に、前回の調査の回収状況についてです。前回の調査方法について詳細に伺います。また、そのうち16歳から30歳の子ども、若者を対象にした調査の有効回答数と有効回答率を伺います。あわせて、そのうち高校生の回答数を伺います。

○阿部浩二子ども未来局長 子ども・若者調査についての御質問でございますが、前回調査の方法でございますが、無作為抽出等により調査対象を選定し、未就学児の保護者については郵送により調査票を配付、回収し、小学2年生、5年生及び中学2年生とその保護者については学校での調査票の配付、回収、また、16歳から30歳の子ども、若者については、調査の依頼文書を郵送の上、オンラインでの回答としております。前回調査の回答状況でございますが、16歳から30歳までの子ども、若者の対象者数は3,000人で、有効回答数は1,184人、有効回答率は39.5%でございまして、回答者の属性で高等学校に通っていると回答があった数は161人でございます。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 今回の調査では、ヤングケアラーに関する質問項目の調整を行うとのこ

とですが、国の調査によると、高校生の約24人に1人はヤングケアラーという調査結果があります。また、高校生の年代は、大学進学等、将来を考えるに当たり大変重要な時期です。意欲があっても家庭環境等によって夢や進学を諦めてしまうことがあってはなりません。本市の16歳から18歳の人口が約3万人強に対して高校生については161人の回答数では不十分と考えます。例えば本市の市立高校等と連携して調査を行うなど、高校生を含めた対象世代の回答数を増やす取組について本市の見解と対応を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 ヤングケアラーについての御質問でございますが、令和6年度に実施を予定しております川崎市子ども・若者調査では、ヤングケアラーを含む子どもを取り巻く様々な課題の最新の状況を把握し、効果的な施策につなげることが重要と考えておまして、質問項目等の調整を図るとともに、調査母数や調査方法等、より効果的に子ども、若者の意見を捉えることができるよう検討してまいります。以上でございます。

○嶋 凌汰委員 最後に要望です。国では、法律にヤングケアラーを支援対象として明確化していく予定とのことです。今回指摘した高校生でありましたり、また、市内に2割弱いるとされる私立中学生等、市内の子ども、若者の実態を正しく把握できる調査となるよう着実な取組をお願いいたします。以上で質問を終わります。

○田村伸一郎委員 それでは、私からは、一問一答方式で、健康福祉費について、社会教育振興費について、それから消防費について順次伺ってまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは初めに、5款健康福祉費、認知症にやさしいまちづくり事業費について健康福祉局長に伺いたいと思います。若年性認知症者及び家族支援についてです。このテーマについては平成27年の第5回定例会で初めて取り上げ、それ以来、当時はまだ支援が進んでいない中、理解の促進、医療、介護の充実、雇用の継続や再就職に向けた支援、また、本人、家族の相談体制の充実などを求めてまいりました。現役世代の多くは家族の扶養や住宅ローンの返済、高齢の親の介護などを抱えており、発症すれば本人だけではなく周囲への影響も大きくなります。制度の利用方法や退職後の居場所づくり、また、症状の進行に応じた切れ目のない支援が欠かせないと考えております。本市には約500名の若年性認知症の方がいると推定されていますが、まず本市における実態と課題、新年度の取組について伺いたいと思います。

○石渡一城健康福祉局長 若年性認知症支援についての御質問でございますが、本市では、令和2年度に若年性認知症支援コーディネーターを専従で1名配置し、今年度からさらに業務補助者を配置し、若年性認知症の人や家族への相談や各種サービス利用の支援等を行っております。課題といたしましては、働き盛りの方が発症することが多いことから、企業、相談機関、医療機関、社会参加できる支援機関等との調整連携が不可欠であり、多くの時間と労力を要すること等がございます。今年度は、新たに本人、家族、医療機関、介護・障害サービス事業所等を構成員にした若年性認知症自立支援ネットワーク会議を開催するとともに、次年度からは、若年性認知症の人がこれまでの経験を生かして活躍し、地域において生きがいを持った生活ができるよう、社会参加の機会を確保するための取組について検討してまいります。以上でございます。

○田村伸一郎委員 よろしく願いをいたします。就労支援についてです。市長は、施政方針の中で若年性認知症の人やその家族からの相談に応じて、若年性認知症支援コーディ

ネーターによる専門医療機関へのつなぎや就労先の紹介など、引き続き本人の社会参加の支援を行ってまいりますと述べられました。また、市長は、昨年、車座集会において、若年性認知症の当事者の方々からの生の声に耳を傾けられ、若年性認知症支援コーディネーターの役割の重要性や、その激務について、認識をさらに深められたのかなと思っております。御答弁にもありましたように、本市は専従として1人の若年性認知症支援コーディネーターと、今年度から業務補助者を1人配置して様々な支援に取り組んでいます。設置されて4年目になりますが、これまでの相談者数、支援件数等の推移を伺います。若年性認知症支援コーディネーターには、本人やその家族と企業の産業医や地域包括支援センター等の関係機関との連絡調整、また、本人の状態や症状の進行状況に応じて、その企業内における業務内容の見直しや配置転換など、本人の能力に合った働き方が提供できるよう産業医と連携を図ること、そういった支援が求められています。現状と支援強化など、今後の取組について伺います。また、障害者雇用枠を活用した就労継続や就労継続支援事業所の活用など、このコーディネーターの配置による効果が出た好事例などを伺いたいと思います。あわせて、このコーディネーターの負担軽減など、継続的なフォローアップ体制の構築が重要だと考えています。現状と課題、今後の対応について伺いたいと思います。

○石渡一城健康福祉局長 若年性認知症支援コーディネーターについての御質問でございますが、実績につきましては、令和2年度は相談者30名、支援件数470件、令和3年度は43名、571件、令和4年度は57名、346件となっております。就労継続に向けましては、企業訪問等を通じて産業医等との連携を図るほか、企業等を対象とした研修を開催するなどの取組を進めており、今後さらに多くの企業等に御参加いただけるよう周知してまいりたいと考えております。また、具体的な好事例といたしましては、若年性認知症の診断を受けた後、同居家族を通じて相談が入り、会社と本人、家族との面談機会を設け、労働時間の変更や業務内容の見直しなどの働きやすい環境づくりとともに、障害者雇用枠を活用することで本人の就労継続につながった事例がございます。今後につきましては、相談件数が増加傾向であることから、コーディネーターの負担を軽減し、適切な対応を図れるよう、引き続き若年性認知症に関する相談支援体制について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○田村伸一郎委員 御答弁にもありましたように、コーディネーターさんの受け持つ支援件数も年間平均500件ということで、1人で対応できるキャパを超え、限界に近づいているようにも感じています。そこで、若年性認知症の専門相談窓口の設置拡充についてです。本人や家族の支援をワンストップで行う機能を持つことが望ましく、若年性認知症の人の視点に立った支援の拡充を図るとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、さらなる充実に向けて進めていくべきと考えています。本市には、若年性認知症に特化した専門相談窓口を現行1か所で運営しています。そこにコーディネーターさんがいるわけですが、繰り返しになりますけれども、この3年間の相談者数、支援件数の増加から考えますと、今後想定される増加需要に対して適切な対応を図るためには、現状の支援体制が極めて難しい状況だと考えます。複数の専門相談窓口を設置することで相談者や患者数の増加にも対応し、また、本人、家族がさらに適切な支援を受けられることが可能となります。さらには、地域全体の医療サービスの向上にも寄与し、市民が適切で正しい情報やケアを受けられるなど、認知症への理解が深まることも期待されています。全国他都市に目を向

けますと、この若年性認知症支援コーディネーターの配置については、例えばお隣の横浜市では4か所の認知症疾患医療センターに設置しているなど、多くの都市で認知症疾患医療センターを活用して、専門相談窓口を開設しています。本市は、認知症疾患医療センターを認知症専門病院でありますかわさき記念病院と市立川崎病院を増設し、合計4か所体制に強化して対応しております。そのようなことから、この認知症疾患医療センターへの配置を拡充して支援体制の強化を図っていただきたいと思いますが見解と取組を伺いたいと思います。

○石渡一城健康福祉局長 若年性認知症支援についての御質問でございますが、若年性認知症につきましては、今後さらなる相談件数の増加が見込まれることから、本人や御家族の相談支援等が適時適切に行えるよう、複数窓口の設置などを含め、他の自治体での取組事例等を参考に、相談支援体制の強化について引き続き検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○田村伸一郎委員 ありがとうございます。意見要望です。今回、若年性認知症に特化した専門相談窓口を認知症疾患医療センターに設置するよう求めさせていただきました。御答弁では、今後さらなる相談件数の増加が見込まれることから、複数窓口の設置や相談支援体制の強化について検討していくと前向きな御答弁をいただきました。ぜひ、次期計画等様々な角度から検討していただきながら進めていただきますよう要望申し上げまして、次のテーマに移りたいと思います。ありがとうございました。

次に、13款6項2目社会教育振興費に関連して伺いたいと思います。令和6年度の予算案において、こども未来局の新規事業として放課後等の子どもの居場所づくりの推進に2,400万円計上されています。この事業内容については他会派議員からも質疑がありましたが、こども文化センターや学校との連携、委託事業など3種類の手法パターンで7か所で展開されていくということでございますので、課題の抽出や効果の検証を行いながらしっかりと推進していただくよう要望させていただきます。一方で、市制100周年記念事業における市主催事業の中で、放課後等の時間を活用した多様な体験、経験ができる環境づくりとして計画がされています。本事業の概要及び予算額について教育次長に伺いたいと思います。

○池之上健一教育次長 地域における教育活動についての御質問でございますが、本事業は、子どもの豊かな成長の支援や生涯学習の推進を担う組織として設置している地域教育会議を中心に、国が示す地域学校協働活動の一つとして今年度から実施している取組でございます。放課後等に子どもたちが様々な体験や経験ができる環境づくりを通じて、学校に関わる地域人材の掘り起こしとともに、それら地域人材をつなぐ核となる人材育成を目的としております。今年度は、川崎区の富士見中学校区を対象エリアとして実施し、令和6年度には他の中学校区へ対象エリアを拡充して、子どもも大人も楽しめるイベントの企画をはじめ、その準備や運営プロセスを取りまとめ、好事例として他の中学校区へ共有するなど、地域における教育活動のさらなる推進に資するための経費として1,500万円を計上したところでございます。以上でございます。

○田村伸一郎委員 今後の放課後や土曜日の教育の在り方を検討するに当たっては、学校、家庭、地域が連携して役割分担をしながら、社会全体で取り組む仕組みづくりが重要だと思います。例えば教員だけでなく子どもと関わる人材の多様性や、様々な面での柔軟性を

生かした工夫が必要だと思っています。御答弁をいただいた取組は、この令和5年度に実施された川崎区での取組を踏まえて令和6年度には地域を拡充して展開していくとのことですが、市域によっては地元の活動や子どもたちが生活する環境、また、地域の主体も多様であると考えます。事業展開するエリアの想定や期待される効果について教育次長に伺いたいと思います。

○池之上健一教育次長 地域における教育活動についての御質問でございますが、令和6年度は、富士見中学校区に加え、新たに宮前区の犬蔵中学校区での実施に向け、現在、地域の方々とも調整しているところでございます。今年度を実施した富士見中学校区のイベントでは、申込み時の意向確認や当日の声かけ等により保護者が当日サポーターとして協力いただくなど、新たな人材の掘り起こしにつながったほか、学校と様々な地域人材をつなぐ役割を担う地域教育コーディネーターが自らのネットワークを生かし、多様な団体や人材をつなげるなどの成果が得られたところでございます。今後、幅広い中学校区での展開を見込んでおりますが、環境や活動する地域団体等の違いはあるものの、本事業を通じて子どもたちが多くの方々に関わる中で、多様な価値観に触れながら様々な体験や経験ができる機会が創出されるとともに、地域の実情に応じたつながりが生まれ、学校が地域の核として地域ぐるみで子どもの育ちを支えていく機運が醸成されることを期待しております。以上でございます。

○田村伸一郎委員 子どもたちの放課後等の時間を社会全体で支える仕組みづくりに向けては、例えば既に同じ地域内で子ども文化センターやわくわくプラザ事業を実施している場合には、共通のプログラムの実施や相互交流などを通じて一体的実施や連携が効果的だと考えます。放課後等の子どもの居場所づくりにおいても、宮前区の犬蔵中学校区での実施を予定しているとのことですが、地元地域や現場での負担感の軽減、また、効率性の確保からも、一体的に取り組む手法もあるかと思っています。見解と対応について伺います。

○池之上健一教育次長 地域における教育活動についての御質問でございますが、各学校では、地域の様々な方々が知識と経験を生かし、子どもたちに豊かな学びや体験の機会を提供いただいております。地域の多様な人材や団体が連携していくことで、さらなる活性化など相乗効果が生まれるものと考えております。そのため、令和6年度には、放課後等の子どもの居場所づくりとも連携し、子どもたちを見守り、支えながら、地域のつながりづくりや人材の掘り起こしに取り組んでまいります。以上でございます。

○田村伸一郎委員 子どもを社会全体で支える地域づくりや人づくりといった取組を具体化し、そして持続可能なものにしていくには、活動を支える広域的な基盤づくりが必要であり、地域単位ではなく例えば全国のスーパーバイザー、コーディネーターをはじめ学校支援や放課後支援に係る人材、NPOなどのネットワーク形成を図る中間支援組織の強化が重要だと考えています。そこで、担い手の確保や地域人材の育成についてですが、当該事業に限らず少子高齢化や地域関係の希薄化といった状況を踏まえると大きく期待するところでございまして、こうした事例を共有していくことが重要であると考えます。今後どのように展開をしていくのか、見解と取組を伺います。

○池之上健一教育次長 地域における教育活動についての御質問でございますが、富士見中学校区での取組では、地域教育コーディネーターによる地域人材の掘り起こしや地域ぐるみでのイベント実施には一定の手応えを感じたところでございますが、一方で、日頃の地

域教育活動において掘り起こした地域人材に継続的に協力していただくためには、さらなるコーディネート力の向上が必要であると考えております。教育委員会といたしましては、地域教育会議交流会等の場を活用し、富士見中学校区の事例共有を図るとともに、今後も好事例を積み上げ、横展開を図りながら、学校を地域の核として地域の様々な方々が関わりながら、次の100年を担う子どもの育ちを地域ぐるみで支える仕組みづくりの実現を目指してまいります。以上でございます。

○田村伸一郎委員 御答弁ありがとうございました。意見要望です。本事業を通じて、学校に関わる地域人材の掘り起こしや、それら地域人材をつなぐ核となる人材育成に大きく期待をしているところでございます。市制100周年記念事業ということでございますけれども、今後も好事例を積み上げていただき、横展開を図り、継続的な取組で子どもたちが様々な体験や経験ができる環境づくりの実現と、また、関係局には本事業の重要性と担い手不足などの地域課題の解決にもつながるのだといった期待ができるのだということを十分に御認識いただくことを要望させていただいて、最後のテーマに移りたいと思います。ありがとうございました。

それでは最後に、12款1項消防費について消防局長に伺いたいと思います。女性消防吏員のさらなる活躍に向けた取組についてです。本市消防局における女性活躍の経緯を見ますと、昭和44年に日本で初めてとなる12人の婦人消防官の採用を行い、女性が持つ特性を生かし、きめ細やかでソフトな消防行政を行うことが目的とこのこととございました。それから46年後の平成27年に消防庁において女性職員の更なる活躍に向けた検討会が開催され、数値目標の設定による計画的な増員を目指すこととなり、令和8年度当初までに女性吏員割合を5%にするという目標値が設定されています。そこで、過去3年の消防吏員の採用状況と女性採用人数と割合、併せて全体の女性消防吏員の割合について伺います。また、現在の女性比率や過去からの経緯などに応じて女性の活躍の推進度合いなど、異なる課題も見えてくるかと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○原田俊一消防局長 消防吏員の採用状況及び女性消防吏員の割合等についての御質問でございますが、令和3年度の応募者数は480人、受験者数は334人、合格者数は42人、採用者数は37人で、うち女性の採用者数は7人、割合は19%、令和4年度に応募者数は491人、受験者数は356人、合格者数は30人、採用者数は25人で、うち女性の採用者数は2人、割合は8%、令和5年度に応募者数は360人、受験者数は238人、合格者数は42人、採用者数は34人で、うち女性の採用者数は5人、割合は15%でございます。また、女性消防吏員の割合につきましては、令和5年4月1日現在で全消防吏員の5.2%となっております。女性消防吏員の比率が増加することに比例し、当直業務に従事する女性消防吏員が増加することから環境を整備することは重要であると認識しており、引き続き庁舎施設等の改善の取組を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○田村伸一郎委員 今年度の本市の女性消防吏員の割合は5.2%ということでございまして、全国的に見ても上位に位置するなど様々な取組成果を評価したいと思います。そこで、女性消防吏員比率が高い本市ならではの課題があると考えます。5%以上の割合を維持するためには、継続した採用や、また離職防止対策、さらには消防全体をリードしていく立場としての女性幹部の育成の必要性、また、産休や育児休業からの復帰支援をより一層強化していくことで現在のポジショニングを維持していくことなど、そういったことが求め

られると思います。それぞれ見解と対応を伺います。また、新年度の予算案の中にも示されています救急救命士の強化についてですが、取組としては新設される救急隊に2名と計画7名の9名が配置をされます。救急救命士の安定確保については、需要が増している一方で、養成した職員が定年や退職、転職するなど、世代によるばらつきが懸念されます。救急出場件数の増加や救急隊員の労働負荷軽減への対応を踏まえながら、常に見直しを図りつつ、女性救急救命士の登用も含めて積極的な養成に努めていただきたいと思いますと考えますが、見解と取組を伺います。

○原田俊一消防局長 女性消防吏員の活躍推進等についての御質問でございますが、初めに、女性消防吏員が意欲と能力に応じて活躍できる職場環境と長期の育児休業等から復帰する際の環境を整えることは重要なことと認識しており、これらが充実することが女性消防吏員の確保や離職の防止につながると考えております。現在、女性の受験者を確保するため、女性消防吏員を採用担当に配置し、大学、高校、専門学校等での採用説明会に参加し、女性が活躍できる職場であることをアピールするとともに、遠方の方でも参加しやすいように、ウェブによる女性限定の説明会を開催しているところでございます。また、女性消防吏員のキャリアアップにつきましては、女性消防吏員を対象としたキャリアプランに関する女性活躍推進研修を実施するとともに、様々な部署に配置し、幅広い分野で活躍してもらい、昇任意欲の向上に努めているところでございます。さらに、長期の育児休業等からの復帰につきましては、育児休業者職場復帰支援プログラムの利用促進に加え、救急隊員への復帰を希望する職員には、子育て中の女性消防吏員が利用できる日勤救急隊員制度や、長期間救急業務に従事していなかった職員等を対象とした救急救命士リスタートプログラムを用意し、消防隊員への復帰を希望する職員には基本的な技術などを学び直す研修を用意し、当直業務への復帰につながる取組も実施しているところでございます。次に、救急救命士の養成につきましては、救急救命士の常時乗車体制を確保するため、女性消防吏員を含め、引き続き、退職、病気やけがなどによる配置替え等に備え、継続した救急救命士の養成に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○田村伸一郎委員 ぜひ女性消防吏員の皆様が活躍できる環境づくりをさらに進めていただきますようお願い申し上げます。では最後に、救急隊の適正な配置についてです。本市は、国の整備指針に示されている配置数34隊に対して、新たに予定されている中原・高津消防署の2隊を加え31隊になります。令和2年に配置された宿河原出張所以来です。評価をすることでありますが、一方で、高津消防署子母口出張所、宮前消防署犬蔵出張所など7つの出張所でまだ配置がなされておられません。先日、子母口出張所が受持ち区域となる地域で心肺停止状態になった方の御家族から、救急隊の要請をしたときの話を伺いました。救急隊は最善を尽くして現場に迅速に到着できるよう努力をしていただきましたが、残念ながらお亡くなりになられたとのことでした。そこで、救急隊が配置されていないこの子母口出張所の受持ち区域での救急件数と、この区域への平均現場到着時間を調査していただいたところ、救急件数が2,374件ということで、大体1隊が対応する平均的な出場件数だということが分かりました。また、到着時間が11分55秒ということで、全市の平均到着時間の10分13秒と比較して大きな延伸が見られました。その受持ち区域へ出場する野川救急隊の出場件数は3,054件と本市の中でも少なくない件数であり、救急要請が集中することで直ちに出場ができず、遠方からの出場を待つことになるという

事態が懸念されます。救命効果の向上で市民の命を救う体制強化を図る上では、今後配備されていない子母口出張所をはじめとする各出張所等における増隊の必要性が高くなると考えます。救急車の導入のみならず、施設整備の増強、拡張も求められます。次なる増隊計画は急務であり、検討を進めるべきと考えますが、見解と取組を消防局長に伺いたいと思います。

○原田俊一消防局長 救急体制についての御質問でございますが、人口の増加や高齢化などによる救急需要に適切に対応することは重要なことと認識しておりまして、引き続き救急需要を注視しながら、適正な救急隊の充足に向けて中原消防署及び高津消防署の増隊による効果検証等を行い、救急隊の現場到着時間の短縮効果や救急件数増加に伴う救急隊員の負担軽減等を踏まえまして、関係部署と連携の上、必要な施策の検討調整を進めてまいります。以上でございます。

○田村伸一郎委員 ありがとうございます。意見要望でございますけれども、今後、救急隊の充足に向けては検討調整を進めていただけるということでございますので、お取組のほどどうぞよろしくお願いを申し上げます。終わります。

○木庭理香子委員長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木庭理香子委員長 御異議ないものと認めます。およそ5分休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時25分再開

○木庭理香子委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

発言を願います。

○後藤真左美委員 私は一問一答にて、羽田新飛行ルートの中止について、公契約条例の運用について、学校の健康診断について、居住地校交流について質問します。

羽田新飛行ルートの中止についてです。1月2日、羽田空港で旅客機と航空機が衝突し、炎上しました。お亡くなりになられた方へ心からのお悔やみと、負傷された方へのお見舞いを申し上げます。滑走路上で航空機がぶつかり、機体が激しく燃え上がる映像を見て、離陸直後、住宅街、石油コンビナート上空を低空飛行する川崎区では、町内会新年会や地域で、燃料を満タンにした離陸直後に万が一の事故があったら大惨事になると衝撃と危機感が広がっています。事故当日出動した川崎市医師会副会長は、羽田空港では、航空機事故を想定して大規模な訓練を毎年行っている、訓練の重要性とともに、あらゆる想定を頭に入れていく必要があると報道で語っています。災害想定について伺います。12月議会の答弁で、所管する神奈川県は、石油コンビナート等防災アセスメント調査の内容を災害想定としており、市内災害想定や避難対策などはこれらに基づく川崎市臨海部防災対策計画によって行うとのことでした。では、神奈川県のアセスメント調査はどのような災害を想定としているのか、また、航空機事故は含まれるのか伺います。

○飯塚 豊危機管理監 神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査についての御質問でございますが、対象とする災害といたしましては、平常時の事故、地震による被害、大規模災害による被害、津波による被害を想定するとしており、このうち大規模災害には、航空機の墜落や落下物によるものも含まれるとの認識が示されているところでございま

す。以上でございます。

○後藤真左美委員 航空機の墜落や落下物も含まれるとの答弁でした。アセスメント調査は2013年度から2014年度に実施しています。その当時、川崎臨海部石油コンビナート上空である千鳥町付近の飛行状況について伺います。また、現在の飛行状況について、B滑走路からの離陸便数と千鳥町付近における高度を伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 羽田空港の新飛行経路についての御質問でございますが、平成25年度から平成26年度の飛行状況につきましては、定期便において、B滑走路から川崎市側へ離陸する航空機はなく、羽田空港に離着陸する航空機は原則として石油コンビナート地域上空を避け、羽田空港に離着陸する航空機以外がやむを得ず石油コンビナート地域上空を飛行する場合は低高度の3,000フィート以下の飛行は行わないとしたことから、新飛行経路下における千鳥町付近でも同様の対応であったと国から伺っております。また、現在のB滑走路から川崎市側へ離陸する便数につきましては、南風時の15時から19時のうち3時間程度において時間当たり20便程度の運用であり、千鳥町付近における高度は、天候や機種等により一概には言えませんが、約2,000フィートから3,000フィート程度であると国に確認しております。以上でございます。

○後藤真左美委員 当時は、原則コンビナート上空は飛行を避ける。メートルに置き換えますが、やむを得ず飛行する場合は900メートル以下は飛ばない。一方、現在は時間当たり20便、600メートルから900メートルの高さで飛行しているとの答弁でした。飛行状況の重大な変化です。消防庁の石油コンビナートの防災アセスメント指針には、本指針で取り上げていない災害が重要と考えられる場合には立地環境なども考慮して独自に評価することを奨励するとしています。離陸直後は野鳥の宝庫でもある多摩川干潟を横切るため、バードストライクの危険もあります。石油コンビナート上空での航空機事故災害を想定してアセスメント調査を行うことは、消防庁が示している立地環境など考慮して独自に評価を行うに値するのではないのでしょうか。川崎市としてどう捉えているのか伺います。

○飯塚 豊危機管理監 神奈川県のアセスメント調査についての御質問でございますが、神奈川県が行った石油コンビナート等防災アセスメント調査は、飛行回数や飛行高度、航空機事故の原因等、要因の差異にかかわらず飛行機の墜落や落下物があったときについて想定されているものと示されておまして、消防庁の指針には沿ったものと認識しております。以上でございます。

○後藤真左美委員 世界の航空機事故の大半が離陸後3分、着陸前8分間に集中しています。アメリカでは、航空機事故の災害想定に基づき防災対策を立てるなど、災害想定をすることは世界の常識です。今度の事故を受け、改めて石油コンビナート上空での航空機事故を抽出基準としたアセスメント調査を行うように神奈川県に強く求めるべきです。伺います。その災害想定に基づき、応急活動体制、避難対策、周知体制など、川崎市臨海部防災対策計画を改定すべきです。伺います。

○飯塚 豊危機管理監 川崎市臨海部防災対策計画等についての御質問でございますが、神奈川県によれば、改めてアセスメント調査を実施することは考えていないと伺っておりますので、本市として現時点でのアセスメント調査を要請する予定はございません。また、臨海部防災対策計画の修正につきましては、県から、従前から国が航空事故による災害の発生を未然に防止するため予防措置を行うこととするなど、国の責任で安全対策を講じる

ことを明確にしているため、県としては現時点で石油コンビナート等防災計画を修正することは考えていないと伺っており、本市といたしましても、航空機事故に関して計画を修正する予定はございません。以上でございます。

○後藤真左美委員 飛行高度、回数に重大な変化があったのに要請すらしないという姿勢は大問題です。1月に共産党国会議員団東京事務所が国交省レクを開いた際に、国は、事故当時は1時間当たり90便の運用だったと明かし、国際線増便の影響が事故の遠因ではないかとの質問に、無関係とは言えない、増便に対する不安は真摯に受け止めるなど述べたとのことです。市長は、羽田空港の機能強化の必要性を認識している、すなわち、増便を認めているとの趣旨の答弁を繰り返してきました。今のまま増便を目的とした過密状態が進み、バードストライクの危険、石油コンビナート上空の低空飛行での事故があったときは人災です。人災を未然に防ぎ、市民の命と財産を守るために羽田新飛行ルートは中止し、海から入り海から出ていく元のルートに戻すよう、市長は今こそ国に強く求めるべきです。伺います。

○福田紀彦市長 羽田空港の新飛行経路についての御質問でございますが、本市といたしましては、羽田空港の機能強化の必要性を認識しており、新飛行経路に関する安全対策等について国にその対応を求め、責任を持って対応する旨の回答を得ておりますので、引き続きその対応状況を確認してまいります。以上です。

○後藤真左美委員 調査当時、原則コンビナート上空は飛行を避け、3,000フィート以下では飛ばないとされておりました。しかし、現在は1日60便、2,000フィートから3,000フィートで飛行しています。飛行高度、回数に大きな変化があったのに、いまだに災害想定もなく、防災計画にも盛り込まれていません。市民の命を守るのは誰ですか。国や県の言いなりでは市民の命は守れません。自治体の責務を果たし、アセスメント調査を行うように県に強く求めることを要望いたします。また、当時、飛行を避けていたのは国が通知を出していたからです。その通知を勝手にほごにしたのは市長です。国の対応状況を確認するという傍観者的な立場ではなく、市民の命を守る立場に立ち、国に中止を求めるよう強く要望いたします。

次の質問です。今年施行12年になる公契約条例は、従事者に支払う賃金の下限額、作業報酬下限額を定め、処遇を担保することで公共事業の品質の確保、地域経済の発展を図り、市民の福祉の増進に寄与するとしています。対象は予定価格6億円以上の特定工事請負契約と予定価格1,000万円以上の業務委託契約です。第12条では、指定出資法人やPFI事業等、選定事業者が行う契約も適用し、市に準じていくとしています。毎年、特定工事請負契約の作業報酬下限額が決められた後、第12条に該当するPFI事業者等へはどのような方法で周知をしているのか伺います。また、該当する2023年度の事業名と所管部署について伺います。

○白鳥滋之財政局長 公契約制度についての御質問でございますが、特定工事請負契約に係る作業報酬下限額についての周知及び指導につきましては、市に準じた措置を講ずるよう、PFI事業者に対しましては毎年財政局から各局等への通知により依頼し、本市指定出資法人につきましても財政局から直接通知により協力を依頼しているところでございます。次に、令和5年度に施工している特定工事請負契約につきましては、教育委員会事務局から一般財団法人川崎市まちづくり公社に工事を依頼している新川崎地区学校新設事業

と建設緑政局における富士見公園再編整備事業でございます。以上でございます。

○後藤真左美委員 この通知を受けて、事業を所管する部署は事業者に対しどのような方法で、どのような周知、指導を行っているのか、実態についてまちづくり局長、建設緑政局長に伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 公契約制度についての御質問でございますが、本市では、契約条例改正時から、市に準じた措置を講じるよう指定出資法人に対して周知を行っており、これを受け、一般財団法人川崎市まちづくり公社におきましては、川崎市契約条例第12条に基づき、契約規則等において、予定価格6億円以上の工事については、作業報酬の下限の額を契約に定めるよう規定しております。以上でございます。

○福田賢一建設緑政局長 富士見公園再編整備事業についての御質問でございますが、本事業につきましては、PFI法に基づく事業手法を活用し、令和5年4月から再編整備工事を進めているところでございます。本事業の契約につきましては、川崎市契約条例の遵守に関する規定を設けておりまして、従事する労働者に対する周知や作業報酬台帳の作成等を義務づけているところでございます。以上でございます。

○後藤真左美委員 契約の中で条例の遵守に関する規定や規則を設け、周知、指導しているとのことですが、では、12条各事業において、作業報酬下限額以上の賃金が適正に支払われているのか、誰がどのようにチェックをしているのか、現状について伺います。また、本市直接契約の現場にはポスターの掲示、労働者には市が作成した作業報酬下限額が記載されたチラシを配布し、受注者には労働者から説明を受けた確認の署名提出を求めています。第12条各事業において、労働者への周知と受注者への確認はどのように行われているのか、まちづくり局長、建設緑政局長に伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 公契約制度についての御質問でございますが、新川崎地区学校新設事業におけるまちづくり公社が発注する新築等の3工事につきましては、公社の規則等に基づき、下限報酬の徹底や対象労働者への制度周知、作業報酬台帳の作成などについて契約書に規定されております。公社からは、対象労働者への周知や作業報酬台帳の作成などの履行状況について適宜確認していくと伺っております。以上でございます。

○福田賢一建設緑政局長 富士見公園再編整備事業についての御質問でございますが、作業報酬につきましては、本事業契約において支払われた作業報酬の額が基準額を下回る場合、事業者はその差額を労働者に支払うよう定めていることから、これに基づき事業者が作業報酬額を確認しているところでございまして、その確認結果につきましては、事業者が本市に報告することとしております。次に、労働者への周知等につきましては、事業者が現場事務所でのポスターの掲示や新規入場者教育などで説明を行っておりまして、取組の結果につきましては本市と事業者との定例会議などの場で報告を受けているところでございます。以上でございます。

○後藤真左美委員 実際の運用について、新川崎地区学校工事では周知やチェック方法はこれから確認する、富士見公園工事は台帳の作成、チェックは事業者が行い、市は報告を受ける、周知はポスター掲示や新規入場者に説明を行っているとのことですが、労働者へのチラシは配布がされていないことが分かりました。新川崎小学校は昨年4月に工事着工で今年12月には完成予定です。労働者への周知や支払いのチェックもいまだにされていないというのでは、制度が適正に運用されているとは言えません。所管局によって運用がまちま

ちだということも問題です。12条該当する事業についても、作業報酬下限額以上の賃金が適正に支払われ、公契約制度が統一的に適正に運用されるため、どのような対策で取り組んでいくのか、制度を所管する財政局長に伺います。

○白鳥滋之財政局長 公契約制度の運用についての御質問でございますが、契約条例第12条第1項の規定により、指定出資法人やPFI事業者が締結する契約につきましても、市に準じた措置を講じるよう努めることとしておりますので、今後も適切な運用に向けて財政局主催の入札・契約事務研修等の機会を通じて、ポスターの掲示やチラシの配布、作業報酬台帳の確認などについて庁内に周知してまいります。以上でございます。

○後藤真左美委員 庁内の周知だけでよいのでしょうか。12条該当する現場労働者から、公契約条例について知らないとの声も届いています。労働者に下限額が適正に支払われるためには、チラシ配布や職種を記入してサインをするなど、周知や理解、台帳などで本市が支払いの確認を行うことが必要です。そのためにも、主管局ごとばらばらな対応ではなく、責任ある体制で取り組むことを検討するよう要望して、今後も注視してまいります。

次の質問です。13款7項1目学校保健費、健康診断について伺います。1月22日、文科省から、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備についての通知が出されました。2021年3月の通知に続き、今回はより具体的に児童生徒の心情にも配慮した環境整備の考え方が示されました。私のもとに保護者から、裸になるので明日の健診嫌だなどつぶやいた高学年の声が届きました。子どもは健康診断が大切な意味を持つことは理解するので、恥ずかしい、嫌だという気持ちをなかなか表現できなかったとのことです。プライバシーや心情の配慮を大事にした今回の通知をどのように具体化していくか、教育委員会のイニシアチブが求められています。まず、検査、診察における対応についてです。通知では、男女別に行う、囲いやカーテン等により個別の検査・診察スペースを用意する、原則、児童生徒等と同性の教職員が立ち会うなど、施設設備や実施体制等の対応を示しています。教育委員会は、これまで学校の状況について把握をしてきたのか伺います。

○池之上健一教育次長 健康診断についての御質問でございますが、健康診断につきましては、学校が実施主体として行うものであり、その適正な実施に向けて教育委員会事務局が留意点に係るチェックリストを作成し、これを各学校が事前に確認し回答することとしており、その内容等から各学校の検査、診察の状況を把握しているところでございます。以上でございます。

○後藤真左美委員 チェックリストについてですが、どのような項目でしょうか。今回の通知を受けて、来年度以降の健診の実施に向け、新たに付け加えることなど変更点はあるのか伺います。

○池之上健一教育次長 健康診断についての御質問でございますが、チェックリストにつきましては、これまでは検査の方法等について共通理解を図るため、学校医と事前の打合せを行っているか、児童生徒と保護者に検査の目的や服装等について事前に保健だより等で説明し理解を求めているか等の項目を設けていたところでございますが、このたびの文部科学省通知を踏まえ、児童生徒のプライバシーに配慮し着替える場所を用意したり、待機時には体操服やタオル等で体を隠せるようにしたりするなどの工夫を行っているかや、児童生徒の体が周囲から見えないよう囲いやカーテン等により個別の検査・診察スペース

を用意しているかの項目を追加する予定でございます。以上でございます。

○後藤真左美委員 新年度から項目も追加し確認をされるとのことですので、学校の状況把握に努めていただくようお願いいたします。検査、診察における対応について、待機時には体操服やタオル等で身体を隠せるようにしたりするなど工夫を行うと示されています。待機時もそうですし、個室などに入ったときも、校医さんに見られるのが恥ずかしい、嫌で嫌でしょうがないと、男子も含め、声が届いています。プライバシーや心情に配慮するためにどのように具体化していくのか伺います。

○池之上健一教育次長 健康診断についての御質問でございますが、健康診断の実施に当たりましては、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要となりますので、検査・診察時の服装については正確な検査、診察に支障のない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、またはタオル等により体を覆うことや、必要に応じて医師が体操服等をめくって視触診を行う場合があること等について、児童生徒等や保護者に事前に丁寧に説明を行うよう、文書等を通じて各学校に周知徹底してまいります。以上でございます。

○後藤真左美委員 次に、検査、診察の服装について、ある学校では、ブラジャーのようなものであれば脱がなくてよい、まだ肌着とかキャミソールの子は全て脱いでいるとのことですが、脱がなくてもよい下着があることを知らない保護者もいて、知っていれば身につけさせたと不満の声が届きました。保護者の方からも、事前の説明があれば理解や準備ができるとの声も届いており、丁寧な説明は重要です。通知で示された正確な検査、診察に支障のない範囲で、原則体操服や下着等の着衣、またはタオル等により身体を覆うような着衣の仕方について、児童生徒や保護者にどのように周知をするのか伺います。

○池之上健一教育次長 健康診断についての御質問でございますが、健康診断の検査、診察の方法や服装等の周知につきましては、各学校が家庭に配付するお知らせや保健だより等を通じて児童生徒等や保護者に対して事前に丁寧に説明するよう対応してまいります。以上でございます。

○後藤真左美委員 ディスプレーをお願いします。新年度からは、内科検診の1回目が始まる前までにお知らせ、手紙などで周知いただくようお願いいたします。この写真ですけれども、服装について、長岡京市教育委員会では、エプロン型タオルも紹介しています。今後、教育委員会がイニシアチブを取り、各学校の取組事例を紹介すると参考になると考えます。児童生徒等や保護者の心情もよく伺い、事前に丁寧な説明を行い、プライバシーや心情に配慮した健康診断が実施されるよう要望いたします。

最後の質問です。昨年の3月議会に続き、市立特別支援学校における居住地校交流について伺います。特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の小中学校において交流及び共同学習を行う取組で、本格実施して2年目になります。今年度も児童生徒が朝の会や音楽、図工、体育などの授業と一緒に活動する直接交流と、ビデオレターの交換やオンライン授業などを行う間接交流を行ってきたとのこと。今年度、対象となった人数について伺います。

○池之上健一教育次長 居住地校交流についての御質問でございますが、今年度は市立特別支援学校の児童生徒63名が居住地校交流の対象となっております。以上でございます。

○後藤真左美委員 保護者から、交流内容の協議に時間がかかると交流のスタートが遅れ、交流回数が減ることにつながると伺っています。計画段階で保護者も交えた意見交換など

をし、交流内容にも反映させ、スムーズにスタートするための取組について伺います。

○池之上健一教育次長 居住地校交流についての御質問でございますが、居住地校交流を円滑に実施するためには、特別支援学校と交流先の学校が、本人、保護者の意向、両校の行事予定等について共有し、交流内容等を協議することが必要であると認識しております。今後も、計画を作成する過程において適宜保護者とも情報共有し、より円滑に実施できるよう努めてまいります。以上でございます。

○後藤真左美委員 交流を実施する学校間で教員同士の関係を深め、円滑な情報提供や意見交換等を行うため、年3回連絡会議を開催し、取組を進めているとのことですが、先生方からはどのような意見が出されているのか伺います。

○池之上健一教育次長 居住地校交流についての御質問でございますが、居住地校交流連絡会議に参加した教職員からは、教員同士が顔の見える関係となったことで交流についての協議を円滑に進められた、特別支援学校の児童生徒も同じ学校の一員として学習を進めることができた等の意見が出されたところでございます。以上でございます。

○後藤真左美委員 居住地校交流を希望されている御家庭は、アウエー感の中、恐る恐る踏み入れているため、受入れに不安でいっぱいだと声も届いています。先生方からの、同じ学校の一員として学習を進めることができたとの意見にほっとされると思います。次に、保護者の方から、災害時に避難所になる居住地校での交流がいかに大事かを教えていただきました。交流をしている児童生徒の場合は、事前の打合せの際に、滞在中に災害に遭遇した場合の避難経路や対応についてすり合わせをしているそうです。一方で、交流を選んでいない児童生徒の保護者は、避難所になる小中学校にも行ったことがない、知り合いもいないと不安の声が出され、居住地校交流が防災の準備にもつながることに改めて気づいたとの話を聞かせていただきました。このように、取組を通じて地元で共に育つという本来の目的のほかにも、防災への備えにつながる役割を持っていることも確認されました。取組の中で確認された事例も、学校や保護者と共有しながら促進していくべきと考えます。伺います。

○池之上健一教育次長 居住地校交流についての御質問でございますが、これまでも、交流先の小中学校に対し地域の子どもの一人として受け止めることができるよう、学区に居住する特別支援学校在籍者の情報を伝え、居住地校交流を通してつながりを深めることができるよう働きかけてまいりました。本年1月に発生した能登半島地震を踏まえ、文部科学省から、特別支援学校に在籍している児童生徒が日頃から地域につながる活動を推進するよう改めて資料が示されたことから、2月の居住地校交流連絡会議において、居住地校交流が災害時の対応にも役立つことについて再度周知したところでございます。以上でございます。

○後藤真左美委員 ぜひよろしく願いいたします。継続的、計画的な取組となるような促進についてです。保護者の方から、定期受診や検査、手術など、半年、1年単位で予約をしており、中長期的なスケジュール管理が必要なため、年間スケジュールを立て、計画的に実施してほしいと伺っています。また、昨年質問で、5月の運動会など、春に行う行事にもクラスメイトとして参加したいとの声を紹介し、新年度すぐに年間計画を立てることへの見解について、新学期の早い段階から交流を行うことは望ましいものと考えている、各学校に対して働きかけていくとの答弁がありました。今年度は年間計画を立て、実

施されたのか伺います。居住地校と支援学校双方の年間行事予定はいつ頃作成されるのでしょうか、伺います。それに基づき早めに計画を立てることは可能と考えます。2024年度新学期の早い段階から交流を行うために、教育委員会はどのような働きかけをしているのか、また、各学校の対応について伺います。

○池之上健一教育次長 居住地校交流についての御質問でございますが、今年度の年間計画につきましては、特別支援学校が交流先の学校の予定や、本人、保護者の意向を踏まえて作成しており、その計画に基づき交流を実施したところでございます。また、各学校の年間行事予定につきましては、前年度の3月頃に完成しておりますが、新年度の早い時期から交流を行うことが可能となるよう、交流先となる小中学校では交流に関する引継ぎを確実に実施すること、特別支援学校では、在校生に対して年度末の面談等で意向の確認を行い、年度当初に交流先の学校に伝え、年間計画に反映すること等を本年2月の居住地校交流連絡会議において周知したところでございます。以上でございます。

○後藤真左美委員 御答弁のとおり、新年度当初から通年で実施できるよう、早く取り組んでいただくようお願いいたします。今年は日本が障害者権利条約を批准して10年です。私は、条約の根っこにある、私たち抜きに私たちのことを決めないでを保護者の方から学んできました。交流学习をきっかけに、特別支援学校の児童生徒も同じ地域で暮らす仲間だということを地域の皆さんが実感でき、障害児家族の皆さんにとっても大きな喜びと安心感につながる取組となるよう引き続き期待して、質問を終わります。

○岩田英高委員 それでは、私は、1款3項1目環境性能割について、7款3項1目中小企業支援費について、順次一問一答で伺ってまいります。

まず初めに、環境性能割について財政局長に伺います。ディスプレイ、お願いします。こちらは総務省のページを参考に作成した資料で、自動車税環境性能割と軽自動車税環境性能割の課税団体と交付金を比較した表になります。左が自動車税環境性能割、右が軽自動車税環境性能割です。最初に課税団体、つまり誰が賦課徴収をしているのかというところを見ると、自動車税環境性能割は道府県が、軽自動車税環境性能割は市町村が課税団体となっております。ですが、ちょっと赤字のところなんです、ただし書で、軽自動車税環境性能割も当分の間、これはちょっと法律用語でして、当分のアイダではなく当分のカンと読むのが慣習のようです。読み間違いではないので、当分の間、道府県が賦課徴収を行うとあります。つまり、現状はどちらも道府県が賦課徴収を行っている形になります。次に交付金のほうを見ると、自動車税環境性能割は道府県に納付された税額の100分の95のうち100分の43が市町村に交付されています。さらに、政令指定都市の場合、国・県道管理分として政令市特例分が交付されています。ちょっとここは分かりづらいのですが、要は、自動車税環境性能割は道府県が徴収をして、その一部が市町村に交付されている、さらに、政令市には上乗せをして交付されているということになります。一方で、軽自動車税環境性能割については何の記載もありません。そこで伺います。軽自動車税環境性能割は市町村の税収になっているのでしょうか。それとも道府県の税収になっているのでしょうか。ディスプレイ、ありがとうございます。

○白鳥滋之財政局長 軽自動車税環境性能割についての御質問でございますが、軽自動車税環境性能割は、地方税法において市町村の普通税と規定されておりますので、課税団体である市町村の税収となるものでございます。以上でございます。

○岩田英高委員 それでは、軽自動車税環境性能割は100%全て市の税収になっているという理解でよろしいでしょうか。

○白鳥滋之財政局長 税収についての御質問でございますが、軽自動車税環境性能割の税収は、その全額が市の税収となるものでございます。なお、地方税法におきまして、都道府県が賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、前年度に払込みを受けた軽自動車税環境性能割の額に5%を乗じた徴収取扱費を市町村が道府県に交付するものとされております。以上でございます。

○岩田英高委員 ということは、軽自動車税環境性能割は、県に賦課徴収してもらう代わりに本市から徴収取扱費を交付しているということになります。そこで伺います。令和6年度、本市が県に交付する徴収取扱費の見込みは幾らになりますでしょうか。

○白鳥滋之財政局長 徴収取扱費についての御質問でございますが、令和6年度予算において本市が神奈川県に交付する徴収取扱費は、軽自動車税環境性能割の令和5年度予算額である約7,100万円に5%を乗じた約357万円を見込んでおります。以上でございます。

○岩田英高委員 ということは、本市が直接この軽自動車税環境性能割を賦課徴収すれば、その357万円も本市の税収になります。全体の予算額からすれば僅かな金額とはなりますが、少しでも税収を増やすため、もともと課税団体は市町村となっておりますから、国にこの軽自動車税環境性能割の徴収権の移譲を働きかけていくべきと考えますが、見解を伺います。

○白鳥滋之財政局長 賦課徴収についての御質問でございますが、地方税法の特例において道府県が賦課徴収することとされておりますのは、販売店等を通じて納税者の事務的な負担をかけずに取得時の納税が行える自動車取得税の仕組みを維持することが納税者の利便性に資すること、道府県が自動車取得税の課税主体として蓄積したシステム、人員、経験等を引き続き活用することにより市町村の事務負担に配慮すること、税収規模に比して市町村に多大な徴税コストが生じないようにすることが理由とされているものでございます。このように現在の賦課徴収の方法は、納税者の利便性を確保し、また、市町村にとって効率的な仕組みであると認識しておりますので、国に対して働きかけを行うことは考えていないものでございます。以上でございます。

○岩田英高委員 本市としては、現在の賦課徴収方法が効率的であると考えているのは理解しました。ディスプレイ、お願いします。では再度、この軽自動車税環境性能割のただし書の部分を見ていただくと、当分の間、都道府県が賦課徴収を行うとあります。当分の間です。つまり、軽自動車税環境性能割は、いずれ市町村が賦課徴収することになる可能性があるわけです。租税については、いわゆる公平性、中立性、簡索性の三原則が重要であると言われております。自動車税関連の法律の抜本的な見直しや自動車税制の大きな変更を検討する動きのある中、現行のこの環境性能割の課税団体、交付金、その他の項目がいつ変わってもおかしくありません。もちろん我が国は租税法律主義を取っておりますので、市町村でできることというのは限られているかもしれません。ディスプレイ、ありがとうございます。ただ、私はここで思うのは、ふるさと納税なんです。何度もこのふるさと納税に関してはいろんな方が触れておりますが、令和6年度予算案において、ふるさと納税は過去最大の約142億円の減収が見込まれております。ふるさと納税については賛否両論ありますが、現状、国の政策に地方自治体が振り回されているという感が否めません。

ですので、この自動車税についても、さきの三原則が守られ、市民にとっても行政にとっても簡明かつ効率的な賦課徴収が行われるよう国の動向を注視いただくことを要望し、次の質問に移ります。

それでは次に、中小企業支援費について経済労働局長に伺います。2月8日、かわさき新産業創造センターに入居している株式会社Veritas In Silicoが東京証券取引所グロース市場に上場しました。ちなみに、このグロース市場というのは、高い成長可能性を有するベンチャー企業向けの市場として2022年に東京証券取引所が導入した新たな市場区分です。そして、この株式会社Veritas In Silicoは次世代創薬の本命とも言われるメッセンジャーRNAを標的とする創薬事業を展開しています、らしいです。私、この会社のページを見たんですけれども、ちょっと難しくてなかなか私の頭では理解できなかったんですが、ただ、いずれにせよ、次世代産業の育成に力を入れている本市にとっては、このたびの株式上場は大変喜ばしいニュースと言えると思います。ただ、一方で、ベンチャー企業が苦勞して生み出した技術は守る必要があります。そこで、知的財産、すなわち特許、実用新案、意匠、商標などの保護について本市としてどのような対応をしているのか伺います。

○久万竜司経済労働局長 知的財産の保護への対応についての御質問でございますが、市内産業の国内外における競争力を維持し、持続的な発展を続けていくためには、優れた技術、製品、サービス等の知的財産の創造とともに、知的財産の保護、活用を促進することが必要であると考えております。こうした視点を踏まえ、知的財産の権利化といった同財産の保護につきましても、ベンチャー企業を含む中小企業者を対象に市産業振興財団におきまして、弁理士会等との連携を図りながら、特許出願や知的財産戦略の策定等に関して専門家による窓口相談等を行っているほか、特許の取得等に関するセミナー等を開催し、知的財産に関する人材育成や意識啓発に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○岩田英高委員 2018年に本市が改定した「川崎市知的財産戦略－2018年度～2025年度」というのがありますが、こちらに以下の記載があります。本市において、企業間連携、異業種連携、産学連携等が十分に進んでいない、市内企業の知的財産の利活用に対する意識が乏しいとあります。そこで、現在どのような取組をしているのか伺います。

○久万竜司経済労働局長 川崎市知的財産戦略についての御質問でございますが、本市には、大企業や大学、研究開発機関、中小・ベンチャー企業等が多数集積していることから、こうした事業主体の相互の技術交流を促進し、付加価値の高い製品の創出や販路拡大等に継続的に取り組むことが重要であると考えております。このため、同戦略に基づき、大企業等が保有する特許等の知的財産を活用した中小企業の新製品開発支援や、金融機関等と連携を図りながら知的財産を通じた大企業、中小企業、ベンチャー企業の新たなビジネス関係の構築に向けた知的財産シンポジウム等の開催により、マッチング機会の創出や知的財産の理解促進に取り組んでいるところでございます。こうした取組により、市内中小・ベンチャー企業が大企業の技術を活用して新たな製品化につなげるなどの成果が生まれているところでございます。以上でございます。

○岩田英高委員 ディスプレーをお願いします。ありがとうございます。こちらはちょっと順番が前後するんですが、こちらの資料の詳細についてはちょっと改めて説明するとしまして、簡潔に言うと、こちらは投資家が指摘する投資ラウンドごとの知的財産支援の主

な課題です。この表の一番下、レイターステージというものがあるんですが、こちらは起業後、事業が安定して黒字経営が続く、新規株式公開、M&A、海外展開を意識する段階というのを示しています。この段階ごとに様々な知的財産の問題が生じるんですが、さらに敷衍するなら、ベンチャー企業がグローバルな視点で海外に展開していくためには、知的財産の保護にとどまらず、戦略的活用も重要であると考えます。そこで、市内ベンチャー企業に対して海外展開という視点からどのようなサポートを実施しているのか伺います。ディスプレイ、ありがとうございます。

○久万竜司経済労働局長 ベンチャー企業への海外展開支援についての御質問でございますが、市内で優れた技術を有するベンチャー企業が海外に販路を開拓する際には、現地のマーケット情報や進出先での法規制、国際認証の取得への対応等、様々な情報を収集することが必要であることから、本市では、市内中小・ベンチャー企業の海外展開に関する相談窓口として、川崎市海外ビジネス支援センター——K O B Sを設置し、海外駐在の経験を有する専門コーディネーターによる海外への販路開拓等への支援に取り組んでいるところでございます。また、実際に海外市場に参入するための特許出願等に関しましては、市産業振興財団において企業が、ジェットロ等が実施している外国出願費用助成に申請する際のサポート等を行っているほか、川崎市グローバル展開支援事業補助金におきましては、国際認証等の取得に係る審査費用や登録費用の一部経費補助を実施しているところでございます。以上でございます。

○岩田英高委員 ディスプレー、お願いします。先ほどの資料です。ちょっと説明を先ほど飛ばしてしまったんですが、こちらは本市が川崎市知的財産戦略を改定したのと同じ2018年に特許庁が行った産業財産権制度問題調査研究を基に、翌年に発表された、ベンチャー企業が適切に評価されるための知財支援の在り方に関しての中での、国内投資家の知財評価、支援の課題を簡潔にまとめたものです。先ほど申し上げましたように、これは投資家が指摘する投資ラウンドごとの知的財産支援の主な課題なんですが、これを全て読み上げるのは煩雑なので幾つか紹介させていただくと、例えば表の上から2番目、シードステージです。どのようなビジネスを始めるのか決まった段階では、例えば知的財産権があっても商品化の観点から権利化がされていないなどの課題が、また、その下の下です。ミドルステージでは、ビジネスが軌道に乗った段階では、基本特許は確保したが他社に周辺知財を押さえられてしまい事業が拡大しないなどの課題が指摘されています。この調査では、とりわけ一番上の赤の部分の創業期に課題が多いと報告されていますが、この創業期を含め、これらの課題に対する見解と対応を伺います。ディスプレイ、ありがとうございます。

○久万竜司経済労働局長 ベンチャー企業への支援についての御質問でございますが、研究開発型のベンチャー企業等におきましては、独創的な技術やアイデアを生かして事業を大きく成長、発展させるため、成長段階に応じた知的財産戦略が重要であると考えております。このため、創業初期を含めた起業家への総合支援拠点であるK-N I Cにおきましては、令和5年度から企業の技術法務に強みを持つ弁護士法人と連携し、知的財産戦略の重要性等に関するセミナーの開催や、毎月1回弁護士による相談会を実施しているところでございます。また、インキュベーション施設であるK B I Cにおきましては、令和4年度からビジネスでの知的財産の戦略的活用を支援する独立行政法人工業所有権情報・研修館——I N P I Tと連携し、毎月1回I N P I Tの専門家による現地相談会を開催してお

ります。今後とも、ベンチャー企業の成長段階に応じて、知的財産戦略や資金調達、海外展開など、幅広い視点からの効果的な支援に取り組んでまいります。以上でございます。

○岩田英高委員 本市にとって新産業の育成というのは急務です。そして、ベンチャー企業が苦勞して生み出した技術は必ず守らなければなりません。川崎市からグローバルな展開を目指せる企業を創出するためにも、人的資源や資金面などで支援が必要とされるベンチャー企業に対して、国や県、金融機関や弁理士会との連携を取り、知的財産の保護という面からもしっかりとサポートしていただけるよう要望し、私からの質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○木庭理香子委員長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木庭理香子委員長 御異議ないものと認めます。およそ1時間休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時9分再開

○浦田大輔副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

発言を願います。

○上原正裕委員 自由民主党の上原正裕でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。私からは、8款7項自然保護対策費について、1款1項1目公共下水道整備費について、そして11款1項、各区区づくり推進費、水路維持補修事業費及び7款4項3目農地整備費について、順次一問一答の形式にて伺ってまいりたいと思います。

まず、8款7項自然保護対策費についてですが、近年の急激な気候変化から崖崩れなどが懸念されます。例えば小沢城址特別緑地も過去に大きな崖崩れを起こし広範囲に被害を及ぼしました。昨年の予算審査特別委員会でも伺いましたが、緑地を保全する取組状況について改めて伺います。その上で、令和6年度に計上された関連する費用の考え方を伺います。

○福田賢一建設緑政局長 緑地保全についての御質問でございますが、本市が管理する特別緑地保全地区と緑の保全地域の斜面につきましては、5年に1回専門業者による現地調査を実施し、斜面状況のほか、過去の崩壊履歴、隣接する人家や道路への影響などで点数化し、対策が必要な箇所のランクづけを行っており、必要に応じて対策工事を実施しているところでございます。令和6年度につきましては、多摩区の生田榎戸特別緑地保全地区における斜面地の安全対策などに係る整備として約7,200万円、特別緑地保全地区などにおける草刈り等の維持管理として約4,400万円、ナラ枯れ対策や住宅近接地にある樹木の枝払い、萌芽更新を重点的に行うために約6,700万円を計上しているところでございます。以上でございます。

○上原正裕委員 国土交通省のまちづくりGXの検討状況によると、現在、特別緑地保全地区は開発行為等を規制することで、現状凍結的に保全されていると表現されています。本市の見解を伺います。

○福田賢一建設緑政局長 特別緑地保全地区についての御質問でございますが、特別緑地保全地区は、都市緑地法第12条の規定により都市計画法における地域地区として定めるものとされており、地区内では、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築

行為などの一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全することとされております。緑の保全は本市においても重要であることから、特別緑地保全地区制度をはじめとした様々な制度を活用しながら取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○上原正裕委員 個別論点として、都市近郊で都市の良好な自然的環境を形成している緑地として特別緑地保全地区等に指定された緑地、以下保全緑地と申しますが、落葉広葉樹や針葉樹などから成る二次林が多く、かつての燃料としての木材利用がなくなった結果、里山的管理が行われず、大径木化が進行し、近年は台風による倒木、ナラ枯れ等による被害が頻発しているとされますが、本市の現状と見解を伺います。

○福田賢一建設緑政局長 保全緑地についての御質問でございますが、本市が管理している特別緑地保全地区及び緑の保全地域のナラ枯れ被害につきましては、令和3年度が約570本、令和4年度は約340本、令和5年度は1月末までに約330本の被害を確認したところでございます。ナラ枯れの発生原因につきましては、本市においても、木材利用のための間伐が実施されなくなったことなど、樹林地の管理方法が時代とともに変化してきたことがその一つであると考えております。以上でございます。

○上原正裕委員 保全緑地における維持管理は、公有地化したものでも道路や住宅に隣接する箇所における苦情等に対応した枝打ち等にとどまっております、生物多様性の確保等、保全緑地の効用を発揮するような維持管理が行われる事例は非常に少ないとされています。本市の特別緑地における生物多様性の確保等、保全緑地の効用を十分発揮している取組について伺います。また、この取組が実施されている保全緑地は全体の何割を占めるのか伺います。

○福田賢一建設緑政局長 保全緑地についての御質問でございますが、特別緑地保全地区等に指定された緑地につきましては、本市では、担い手となる地域の方々や民間企業、教育機関等とのワークショップなどを通じて、里山の将来像や保全の在り方についての保全管理計画を策定しておりまして、これに基づく実践的な里山の保全活動を実施することで、将来に向け、生物多様性等を考慮した良好な自然的環境の維持が図られるものと考えております。保全管理計画が策定された箇所につきましては、本年1月末において、特別緑地保全地区と緑の保全地域を合わせた116地区のうち約3割に当たる32地区でございます。以上でございます。

○上原正裕委員 近年、企業やボランティア等による緑地管理の事例も増えておりますが、傾斜が緩やかで作業がしやすい緑地に限定されていることも課題とされています。本市の実態を伺います。

○福田賢一建設緑政局長 保全緑地についての御質問でございますが、本市が管理している保全緑地につきましては傾斜の厳しい斜面地を有している緑地が多く、このような緑地では市民等の活動が難しいため、市が直接管理を行っている状況となっております。以上でございます。

○上原正裕委員 これまでに5年に1度の目視で点検をするということに対して問題はないとの答弁をいただいておりますが、地域の住民の不安感は拭えない旨を議場でもお伝えしてまいりました。また、立入りに不安があるような緑地では、地域住民のウェルビーイングの向上に資すことはないと考えます。そのような中、先月の自民党総務会で都市緑地法改正案が了承されました。まちづくりGXに向けた取組を強化するのが狙いとのことで

す。国主導による戦略的な都市緑地の確保、貴重な都市緑地の積極的な保全、更新、緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込みの3本柱となっています。具体的には国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定するほか、緑地機能の維持増進を図るために行う再生整備を機能維持増進事業仮称として位置づけました。機能維持増進事業が事業化された際、特に特別緑地保全地区においては、機能維持増進事業に係る手続が簡素化されるとのことです。本市の特別緑地保全地区は81か所、140ヘクタールほどありますが、本市が抱える課題のうち解決し得るものについて具体的に伺います。

○福田賢一建設緑政局長 保全緑地についての御質問でございますが、本市の特別緑地保全地区につきましては、住宅に近接する緑地が多いことから、緑地周辺の樹木の枝払い等を中心に維持管理を行っておりますが、緑地周辺をはじめ緑地全体の樹木が大径木化するなどの課題があり、維持管理への負担が大きくなっているところでございます。国が新たに創設した補助制度につきましては、本市が抱える課題にも活用が見込まれることから、保全された緑地全体の維持管理の充実につながるものと考えているところでございます。以上でございます。

○上原正裕委員 ありがとうございます。こうした国の緑地行政の動きについて、どのように把握し、事前に準備を進めていらっしゃるのか伺います。

○福田賢一建設緑政局長 緑地保全についての御質問でございますが、今回の都市緑地法の改正に伴う新たな補助制度につきましては、令和5年12月に国から示されたところでございまして、国土交通省へのヒアリングなどを通じて詳細な内容について確認を行うなど、令和6年度からの制度の活用に向けて現在準備を進めているところでございます。以上でございます。

○上原正裕委員 ありがとうございます。現場のほうは相当準備が進んでいらっしゃるようなことを聞いておりますので、しっかりと取っていただきたいと思っております。特に都市緑地、大径木化、それに対して手入れができない、結果としてナラ枯れ、この順序かと思うのですが、これに対して都市緑地ならではの回答が川崎市から出せればと私は望んでおります。よろしく願います。

次に移ります。川崎市下水道事業会計予算のうち、1款1項1目公共下水道整備費に含まれる三沢川流域の浸水対策について伺います。令和6年度予算に含まれる関連整備事業費と事業名、それぞれの実行時期、中長期的な対策の中での位置づけについて伺います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 三沢川地区の浸水対策についての御質問でございますが、令和6年度の関連整備事業につきましては、浸水対策施設の整備に当たり、雨水管渠やポンプ施設に係る設計及び雨水管渠の工事費として約4億円を計上してございまして、地域住民の方々と調整しながら進めてまいります。また、この取組につきましては、三沢川地区における浸水対策事業として平成30年度より国の下水道浸水被害軽減総合事業に位置づけた計画に基づくものとして実施しており、令和13年度の完了を目途に進めてまいります。以上でございます。

○上原正裕委員 三沢川流域の浸水対策には4つのポンプ施設が計画されており、菅・菅稲田堤地域を対象としていますが、対象住民の数とエリアについて伺います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 対象エリアなどについての御質問でございますが、浸水対策エリアにつきましては、菅、菅稲田堤のほか、菅野戸呂、菅城下、布田の一部地域に

お住まいの約2万4,000人を対象としております。以上でございます。

○上原正裕委員 ありがとうございます。菅・菅稲田堤地域と書いておりますので、なかなか住民理解が進まないところもありますので、ここも訴求していただければと思います。続けます。先月、菅稲田堤3丁目に設置を計画しているポンプ場について住民説明会が行われました。これまで丁寧に説明と相談を続けてきたかと思いますが、行政における決定の時期、情報公開のタイミング、住民との協議過程について、時系列を追って伺います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 住民との協議過程についての御質問でございますが、ポンプ施設などを活用した浸水対策につきましては、川崎市上下水道事業中期計画に位置づけ、令和4年2月に議会へ報告し、同年3月に公表しております。住民との協議過程につきましては、令和5年3月に設置場所について関係局区との協議が調いしましたので、同年7月から菅町会役員をはじめ町内の自主防災組織の役員の方などに順次説明をさせていただき、本年2月には菅稲田堤3丁目にお住まいの方を対象に説明会を開催したところでございます。以上でございます。

○上原正裕委員 ありがとうございます。菅稲田堤3丁目にお住まいの方を対象にということですが、該当の菅城下の皆さんであったりとかも何人かいらっしやっていたようなので、一応補足させていただきます。続けます。計画とおっしゃるんですが、この計画とは決定事項なのか、今後、市民の声を聞き、反映する余地のあるものなのか伺います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 ポンプ施設の計画についての御質問でございますが、本地域の特性といたしまして、道路幅員が狭く、地下埋設物もふくそうし、さらに地盤の低い土地の雨水を排水する必要があるなど多くの制約があることから、公園内にポンプ施設を設置する計画としたところでございます。今後、本施設の配置等の検討に当たりましては、地域の方々の御要望を伺いながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○上原正裕委員 説明会では、計画しているポンプ場のレイアウト図が示されました。この図はどのように作られたものか、経緯を伺います。また、今後市民の声を受け入れる余地はどの程度あるのか、図面の位置づけを詳細に伺います。また、施設内公園、屋上公園は考えられないのか、また改めて伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○大澤太郎上下水道事業管理者 ポンプ施設のレイアウト図等についての御質問でございますが、初めに、作成の経緯につきましては、地域の方々にポンプ施設を具体的にイメージしていただくために作成したものでございます。次に、レイアウトにつきましては、地域の方々からいただいた施設の配置変更や景観への配慮等の御要望を参考に、さらに具体化してまいりたいと考えております。次に、ポンプ施設内の公園等の整備につきましては、施設規模を考慮すると屋上への公園の整備は困難なものと考えますが、ポンプ施設の配置等の工夫により、さらなる空間確保について検討してまいります。以上でございます。

○上原正裕委員 ポンプ場設置場所について、菅第3公園が候補として挙がっている背景を伺います。ほかの候補地では適さない理由についても伺います。また、水量計算上、その根拠となる流域内各地の標高を、例を挙げてお示してください。

○大澤太郎上下水道事業管理者 ポンプ施設設置場所についての御質問でございますが、流域内各地の地盤の高さにつきましては、稲城市との市境付近においては海拔約32メートル、稲田公園付近及びJR稲田堤駅付近で海拔約29メートル、菅第3公園付近で海拔約27

メートルとなっております。浸水対策においては、雨水は地盤の低い位置に集中するためその地点で取水し、さらにこれらの雨水を河川に排水する必要があることから、地盤が低い候補地のうち、大丸用水や三沢川に近接する菅第3公園を最適な候補地として計画しております。以上でございます。

○上原正裕委員 公園代替地について、局内での検討している代替候補地について伺います。また、稲田取水所の活用について、今後の工業用水需要の見通しも含めて見解を伺います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 代替公園の候補地についての御質問でございますが、代替公園につきましては、上下水道局が所有する低未利用地である近隣の削井跡地や稲田水源地跡地を候補地としております。また、稲田取水所の活用につきましては、今後の工業用水道事業の水需要は減少することが見込まれているところですが、老朽化が進行している浄水場や送水管等の主要施設を効率的かつ経済的に更新するためには、多摩川水系からの取水能力を最大限活用していく必要があることから、稲田取水所を代替公園として活用することは難しいものと考えております。以上でございます。

○上原正裕委員 ポンプ場、公園代替地、それぞれについて市長部局全体での代替地確保の検討、民間への協力を伴う代替地確保の可能性について藤倉副市長に伺いたいと思います。

○藤倉茂起副市長 ポンプ場等の代替地についての御質問でございますが、ポンプ場の整備につきましては、諸条件の整理等の結果から、菅第3公園用地を活用しての整備が浸水対策を進める上で最適であると考えているところでございます。また、菅第3公園につきましては、長年様々な年代の周辺住民の方々に御利用されてきた経緯があることから、このたびのポンプ場整備に伴う対応につきましては、今後も地域の御意見をしっかりと伺い、必要な対応を図っていくことが重要であると考えているところでございます。以上でございます。

○上原正裕委員 菅第3公園に公表されたポンプ場が建設された際、景観が大きく変わります。同公園は周辺で最も見晴らしもよく、三沢川のせせらぎを感じながら、子どもから高齢者までが憩える場所となって40年経過し、ふるさとの情景の一つとなっていると言っても過言ではございません。一方で、令和元年東日本台風以来、私自身を含めまして、地域住民は大雨のニュースに不安を感じ、夜も眠れぬことも少なくありません。この水害対策には、令和元年東日本台風の被害と教訓を刻むレガシーの意味を込めることのできる重要な政策であると考えております。水害からの教訓、残すべきレガシー、未来に向けた対策による景観の変化とこれに伴うふるさとの喪失、これを補うための本市のシビックプライド醸成方針について、それぞれ市長に伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○福田紀彦市長 三沢川地区浸水対策についての御質問でございますが、令和元年東日本台風による水害では、浸水リスクを踏まえたまちづくりの重要性が改めて明らかとなりました。いざというときに備え、安全・安心なまちづくりや地域防災力の強化を進めるとともに、流域一帯で対策に取り組む機運、価値観などを未来に引き継いでいくことが必要と考えております。今後も、気候変動に伴い浸水リスクは増大するものと考えておきまして、地域環境の変化にも配慮しながら水害にも強いまちづくりを着実に進めることこそが当該エリアの価値向上、さらには地域への愛着、誇りにつながるものと考えております。以上

です。

○上原正裕委員 ありがとうございます。市長からも御答弁いただいたように、しっかりと取り組んでいただけたということなので、応援していきたいなとも思いますが、やはり景観の変化に関しては少し配慮が必要なところになっております。重々市民の皆様には御配慮いただきながら進めていただければと思います。

関連して危機管理体制について伺います。標高が最も低い地域において、令和元年東日本台風のような急激な水量増が起きた際、地域住民はどのように避難することが適切なのか、詳細を伺います。

○飯塚 豊危機管理監 台風接近時における避難の考え方についての御質問でございますが、大型台風の接近が予測される場合につきましては、タイムラインに基づき、災害発生が予想される72時間前から警戒会議等により各局区等との情報共有を行い、高齢者等避難や避難指示などの避難情報を早めに発令することを基本としており、河岸浸食などにより家屋の流出や倒壊等の危険がある場所にお住まいの方は、発令に従いできるだけ早い段階で立ち退き等の避難行動が必要になるものと考えております。また、令和元年東日本台風の教訓を踏まえ、区役所において風水害時の緊急避難場所の運営マニュアルを避難所ごとに作成するとともに、各局の避難所運営支援要員による応援体制の構築や、県立高等学校との協定締結のほか、多摩区では大型台風の接近時などには全避難所の開設を前提とした対応に変更するなど改善に取り組んでおります。なお、近年においては、避難所開設が必要となる災害が発生していないことから、図上訓練等により対応力の向上に努めているところでございます。以上でございます。

○上原正裕委員 防災無線については皆様からもたくさん御質問があるところでございますが、この菅稲田堤3丁目地域においては防災無線が聞こえないとの声に対して、これまでどのような対策を行ったのか、対策過程を伺います。市内に同様の声はないのか、あればどのように対策を講じているのか伺います。

○飯塚 豊危機管理監 防災行政無線についての御質問でございますが、菅稲田堤3丁目につきましては、令和元年東日本台風の状況を踏まえ、屋外スピーカーの新設に向けて調整を進め、令和3年度の設計を経て令和4年度に工事を完了したところでございまして、避難指示等の発出に際しましては、音量を上げて放送を行ってまいります。また、屋外スピーカーからの放送に伴い、他の地域におきましても、内容が聞こえない、聞き取りづらいなどの御意見をいただく事例もあり、状況に応じて機器の確認や音量の調節等を実施しておりますが、音声による伝達という性質上、天候や風向き、周辺建物の状況等により影響を受けるため、併せてテレホンサービスやメールニュース、防災ポータルサイト等の利用を御案内しているところでございます。各伝達手段の特徴や役割に応じた防災情報の発信が重要と考えておりますことから、速報性に優れたプッシュ型的手段と、詳細情報の発信に優れたプル型的手段を組み合わせ、効率的、効果的な運用に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○上原正裕委員 国の三沢川水門の開閉に際して、周辺水量の増減が激しい地域だと周辺住民の不安がかき立てられるところなのですが、住民周知の方法に改善はなされたのか、建設緑政局長に伺いたいと思います。

○福田賢一建設緑政局長 三沢川水門についての御質問でございますが、当該水門の操作

時に発せられる警告音につきましては、避難の必要性を地域住民へお知らせするためではなく、水門周辺にいる監視員に向けて安全確保を促すためのものであると国から伺っているところでございます。以上でございます。

○上原正裕委員 ありがとうございます。それでは関連して、11款1項、各区区づくり推進費、水路維持補修事業費の過去3年間の予算と令和6年度の予算の比較について、各區別に伺います。また、主な管理内容について具体的に伺います。

○福田賢一建設緑政局長 水路維持補修事業費についての御質問でございますが、水路維持補修事業費につきましては、川崎区を除く6区において計上しておりまして、令和3年度から令和5年度までの平均の予算といたしましては、幸区が約1,645万円、中原区が約1,257万円、高津区が約1,487万円、宮前区が約1,551万円、多摩区が約3,129万円、麻生区が約1,773万円でございます。令和6年度につきましては、幸区が約1,505万円、中原区が約1,140万円、高津区が約2,050万円、宮前区が約1,450万円、多摩区が約3,365万円、麻生区が約1,850万円でございます。幸区、中原区、宮前区では減少、高津区、多摩区、麻生区では増加しているところでございます。主な内容といたしましては、除草や支障となる樹木の伐採、土砂のしゅんせつ、補修等でございます。以上でございます。

○上原正裕委員 我が会派の代表質問でも伺ったところではございますが、改めて伺います。大規模震災が発生した際は、全国的に多くの農業水利施設、主に水路ですが、被害を受けております。本市の水路の現状の耐震能力について建設緑政局長に伺います。

○福田賢一建設緑政局長 水路維持補修事業費についての御質問でございますが、水路につきましては、耐震性を備えておりませんが、震災時にも被害の最小化が図れるよう適切な維持管理に努めるとともに、震災によって水路が破損した場合につきましては、被害箇所を把握した上で障害物の除去や土のうの設置などの応急対策を行い、被害の拡大防止と速やかな雨水排水機能の確保に努めてまいります。以上でございます。

○上原正裕委員 農業水路は雨水排水機能も担っております。本市の雨水排水の最大量に対してどの程度が水路を経由するものなのか、この三沢川地区について上下水道事業管理者に伺いたいと思います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 雨水排水についての御質問でございますが、現在、三沢川地区の雨水につきましては、大部分が側溝や水路を経由して三沢川に排水しております。以上でございます。

○上原正裕委員 ありがとうございます。U字溝なんかもあるので、水というものはどこからはけているのかというのを考えたときに、結局水路に集まって、水路から排水しているというのがほとんどなんじゃないかなと思いますので、重々御承知おきいただければと思います。

続けます。7款4項3目農地整備費について伺います。三沢川左岸においては、大丸用水は重要な雨水排水機能を担うため、丁寧な管理を要します。令和2年第6回定例会にて、大丸用水の利水需要の精査を要望いたしました。特に特定生産緑地の申請状況も踏まえて、その後の進捗について令和4年度予算審査特別委員会でも確認させていただきました。現在の需要家の数について伺います。また、不要水路も存在するのではとの地域の声もありますが、その精査状況について経済労働局長に伺います。また、不要水路が発生した際、どのように整理していくのか伺います。

○久万竜司経済労働局長 大丸用水についての御質問でございますが、大丸用水は、多摩川から取水し、稲城市から多摩区内を流れ、三沢川に排水されており、稲城市及び本市農業者が組織する大丸用水土地改良区が農業用水として利用しておりまして、同改良区の本市組合員は現在22名となっております。水路利用の精査につきましては、大丸用水を利用している受益地は27か所でございますが、そのうち25か所が生産緑地や特定生産緑地に指定されておりますが、令和4年度に全受益地に利用状況の調査を行いまして、農業者からは、渇水期でも豊富な水量が得られるなどの御意見をいただきましたとともに、具体的な受益地の位置を現場で確認し、当該位置図を作成して関係局と共有したところでございます。今後の水路の取扱いにつきましては、大丸用水土地改良区組合員の農地や同用水の利用実態の把握に努めるとともに、同用水は農業用水での利用のほかにも多面的な機能を有していることから、関係局と利用状況等を引き続き共有してまいります。以上でございます。

○上原正裕委員 関係局と利用状況等を引き続き共有してまいりますと、もう既に共有済みであると、大変ありがたい御答弁をいただきました。本当にありがとうございます。意見要望を申し上げたいと思いますので、ディスプレイをお願いいたします。ポンプ施設に関わる公表プロセスです。これは地域にちょっと誤った情報が流通しておりまして、地域分断を生みかねないので、行政の皆様がしっかり把握していただくとともに、間違ったことが伝わっていかないように努力をしていただきたいと思います。お願い申し上げます。

これは標高の話になりましたので、大丸用水の取水口のある南多摩駅付近から稲田堤駅の地図をお示しして、これの断面図を取ったところ、確かに御答弁でおっしゃるとおり、50メートル以下ぐらいのところの標高から菅稲田堤3丁目に至っては27メートルであるということで、当該地域に排水施設が必要であるというのもよく分かりました。その候補地について、なかなか大きなものが建ってしまうのでとあって、住民のアレルギーも多く予想されるのですが、標高27メートル、今オレンジで囲ったところは大体もう全部平たんで27メートルなんですよね。では、どうやってつくるんですかという話なんです。今、菅住宅に隣接している菅第3公園に対して、こんなふうに住つんですよね。結構な面積で建ちますので、これは本当に建てるんですかという話になってくるわけです。もちろん排水需要というのも本当に必要なことですし、御要望申し上げてきたところなので、これに関して異を唱えることはないんですけども、では、何か別のことを考えられないかという、既存のポンプ場で言うと、いわゆる水路に対してバイパス水路を取って、そこから水を排出しようという大きなポンプ場が必要となると、やっぱり面積を取るんです。これが近年の話というか、川崎市さんはポンプゲートを導入済みですので、よく御承知かと思っておりますけれども、面積を取らないので水路の上にぽこっと建てて、このまま排水しちゃおうじゃん、こういう話もできるわけです。こういうものももう既に検討されたかと思うんですが、住民の間ではこういうものをまだ検討していないんじゃないかと思われてしまうところもございますので、ぜひ検討過程なんかも公表していただければなと思います。要求能力は8.5立米・パー・セカンドなので、既存水路を活用、最小限の土地取得、安価な建設コスト、短納期ということも考えても、公園を失ってしまうかもということも考えても、やっぱりこのポンプゲートというのは、検討をされた過程が市民に共有されるべきかなと私は思います。

危機管理に関してですが、マニュアルを作って、避難所運営支援要員さんを準備して、

避難所は全部開けますよと御答弁いただきました。本当にありがとうございます。もう少し言うなら、避難所運営委員にちゃんと共有していただきたい。運営支援要員さんは、恐らくですけども各区の職員さんに当たるかと思うんですが、顔の見える関係づくりをしていただきたい。多摩区は全避難所開設ということですが、出水期前に改めて周知をお願いしたいということです。水路はほとんどが多摩、麻生にあります。予算も足していっていただいているんですが、やっぱり1メーター当たり200円が限界。これは無代下付といって、いわゆる国から無償で譲り受けた土地で、これが地租改正の後、大正11年に無代下付されて、これは無地番なんです。管理するという風習がないまま川崎市はこれを管理してきた。平成12年にはほかの市町村でも無償譲渡されるので、これを、払下げを推進するというに関していろんな自治体が努力するんだけど、協議が煩雑であったりとか、水路敷が未登記なのでなかなか進まないみたいなことがあるようです。東大の論文があって、無代下付の川崎市についての研究があったので、ちょっと御紹介をと思って出したんですが、無代下付だったが無地番で譲渡されたのが、結局計画上の位置づけも取れないまま売却を積極的に推進する姿勢ではないというふうに外部公表されているところです。有効活用、そしてしっかりとした管理に取り組んでいただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○押本吉司委員 私は、児童手当について、ふるさと納税について、学校給食の産地偽装について、武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画について、支援物資受援体制について、一問一答方式で順次伺ってまいります。

まず、4款1項3目、児童手当費及び児童扶養手当費、2款2項10目会計管理費、各種手当等の給付に係る振込手数料について伺います。国より制度変更する児童手当についてですが、本市財政に及ぼす振込手数料の影響について確認をいたします。初めに、世帯の増加数についてです。文教委員会資料によると、主な制度改正のうち、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長によって想定される新規対象児童数は、高校生世代の児童で約3万5,000人、所得超過世帯の児童で約5,000人とされています。この中でも中学生以下の児童がおり、これまでも児童手当を受給されてきた世帯など、職権により申請不要で支給も可能と考えますが、申請が必要となる世帯の考え方及び申請勧奨数の見込みについて、こども未来局長に伺います。

○阿部浩二こども未来局長 児童手当についての御質問でございますが、現在国会で審議中の児童手当法の改正案によりますと、対象児童が高校生年代の児童のみの世帯及び所得超過等により現在児童手当を受給していない世帯については申請が必要となり、本市では約4万人の新規対象児童が見込まれますが、このうち、現在受給対象児童がいる世帯は申請不要でございます。現在受給対象児童がいない約3万5,000世帯への申請勧奨を想定しているところでございます。以上でございます。

○押本吉司委員 約3万5,000世帯への申請勧奨を想定しているとのことでした。世帯数の増加に加えて、制度改正により支払月数が年3回から6回へと増加しますが、これまで振込手数料は発生していませんでした。令和4年3月の総務省通知により令和6年10月より負担が生じるとされていますが、見解について伺います。また、1回の支給にかかる振込手数料の見込み及び通年換算した場合の影響額について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 児童手当についての御質問でございますが、児童手当の振込

手数料についてでございますが、公金収納等事務の適正化に関する国の通知に基づく見直しにより、令和6年10月から児童手当についても他の公金と同様に振込手数料が発生し、児童手当1回の支給にかかる振込手数料として1,735万円を、通年で1億410万円を見込んでいただいております。以上でございます。

○押本吉司委員 答弁を踏まえた上で、各種手当等の給付に関わる振込手数料について会計管理者に伺いたいと思います。公金収納等事務の適正化に関するこの令和4年3月の総務省通知に基づく見直しにより、令和6年10月より経費負担が生じるとされています。まず、市全体への影響について、予定される振込手数料単価の考え方について伺います。また、主な振込の内容について伺います。さらに、この予定単価を踏まえた令和4年度振込件数及び経費負担に伴う年間手数料試算について会計管理者に伺います。

○柴田一雄会計管理者 振込手数料についての御質問でございますが、振込手数料単価につきましては、これまで無料であった送金元の指定金融機関から送金先金融機関への手数料負担が生じることなどから、指定金融機関の横浜銀行口座への振込は1件当たり税込みで55円、横浜銀行以外の金融機関の口座への振込は税込みで1件当たり132円としていただいております。次に、振込内容につきましては、令和4年度の実績で、児童手当が約33万7,000件、高額介護サービス費の還付が約15万1,000件、保育料の還付が約5万9,000件、就学援助金及び就学金が約3万8,000件、川崎市税の還付が約3万9,000件、学校給食費の還付が約3万5,000件、児童扶養手当が約3万3,000件となっております。次に、令和4年度振込実績による手数料試算額につきましては、令和4年度の振込件数が約147万4,000件でございますので、手数料試算額は約1億7,700万円でございます。以上でございます。

○押本吉司委員 ディスプレー、お願いします。これが答弁をされた令和4年度全体の振込件数と振込先の違いによる手数料単価を入れて試算をした年間手数料の総額となります。次が主な振込内容別の表となっております。また、このほかにも入札などの契約事務が加わります。市全体の振込件数が147万4,000件のうち、一番上に記載の児童手当は年間3回の試算で33万7,480件、それぞれの手数料単価を掛けて計算した合計が4,244万円の試算となっております。今回の制度見直しにより、件数については3万5,000世帯の申請勧奨の増加に加えて、振込回数がこの2倍になりますから、単純計算いたしましても、3万5,000件掛ける6回プラス33万7,480件、イコール54万7,480件の増加となり、全体に占める割合がいかに大きいか理解できるかと思っております。また、全体金額にすると、先ほどのこども未来局長答弁にある年間1億410万円の試算を令和4年度の表、この黄色で示した金額に置き換えますと6,165万円増の2億3,874万円余となるなど、国の制度変更による本市への影響は看過できません。公金収納等事務の適正化による振込手数料の発生については一定の理解をするところですが、結果として、手数料発生と同時に制度変更となる児童手当の支給回数の変更については、法定受託事務という制度の性質も踏まえまして、国に対しあらゆる機会を通じた対応を求めるべきと考えます。これら指摘への見解及び対応について担当副市長に伺いたいと思います。ディスプレー、ありがとうございました。

○伊藤 弘副市長 児童手当についての御質問でございますが、支給に伴う振込手数料等につきましては、現時点で国は明確に示しておりませんが、この制度は法定受託事務でございますので、必要な事務経費は国において示すべきものと考えておりますので、国の動向

を注視しながら適切に対応してまいりたいと存じます。以上でございます。

○押本吉司委員 国の動向を注視しながら適切に対応することでした。この質疑に向けたやり取りの間、国においても検討の可能性についても仄聞をしていますので、法定受託事務として当然の対応が図れるよう求めておきます。また、我が会派の代表質問では児童扶養手当についても指摘をし、対象の増加人数は約120人、本市負担増が6,240万円にも上ります。この市が負担する一般財源の拡充部分についても国への対応を改めて求めまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、2款2項8目財政管理費に関連してふるさと納税について伺います。これまでポータルサイトの活用や産業観光、工場夜景などスタディーツーリズムへの展開、学校施設への寄附等の具体策を提言し、対応を促してまいりました。令和2年の予算審査特別委員会では、岡山県の瀬戸内市e街ギフトについて紹介し、これから本市に旅行や出張で来訪を予定する方だけでなく、今まさに来訪されている方に対して、ホテル滞在時やお土産を購入する店頭で寄附をいただき、即時発行でその場で使える電子商品券事業の導入を求めてきた経緯があります。さきの我が会派の代表質問に対して、即時に電子商品券を取得し、宿泊費等の支払いに換えることが可能となる現地決済型ふるさと納税を導入するとしました。令和2年度当時の議事録では、外国人旅行者を除く年間の市内宿泊者数はおよそ160万人、仮にその0.1%が1万円寄附した場合でも合計1,600万円に上るとの試算も私は言及をしたところです。この現地決済型ふるさと納税の概要及び導入スケジュール、対象商品の選考基準と総務省基準の考え方、システム導入企業の選定と契約方式及び報酬の在り方について、見解と対応を財政局長に伺いたいと思います。

○白鳥滋之財政局長 ふるさと納税についての御質問でございますが、現地決済型ふるさと納税につきましては、本市へ訪れた方がその場で寄附をすることで即時に電子商品券を取得し、宿泊費等の支払いに換えることが可能となるものでございまして、本年4月以降の導入を目指して準備を進めているところでございます。次に、現地決済型ふるさと納税の電子商品券を利用可能な返礼品につきましては、総務省の地場産品基準に適合している必要がございますので、まずは既に本市に登録されている返礼品の中からゴルフ場や宿泊施設での導入を予定しているところでございます。次に、ポータルサイト事業者につきましては、経費の割合や他の自治体での利用実績、寄附受入額の増が見込めることなどを勘案し、対応可能な事業者を選定した上で契約を行う予定でございます。また、その後の経費の支払いにつきましては、寄附受入額に応じて支払うものとなっております。以上でございます。

○押本吉司委員 契約体系について、これは意見要望ですけれども、順次拡大を踏まえ、寄附受入額が大きくなった場合の事業者との契約内容の精査についても、これは対応を求めておきたいと思っております。次に、活用及び展開についてです。一般的な商品券事業においては、より多くの店舗で利用できることが購買実績及び魅力の向上に不可欠な要素です。まず、ホテル・旅館業界等への周知について伺います。また、宿泊後、電子商品券を持って地場産品のお土産や対象商品を扱う各店舗等に足を運んでもらうことが導入後の次のステップと考えますが、見解と対応について伺います。さらに、こういった事例を参考に、例えば、観光案内所として機能するきたテラスでの広報や発券の案内、かわさき名産品コーナーでの利用促進、ラゾーナやアゼリアといった周辺の商業施設における対象商

品の発掘、開発による店舗の拡充、商品券利用者への周知を目的としたマップの作成、利用可能な商圈の形成、同様に商業施設のみならず銀柳街や川崎大師、川崎区以外の特色ある商店街単位での商圈の展開、加えて市外からの来訪者が見込まれるタウンスポーツのチケットやグッズ、会場エンタメ等、各種支払いへの活用も想定できることから、これら展開を視野に入れた関係局区との連携及び関係団体への対応も求められます。現地決済型ふるさと納税の活用に向けた早急な体制構築及びこれら様々な提案に対する見通しについて見解と対応を伺います。

○白鳥滋之財政局長 ふるさと納税についての御質問でございますが、初めに、宿泊施設等への周知についてでございますが、現地決済型ふるさと納税の導入に当たりましては、既に返礼品として登録されている宿泊施設等から導入を予定しておりますが、その拡大に向け、効果的な周知の手法等を検討の上、取り組んでまいります。次に、利用可能な施設等の拡大につきましては、寄附受入額の増に向け重要であると認識しておりますので、総務省の地場産品基準と照らし合わせながら順次拡大してまいります。次に、現地決済型ふるさと納税の活用に当たりましては、ふるさと納税推進本部会議により市内連携を図るとともに、各局区が持つあらゆるネットワークを活用しながら進めてまいります。また、返礼品としての電子商品券は、市民は利用できず、地場産品基準への適合が必要であることはもちろん、参加事業者の事務負担等の課題もございますが、様々な展開が想定され、魅力的な返礼品の拡充などにより寄附受入額の増につながることを期待できると認識しておりますので、調査研究の上、取組を進めてまいります。以上でございます。

○押本吉司委員 答弁から提案したこの早急な拡大、展開については、参加事業者の事務負担や行政側のマンパワーの課題も仄聞しております。多少の時間を要するのかなという認識をしたところでございます。意見要望ですけれども、財政局長は、会派の代表質問に対しまして、返礼品として電子商品券を提供することは、本市来訪者を増やし、市域内の消費を喚起することにつながる旨答弁をしております。現地決済型ふるさと納税を地方都市ではなく大都市で取り組むことの強みや将来的な理想は、ふだん使いができてしまうふるさと納税、近隣市から電子商品券を使ってお買い物感覚で本市を来訪してくださる状況をつくり出すことです。現在でも、市内の魅力的な商業施設に市外から多くの方々が訪れている優位性をこのふるさと納税へ融合させることで、稼ぐという感覚ではなく、当たり前前に収益となる仕組みまでそこで成長させることが望まれます。総務省基準の解釈も次々と変更がある中で苦勞もあろうかと思っておりますけれども、理想に向けて着実に順次拡大を図っていくよう求めるとともに、今後も進捗について取り上げてまいります。

次の質問に移りたいと思います。次に、13款7項2目、給食運営維持管理事業費及び中学校給食推進事業費に関連して、学校給食の産地偽装事案への対応について伺います。まず、民法の不法行為に基づく損害賠償請求の可能性について、我が会派の質疑に対し、関係法令等の適用について検討し、適切に対応するとしていました。3月5日に示された資料によると、本件事案に係る損害賠償に関して、川崎市学校給食会、不正行為を行った当該食材加工業者、当該豚肉の納入業者である総合商社の三者による協議が進められ、給食会の総合商社に対する売買代金の減額、当該食材加工会社による損害賠償に相当する解決金約3,414万円余の支払いなどによって和解することに合意し、今月4日に和解書を締結、5日に解決金が支払われたとのこと。12月定例会の一般質問に教育長は、今回の産地

偽装は、本市における多くの給食関係者がこれまで積み上げてきた学校給食に対する市民の信頼を裏切る行為であり、強い憤りを感じているとしていました。今回の和解を受けた所感について教育長に伺いたいと思います。

○小田嶋 満教育長 給食食材の産地偽装についての御質問でございますが、今回の産地偽装につきましては、本市の学校給食に対する市民の信頼を裏切る行為であり、許されるものではありませんが、このたび当該加工業者が不法行為責任を認め、解決金を支払うという和解が成立したことにより早期に対処され、一定の区切りがついたものと捉えております。今後、同様の事案が発生しないよう再発防止を進めるとともに、児童生徒にとって安全・安心な給食の提供に努めてまいります。以上でございます。

○押本吉司委員 次に、今回示されました解決金の積算の考え方について教育次長に伺います。加えて、1月には当該食材加工会社が債務整理を代理人弁護士に委任したとの報道がありました。損害賠償請求の検討や今回の和解に与えた影響について伺います。

○池之上健一教育次長 給食食材の産地偽装についての御質問でございますが、初めに、当該加工業者の学校給食会に対する解決金につきましては、当該加工業者等への調査で入手した令和5年9月及び10月の納品書の仕入れ単価に基づき、学校給食会が算出した額を不当に得ていた利益とみなして解決金を算出したものでございます。次に、当該加工業者につきましては、債務整理が代理人弁護士に委任されていることを確認したことから、早期に損害賠償に係る協議を進める必要が生じたものでございます。以上でございます。

○押本吉司委員 この解決金の積算について、当該食材加工会社の供述によると、十数年にわたり、国内産に外国産を混ぜる手法を用いて不正行為を行っていたにもかかわらず、豚肉売買代金総額を平成30年4月から6年分とした根拠及びそれ以前の対応について伺います。また、当該食材加工会社が本市調査に対して、外国産豚肉混入により30%以上の粗利益を確保しようとしていたとの供述から、少なくとも2%の不当な利益を得ていたと推定した上で、本和解においては、当該食材加工会社が不当に得ていた利益を4%としたとのことです。当該加工会社の国内産豚肉と外国産豚肉の仕入れ納入書によると、国産がキロ当たり922円、外国産はキロ当たり619円としています。これを基に過去の外国産の仕入れ値が国産の約67.1%、差額の利益分を約32.9%と仮定した場合、この4%の不当な利益を得るためには約16.9%の割合で外国産を混合していた試算になりますが、この計算への見解及び混入割合の評価について伺います。さらに、混入割合の調査において、他の証言の有無や、より詳細な聞き取りの実施も行い、平均単価から不当な利益の試算を行うべきだったと考えますが、伺います。さらに、今回の追加検査による判明頻度を踏まえると、外国産の混合割合はそれよりも高いものであったとも推測されますが、不当に得ていた利益を4%とした根拠と妥当性について伺います。

○池之上健一教育次長 給食食材の産地偽装についての御質問でございますが、初めに、解決金の算定に関する対象期間につきましては、学校給食会として損害賠償を請求するために、過去の契約関係を確実に証明することが必要であるとの認識の下、契約書が保存されている平成30年度以降を対象とし、それ以前は対象としなかったものでございます。次に、外国産豚肉の混入割合に関する計算式につきましては、当該加工業者等への調査で入手した令和5年9月及び10月の納品書の仕入れ単価が判明しているものの、それ以前の仕入れ単価が不明であることなどから、その評価は困難な状況でございます。次に、混入割

合等につきましては、当該加工業者から仕入れ単価によって混入割合を変えていたとの説明があったことから、正確な割合の把握が困難な状況にあり、試算が行えなかったものでございます。次に、不当に得ていた利益の根拠等につきましても、入手した納品書以外の仕入れ単価が不明であることなどから、当該加工業者からの聞き取り結果等に基づき、学校給食会が当該加工業者及び食材納入業者と協議を行った結果、不当に得ていた利益を4%としたものでございます。以上でございます。

○押本吉司委員 次に、会計処理の方法と保護者への周知についてです。本市においては、当該解決金等相当額を歳入として受け入れ、学校給食食材調達費に充当することを予定しています。今回の事案で不利益を被ったのは、児童生徒及び給食食材費の原資を支払ってきた保護者であります。当然ながら還元があってしかるべきですが、在り方について伺います。また、余剰が出た場合の補正予算等の対応について伺います。あわせて、これらの考え方について保護者への周知が不可欠と考えますが、見解と対応を伺います。

○池之上健一教育次長 給食食材の産地偽装についての御質問でございますが、今回の解決金につきましては、本市と学校給食会の覚書に基づき、歳入として受け入れ、学校給食物資購入費に充当することを予定しており、安全・安心な給食提供のための食材の購入により、保護者及び児童生徒に対して還元することにつながるものと考えております。また、決算時に余剰が生じた場合には、学校給食運営基金への積立てに向け、関係局と協議の上、令和6年度の補正予算として計上するなど必要な対応を行ってまいります。あわせて、保護者の皆様には、こうした取扱いについて御理解をいただくことは必要であると考えておりますので、速やかに周知を行ってまいります。以上でございます。

○押本吉司委員 意見要望です。教育長からは、早期に対処され、一定の区切りがついたものと捉えているとのことでした。教育次長からは、債務整理の委任が確認されたことから早期に協議を進める必要が生じたことや、私の提案に対して、仕入れ単価が不明、正確な割合の把握が困難と前置きをした上で、不当に得ていた利益を4%とした根拠と妥当性の問いに対しても、入手した納品書以外の仕入れ単価が不明であることなどから当該加工会社からの聞き取り結果等に基づき三者で協議を行った結果、具体的な内容は示されませんでした。これらの答弁を総合的に判断すると、債務整理を盾にされて、相手の言い分をほとんどのんだとの印象は拭えず、産地偽装の全容解明、そして真相究明には程遠い内容ですし、ヒアリングにおいて教育委員会は、それは警察の仕事と述べる始末です。

当該食材加工会社は、令和4年度の1検体が国産だったのみで、昨年産地偽装が発覚した9月11日の2検体、10月5日の2検体、その後追加調査された同月11日の1検体、13日の1検体、17日の1検体と、合計7検体全てで外国産と判別されるに至っています。先ほど4%の不当な利益を得るためには外国産の混合率は16.9%であったと指摘しました。ここで算数の問題です。四捨五入して仮に20%、5分の1として7検体連続で外国産が検出される確率は幾つか分かりますでしょうか、教育次長。時間がないので答えを述べますが、5分の1の7乗となり、7万8,125分の1、約8万分の1という確率です。これは、非常に珍しい三毛猫の雄が生まれる確率が3万分の1と言われておりますので、それ以上にまれであります。混合割合は産地偽装の核心部分であり、損害賠償額の算出に影響を及ぼすもので、検査結果を見ても、もっと外国産の混合割合は高かったと考えます。再発防止として産地判別検査を30検体、実施件数を複数回とするため産地偽装は今後起きない

と信じたいですけれども、今回の業者等への聞き取りが不十分であった点など、調査及び対応の在り方については、一定の区切りにはせず、教育委員会として検証して、そして議会へ報告するよう申し上げます、要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、11款1項4目中原区区づくり推進費のうち安全・安心まちづくり事業費、武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画の改定について伺います。令和5年第3回定例会の質疑では、計画の見直しスケジュールについては、本計画の検討、作成を担うエリア防災計画作成部会を7月に開催し、アンケートの分析結果、各機関の役割分担、活動体制の整備、要配慮者への対応など、帰宅困難者対策の様々な課題を踏まえた見直しの方針案を検討した上で、年内には関係機関の対策等を反映した素案を取りまとめ、その後、武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会において計画を改定する旨答弁をしていました。昨年7月のアンケート調査の課題抽出によると、帰宅困難時の備えに対する啓発等の課題があることや、混乱防止への対応として適切な情報発信及び安全な徒歩帰宅への誘導、一時滞在施設の拡充、さらに滞在場所として、企業、学校との協力の有用性が確認された等とされました。また、これまでも検討すべきと取り上げてまいりました新たな周辺施設開業等による災害時想定の変更、旧計画の災害時想定においても滞留可能数が約2,200人も超過してきた屋外滞留者数と滞在場所の検討、約4,800人とされる駅間乗車数への対応、行政、鉄道事業者、商業施設など各機関が担うべき役割の整理、分担と発災後の行動フローの作成による活動体制の整備、発災時における情報共有と提供方法の在り方、要配慮者専用の一時滞在施設である中原図書館への誘導や周知方法など課題が山積しております。早急な対応が求められますが、今回の主な変更内容及びこれら課題点について計画見直しにどのように反映されたのか、中原区長に詳細を伺いたいと思います。

○板橋茂夫中原区長 武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画についての御質問でございますが、昨年7月に作成した改定方針では、様々な主体が一体となり、自助、共助、公助の下、駅周辺の安全確保と混乱防止に取り組むとする武蔵小杉駅周辺地域におけるエリア防災の考え方を定め、駅周辺の状況や地震発生後の想定を踏まえ、取組の方向性を、駅周辺の安全確保、駅周辺の混乱防止、情報の収集、発信の3点に整理いたしました。これらの取組の方向性に基づき作成した計画案は、今月19日に開催される武蔵小杉駅周辺地域帰宅困難者対策協議会において審議する予定でございます。計画案の主な変更内容につきましては、駅周辺の安全確保については、地震発生直後の人的被害を抑えるため、それぞれが自分の身の安全を確保することを前提とし、一斉帰宅の抑制、従業員や利用者の安全確保など、関係機関の取るべき行動について整理いたしました。駅周辺の混乱防止については、混乱に伴う二次被害の発生を抑えるため、滞留者の密集や情報不足を避けることを目指し、関係機関が連携して徒歩で帰宅できる方の支援と、帰宅困難者の帰宅抑制等について整理いたしました。情報の発信、収集については、適切な災害対応と自発的な安全行動を促すため、区役所だけでなく関係機関同士が相互にやり取りを行い、滞留者及び帰宅困難者に対して必要な情報が川崎市災害ポータルサイト、かわさき防災アプリ、ラジオ、関係機関が発信する各種SNSなど、様々な媒体を用いて発信できるよう、情報の流れを修正いたしました。また、要配慮者の対応については、要配慮者を優先として受け入れる一時滞在施設をエスカレーター等による移動が必要な中原図書館から移動が容易な中原市民館へ変更し、その他の一時滞在施設においても、要配慮者の受入れを想定した対応が取れるよう

計画に追記いたしました。

次に、滞留者数の推計については、これまでの計画は平日15時の駅周辺の滞留者数のみの約5,800人を採用しておりましたが、今回の改定では、地震発生直後の武蔵小杉駅周辺滞留者数に隣り合う駅との駅間の乗車人数を加えた想定滞留者数を推計したところ、平日朝8時台の駅周辺滞留者数約5,000人と駅間の乗車人数約9,000人を合計した約1万4,000人がピークと想定されております。そのため、現在、駅連絡通路など駅周辺に滞留可能とされる約3,600人を超える方を収容できる一時滞在施設の確保は現実的に困難なことから、一時滞在施設の確保だけでなく、計画に基づく駅周辺事業者や学校における帰宅抑制、帰宅困難者への適切な情報発信等について、今後は、これまでの検討体制に区内の民間事業者や病院、私立学校を加えるとともに、それぞれが連携した訓練や駅利用者の安全確保などの取組を推進してまいります。以上でございます。

○押本吉司委員 意見要望です。今回から加わった民間事業者や病院、私立学校等での受入れ検討の進捗や、本当だったらこれは質問したかったんですけども、令和6年度に実施される駅周辺住民へのアンケートの分析、基礎調査の結果等を踏まえまして、取りまとめられる混乱防止対策を着実にこの計画に反映するよう求めておきたいと思っております。また、約1万4,000人と大幅に変更となった想定滞留者数について、その試算に用いた調査や指標が平成30年、平成28年とコロナ禍前を前提にしておりますので、これら指標の更新と合わせて再計算をし、速やかな計画の改定作業に着手して、実態に即した実効性のあるエリア防災計画となるよう対応を求めておきたいと思っております。

最後に、災害時支援物資受援体制の構築についてですが、何う予定でしたけれども、時間が足りずに議論が深まりませんので、次回の機会とさせていただきたいと思っております。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○河野ゆかり委員 私は一問一答にて、1点目に、災害時要援護者対策事業について、2点目、多摩区における災害対策について、3点目、HPV感染症予防接種事業及び子宮頸がん検診事業について、4点目、子ども発達・相談センター事業及び新生児聴覚検査事業、聴覚障害児支援中核機能事業、5点目、動物愛護事業について、それぞれ順次伺ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、2款3項2目、災害時要援護者対策事業費について伺います。障害者、高齢者等の個別避難計画作成事業についてです。我が会派の令和5年第5回定例会においての質問、災害時の個別避難計画について、自ら避難することが困難な方を優先的に作成する取組に対し、健康福祉局長より、障害者については約2,000件の優先作成を進め、作成支援体制は会計年度任用職員を各区1名の計7名配置し、取り組んでいく、また、医療的ケアが必要な方については、市内2か所の医療的ケア児者等支援拠点において個別避難計画を作成しているところ、高齢者については、支援を要する方約2,500人を対象にケアマネジャーに作成支援を依頼することを予定しているとの答弁でした。その後の進捗状況と、新年度に予算計上された事業内容を健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 個別避難計画についての御質問でございますが、障害者個別避難計画につきましては、優先対象としている障害者の作成数は令和6年1月末時点で523件となっております。また、人工呼吸器、在宅酸素療法、経管栄養等の医療的ケアを要する65歳未満の方の進捗状況につきましては、24時間人工呼吸器を必要とする36名を対象と

して優先的に作成しており、令和6年1月末時点で22名について完了、11名について着手をしております。加えて、就寝中など時間限定で人工呼吸器を使用する方につきましては、対象者39名に対して9名が完了、16名について着手しているところでございます。高齢者個別避難計画につきましては、マニュアルを昨年12月に公表し、1月から2月に計画作成支援を円滑に進めるためのケアマネジャー向けの研修を3回実施したところでございます。参加者数につきましては、居宅介護支援事業所167名、看護小規模多機能型居宅介護事業所等9名、地域包括支援センター13名、その他2名の合計191名でございます。計画作成支援につきましては、市内の約400か所の事業所をはじめ近隣市外を含む居宅介護支援事業所等に依頼し、3月から開始したところでございます。

次に、来年度の事業内容でございますが、障害分野における相談支援事業所の計画作成支援につきましては、本来業務の逼迫等により積極的に着手できない状況が続いていることから、今後は事業所のフォローを各区に配置した会計年度任用職員が担うことを考えております。一方で、これまで会計年度任用職員が行っていたセルフプランの方の対応につきましては、新たに委託契約によって福祉人材を確保し、これまでに蓄積したノウハウ等を活用しながら引き続き作成支援を進めてまいります。また、事業所の後方支援機能としまして、高齢者の作成開始に伴い、ケアマネジャー等への支援策として電話にて個別相談ができる業務委託を考えており、障害者の相談支援専門員への支援も同様に行えるよう、準備を進めております。そのほか、高齢者個別避難計画における作成支援として、居宅介護支援事業所等に対し1件当たり7,000円をお支払いする予定でございます。以上でございます。

○河野ゆかり委員 発災時、命を助けるための個別避難計画ですが、その初動で重要なものが、まず安否確認です。高齢者も含め、活用が広がってきたLINEなどのSNSツールの活用や、本市が導入しております高齢者緊急通報システムと連携した活用も含めて、災害想定訓練時からの取組が重要です。見解と今後の取組を健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 安否確認についての御質問でございますが、安否確認は被害状況を把握する上で重要であります。被災の状況等に応じて確認の手段や手法などが変わることも想定されます。本市としましては、個別避難計画の作成に際し、安否確認や避難支援等を行う避難支援等実施者について、身近な方から設定することを検討していただいております。また、より円滑な安否確認に向けまして、各メーカーのシステム開発の動向や他の自治体の取組など情報収集を行いながら、引き続き調査研究してまいります。以上でございます。

○河野ゆかり委員 個別避難計画の作成について、ケアマネジャーなどの支援専門員が令和7年度の作成完了を目指し、今月、3月から個別避難計画の情報入力を開始していただいております。作成した計画書はデジタル化し、データ管理し、必要な連携事業者や支援関連団体等と共有することにより、災害時の逃げ遅れ防止につながります。データの一元管理の窓口とデータ共有について、今後の取組を健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 個別避難計画についての御質問でございますが、作成した個別避難計画につきましては、現在、福祉総合情報システムへの取り込みに向けて改修作業を進めており、次年度よりデータベース化し、管理することを予定しております。また、個別避難計画の情報につきましては、災害対策基本法に基づき、発災時には避難支援等関係

者に対して、避難支援の実施に必要な限度で情報を提供し、活用することを想定しております。今後につきましては、地域の実情に応じた計画の活用方法や、個人情報の取扱いをはじめとする諸課題を整理した上で、関係機関と情報共有できるよう引き続き取り組んでまいります。以上でございます。

○河野ゆかり委員 ありがとうございます。次年度よりデータベース化をしていく、個別避難計画の情報については情報共有できるようにということです。想定した訓練時から活用していただけますように、よろしく願いをいたします。

続いて、2款3項1目、多摩区における災害に強く安全で安心できるまちづくりの推進について伺います。今週3月9日、多摩区の総合防災訓練が帰宅困難者対策訓練として予定をされております。地震発災により公共交通機関が運行を停止した場合、登戸駅を想定した訓練です。案内には、予定参加機関として、多摩区の自主防災組織連絡協議会や、帰宅困難者一時滞在施設にこのたび新たに指定されました日本料理柏屋さんも含まれております。訓練の概要と期待する効果について多摩区長に伺います。

○藤井智弘多摩区長 多摩区総合防災訓練帰宅困難者対策訓練についての御質問でございますが、3月9日に予定しております訓練につきましては、地震発生に伴い、公共交通機関が停止し、登戸駅を中心に多数の駅滞留者の発生が見込まれるほか、帰宅行動による渋滞、雑踏事故等の二次被害発生も懸念されることを踏まえ、むやみに移動を開始しないという基本原則の下、実施するものでございます。訓練では、駅施設及び帰宅困難者一時滞在施設の安全点検、無線機を使用した区災害対策本部と関係施設との情報連携、帰宅困難者一時滞在施設への誘導及び受入れ等を行うものでございます。訓練を通して関係機関との連携強化、帰宅困難者一時滞在施設の円滑な運営をはじめ、帰宅困難者対策に関する地域住民への理解の促進につなげてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○河野ゆかり委員 令和4年に稲田堤駅を想定した帰宅困難者一時滞在施設に指定された社会福祉法人厚生館福祉会星の子愛児園が主催をし、先日2月10日防災勉強会が開催されました。この勉強会は、子育て世帯や保育所、地域で様々な支援をしてくださる方々の、いざというときどうしたらいいのという問いに答え、地域で防災を学ぶために企画をされ、当日は、地域の保育所職員、民生委員、教職員、高齢者施設職員、地域住民など40名ほどが参加され、東北大学災害科学国際研究所の村尾教授の講習でした。帰宅困難者一時滞在施設に指定されたことから、災害についての学びや地域のつながりを広げるよい機会になっています。私は、これまで多摩区における帰宅困難者一時滞在施設の指定施設が少ないことから拡充を求めてまいりました。その後の取組と新年度の取組を多摩区長に伺います。

○藤井智弘多摩区長 帰宅困難者一時滞在施設についての御質問でございますが、多摩区内では、登戸駅及び向ヶ丘遊園駅に近い多摩市民館を帰宅困難者一時滞在施設として指定しておりましたが、施設の拡充による一層の災害対応力の向上に向けた取組を進め、令和4年度の星の子愛児園の指定に加え、令和5年度には登戸駅付近の1施設と協定を締結し、帰宅困難者一時滞在施設に追加しているところでございます。今年度におきましても、さらなる指定に向けまして、帰宅困難者一時滞在施設の目的や役割などについて区内の民間施設への御説明を重ねているところでございます。引き続き、一時滞在施設の運営に必要なとなる備蓄品や災害時における対応などの諸課題について協議を進めてまいりたいと存じ

ます。以上でございます。

○河野ゆかり委員 御答弁ありがとうございました。多摩区には、南武線、小田急線、京王線と公共交通機関が多くある反面、数年前まで帰宅困難者一時滞在施設は、先ほど言いましたように、市民館の1か所だけだったことから拡充を求め、藤井多摩区長にも御尽力をいただき、現在3か所となりました。現在、生田浄水場用地にAnkerフロンタウン生田が完成し、応急給水拠点やマンホールトイレ、体育館などが備えられていることから、こちらにも帰宅困難者一時滞在施設の指定について提案をしてまいりました。先ほどの御答弁では、さらなる指定に向け説明を重ねていくと御答弁をいただきましたので、今後丁寧な連携をよろしく願いいたします。また、防災勉強会を実施された星の子愛児園さんから、そのかかる費用負担の課題、お声がありました。自主防災組織による訓練や学習、啓発活動には助成金が用意されております。帰宅困難者一時滞在施設管理者の方についても対象拡大をしていただけますように、これは要望したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。今御答弁をいただきました多摩区長におかれましては、この3月で御勇退と伺いました。多摩区の安心・安全の区政をはじめ、長きにわたり御尽力をいただいたことに感謝を申し上げます。また4月以降、新たな場所で御活躍をされることと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。5款7項3目、予防接種事業費及び7目、がん検診事業費について伺います。まず、予防接種事業のうち、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種事業費についてです。令和6年度予算6億2,409万8,000円が計上されました。子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスというウイルスの持続的な感染が原因で発症します。日本では年間約3万3,000人が発症し、約2,900人が死亡しています。20代、30代の若年の発症が多く、増加傾向にあります。ヒトパピローマウイルスの持続的な感染が原因ですから、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス——HPVの感染を防ぐワクチン接種が大変に重要です。過去3年間のHPVワクチン接種、定期接種対象者数と接種実績状況を健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 HPVワクチン接種についての御質問でございますが、HPVワクチン定期接種は原則3回の接種が必要であり、小学6年から高校1年相当の女子が対象となり、本市の対象者数は毎年度約3万人となっております。接種実績につきましては、累計の接種件数で、令和3年度は1万127件、令和4年度は7,377件、令和5年度は12月接種分までで6,234件となっております。以上でございます。

○河野ゆかり委員 令和3年度に比べ、令和4年度の接種件数が減ってしまっています。令和4年度の接種案内通知発送が、対象者を中学1年と高校1年に限定したことによる啓発の減少も一つの要因かと感じます。HPV9価ワクチン接種により、子宮頸がんの原因のウイルス感染を約80%~90%も防げると厚労省は示しています。子宮頸がんの発症を防ぐためにはワクチン接種の効果は非常に大きいです。さらに、費用負担についても、HPV予防接種の定期接種対象者の小学6年から高校1年相当の女子は無料で接種を受けることができます。HPVワクチン接種9価の効果と公費定期接種対象に該当しない場合の自己負担額を伺います。また、定期接種の対象者への効果的な広報が大切です。エックスや、またインスタグラムなどの活用も含めて、今後の取組を健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 HPVワクチン接種についての御質問でございますが、9価ワ

クチンの効果につきましては、子宮頸がんの原因の80%~90%を占める7種類のウイルス感染を予防できるとされております。定期接種の対象とならない場合の自己負担額につきましては、3回の接種で約10万円の費用を要することが厚生労働省から示されております。定期接種の対象者への広報につきましては、引き続き市ホームページや若年層に身近なSNSなどを活用し、確実な周知を行ってまいります。以上でございます。

○河野ゆかり委員 関連して、子宮頸がん検診事業について伺います。過去3年間の子宮頸がん検診受診の目標と受診率の現状、新年度の子宮頸がん検診の目標と具体的な取組を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 子宮頸がん検診についての御質問でございますが、現行の第2期かわさき健康づくり21における受診率の目標値につきましては、主に国民健康保険加入者数の母数に対して30%としております。直近3年間の受診率につきましては、令和2年度は25.4%、令和3年度は26.7%、令和4年度は27.6%となっております。次期計画における新たな目標値につきましては、国の第4期がん対策推進基本計画における母数の考え方を踏襲することとし、国民健康保険に加えて全国健康保険協会や健康保険組合等の加入者の合計数に対して60%と設定したところでございます。受診率向上に向けた取組といたしましては、未受診の方に対し再勧奨を行ういわゆるコール・リコールの手法による受診勧奨や、20歳の女性への無料クーポンの送付のほか、新たに医療機関を通じた定期受診の大切さの啓発など、医師会等の関係団体と連携しながら取組を進めてまいります。以上でございます。

○河野ゆかり委員 子宮頸がんの原因となるHPVの感染を調べる検査、HPV検査単独法導入について、このたび厚労省は本年4月から国が推奨する公的検診に導入する方針を固め、有識者検討会で了承された、各市町村が準備の整ったタイミングで開始できる、対象は30歳以上の女性で、特に60歳以下に推奨するとしています。これを受けて本市の見解と今後の取組を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 子宮頸がん検診についての御質問でございますが、HPV感染を調べるHPV検査単独法につきましては、国のガイドラインにおいて、年代別の死亡率減少効果と要精検率を考慮し、検査の開始年齢は30歳以上が妥当とされ、また、検診間隔を5年とすることにより、現行の2年ごとの細胞診に比べ、受診行動の負担軽減とともに受診率向上が期待できるとされております。一方、導入に当たっては、検診結果ごとに次の検査時期や内容が異なるなど、関係団体、検診実施機関などの理解と協力を得ながら、複雑なアルゴリズムの運用や精度管理などの体制構築並びに市民への十分な普及啓発などが導入の要件とされております。また、令和6年度には、国による精度管理支援事業の実施が予定されており、本市といたしましては、それらを踏まえつつ課題の整理等を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○河野ゆかり委員 意見要望を申し上げます。日本婦人科学会は、HPVワクチンと子宮頸がん検診が高い頻度で実施されれば、今後、今世紀中に排除が可能と、推奨している世界保健機構——WHOの見解を紹介しております。その内容には、15歳までに女兒のHPVワクチンの接種率を90%以上実施すること、また、がん検診を70%以上実施すること、WHOは、各国に向けてこの目標達成に向けて取り組むことを正式に提言いたしました。先ほどの御答弁では、本市はまだまだこの接種率については非常に低い状況と、がん検診

率も27.6%と低い現状であります。このがんにより年間2,900人も若い女性が死亡しております。子宮頸がんの制圧に向けてしっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

次の質問に移ります。子ども発達・相談センター事業について伺います。先日、我が会派の代表質問の御答弁で、令和3年度に川崎区、幸区、また、令和4年度に宮前区、多摩区、令和5年度に麻生区に設置された、その御答弁があり、拡充がされ、待機時間短縮が図られたとのことでした。子ども発達・相談センターと地域療育センターのそれぞれの令和5年度の相談件数を伺います。また、各センターの待機時間について、短縮効果も含めて伺います。あわせて、効果と課題を伺います。さらに、5歳児健診との連携についても、現状と新年度の取組を健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 子ども発達・相談センター事業についての御質問でございますが、令和5年度の子ども発達・相談センターにおける新規相談件数は、12月末時点で、川崎区は187件、幸区は165件、宮前区は205件、多摩区は172件、10月に開設した麻生区につきましては57件でございます。また、地域療育センターにおける新規相談件数は、同じく12月末時点で、南部は258件、中央は484件、西部は331件、北部は178件の実績となっております。相談までの待機期間につきましては、子ども発達・相談センター、地域療育センターともに1か月程度となっており、従来と比べて約1か月程度の短縮が図られたところでございます。そのほかの子ども発達・相談センターの効果といたしましては、より身近な相談機関として、潜在的なニーズへの対応や、保育所、学校等への情報提供、訪問支援の実施などが挙げられます。課題といたしましては、関係機関との連携強化や、さらなる訪問支援の充実などがございます。また、5歳児健診との連携につきましては、健診実施医療機関に対し本センターの周知を行い、健診から発達支援に円滑につながるよう取り組んでいるところでございます。次年度におきましても、医療機関や各区役所に対して丁寧に本センターの周知を行うなど、健診からの相談支援につながるよう引き続き取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○河野ゆかり委員 ありがとうございます。待機時間が半減をしたと御答弁がありました。関連をして、4款1項2目子育て支援事業費、新生児聴覚検査事業について伺います。新生児聴覚検査の導入については、振り返りますと、平成12年、我が党議員が議会で初めて提案をしており、やっと令和3年10月に本格化となりました。実施後の年度ごとの対象者数と実施件数を伺います。また、先天性聴覚障害等の発見件数とその後の対応についても伺います。適切な療育へつなげる丁寧な対応が重要です。取組を伺います。

あわせて、新年度予算案にこのたび聴覚障害児支援中核機能事業費が計上されました。取組内容と今後のスケジュールを伺います。聴覚障害児の保護者や利用する保育事業者などへの丁寧な相談支援や保育現場などへの訪問支援、また、保育士への支援も求められます。見解と今後の取組を健康福祉局長に伺います。

○阿部浩二こども未来局長 新生児聴覚検査事業についての御質問でございますが、本事業の実績といたしましては、事業を開始した令和3年度については、10月から3月の対象が4,741件、うち実施件数は3,915件、令和4年度は対象が1万1,589件、うち実施件数は1万923件、令和5年度は12月までの対象が8,280件、うち実施件数は7,927件でございます。また、再検査が必要となった件数は、令和3年度は51件、令和4年度は119件、令和5年度は107件でございます。再検査が必要な乳児につきましては、区役所地域見守り支援セン

ターの保健師等が新生児訪問等で再検査の有無の確認を行い、未受検の場合は医療機関に受診するよう勧奨しているところでございます。新生児聴覚検査で先天性聴覚障害等が確認された場合は、できる限り速やかに療育への支援につなげる必要があることから、区役所地域みまもり支援センターにおきましては、保護者の不安に寄り添いながら、専門機関による支援につなげられるよう取り組んできたところでございますので、今後につきましても、関係機関等と連携した支援の強化を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○石渡一城健康福祉局長 聴覚障害児支援中核機能事業費についての御質問でございますが、本事業は、関係機関の連携を強化し、聴覚障害児とその保護者に対して適切な情報と支援を提供することを目的に実施するものでございます。具体的な取組内容といたしましては、連携手法の検討等を行う協議会の設置、医療、保健、福祉、教育等の関係機関の連携強化、家族支援、関係機関に対する支援や研修等の実施となっております。今後のスケジュールにつきましては、来年度上半期を準備期間として位置づけ、関係機関等へのヒアリングなどを通して現状の課題抽出を行い、協議会の在り方や具体的な支援手法の検討を行った上で、秋頃より支援の開始を見込んでいるところでございます。また、聴覚障害児の健やかな成長を支えるためには、その保護者や通園する保育所等への支援は大変重要であると認識しておりますので、今後におきましても、訪問支援や関係機関職員のスキル向上研修等の充実に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○河野ゆかり委員 それぞれ御答弁ありがとうございます。丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

最後に、5款7項5目、動物愛護事業費、譲渡推進事業費について伺います。これまで川崎市獣医師会と動物愛護センターとの診療に係る技術支援等に関する協定による取組について、動物愛護基金を活用して、さらに支援内容を拡充することを求めてまいりました。このたび新年度予算案に譲渡推進事業費として計上されました。事業内容とスケジュールを健康福祉局長に伺います。

○石渡一城健康福祉局長 譲渡推進事業についての御質問でございますが、事業内容につきましては、動物愛護センターの収容動物の治療や譲渡に向けて人にならず順化等を促進することで、収容動物に対する管理の質の向上や動物の福祉及び譲渡を推進する取組でございます。令和6年度から市獣医師会と新たに動物愛護センターの収容動物の診療に係る技術的支援に関する協定を締結することを予定しております。また、本事業の実施に当たって、動物愛護基金を活用し、市獣医師会による定期的な診療の助言や高度な技術が必要とされる獣医療の提供を受ける体制を整えるとともに、併せて必要な医療器具の購入や新たな飼い主への譲渡に向けた順化を目的とした動物愛護センター職員に対する研修も行ってまいります。以上でございます。

○河野ゆかり委員 御答弁ありがとうございます。これまで提案をしてまいりました川崎市獣医師会との協定、新たな協定が新年度結ばれるということです。保護動物への医療提供について、動物愛護基金の活用で新事業がスタートすることは基金を提供してくださった方々の思いの一つもかなえることにつながると思います。一定の評価をいたします。この事業により、センターに保護された動物について新しい飼い主さんが早く見つかりやすくなるよう工夫し、取り組んでいただきますよう要望し、質問を終わります。ありがと

うございました。

○浦田大輔副委員長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浦田大輔副委員長 御異議ないものと認めます。およそ5分休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時45分再開

○浦田大輔副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

発言を願います。

○渡辺 学委員 一問一答で、障害者・高齢者施設への新型コロナ感染対応について、2つ目にJR橋梁橋脚部の堤防について、3番目に消防力強化について、4点目に加齢性難聴の補聴器助成について、最後、5点目が地域開放施設の代替場所の確保について、それぞれ質問してまいります。どうかよろしくお願いします。

最初に、障害者・高齢者施設への新型コロナ感染対応について健康福祉局長に質問します。新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、それまでの公的支援が見直されてきました。5類へ移行したとはいえ、感染による重症化リスクは、障害者、高齢者にとっては軽減したとは言えません。御承知のとおり、障害者・高齢者施設では継続した感染拡大対策を実施しています。本市の障害者・高齢者施設での5類感染症移行後の集団感染、前はクラスターと言いましたけれども、今は集団感染——1施設10人以上の発生のことを言うそうです——の発生数は、5月から2月26日までの10か月間の集計の結果は、障害者施設で10施設、利用者77人、職員46人、高齢者施設では46施設、14事業所で利用者487人、職員144人とのことです。月別の集計から、障害者・高齢者施設ともにこの10か月間の中でも、8月と9月と1月と2月は、他の月に比べ発生件数、患者数が大きく増加しています。感染の波が繰り返し起き、多くの職員も感染しています。5類への移行後も繰り返し起きる感染について、引き続き支援が必要です。伺います。

○石渡一城健康福祉局長 新型コロナウイルス感染症についての御質問でございますが、いわゆるコロナ禍において感染の急激な拡大により、高齢者・障害児者施設等が市場において入手することが困難となった衛生用品や抗原検査キット等につきまして、緊急対応として無償配付を実施しました。また、感染症法上の位置づけが5類に変更された令和5年5月以降につきましても、市の備蓄の有効活用の観点から、施設等に希望調査を行い、同じく衛生用品等の配付を実施いたしました。今後につきましては、再び感染が急激に拡大するなどにより、施設等の感染拡大防止に係る状況等に変化が生じた場合には、国の動向を注視しながら必要な対応について検討を行ってまいります。以上でございます。

○渡辺 学委員 障害者・高齢者施設への新型コロナ感染に関わる2023年度予算と新年度予算のかかり増し経費などの項目と補助金額について伺います。

○石渡一城健康福祉局長 新型コロナウイルス感染症についての御質問でございますが、高齢者施設等が感染リスクを減らしサービスを継続するために必要な経費について支援するサービス提供体制確保事業補助金につきましては、令和5年度予算は8億2,990万6,000円、令和6年度予算案は4億3,006万4,000円を計上しております。また、障害児者施設等に対して同様に支援する障害福祉サービス事業者等サービス継続支援事業補助金についま

しては、令和5年度予算は3,304万7,000円、令和6年度予算案は1,803万円を計上しております。以上でございます。

○渡辺 学委員 新年度においても高齢者施設等に4億3,000万円余、障害者施設に1,800万円余、サービス等を継続するために必要な経費を計上したとのことですが、大きな問題があります。事前のヒアリングでは、国の補助金が継続することを前提としているとのことでした。国のサービス提供体制確保事業補助金などが削減または廃止される場合は本市負担で対応すべきです。対応を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 新型コロナウイルス感染症についての御質問でございますが、現在、国においては、同感染症への対応につきまして、次期報酬改定において、施設内療養を評価する加算の創設により、報酬上で評価されることとなっていることを踏まえ、国の動向を注視してまいります。以上でございます。

○渡辺 学委員 要望です。この補助金は、感染した職員の代替の人員確保など、サービスを継続するために必要な経費です。余裕のない人員で何とかやりくりしている実態は御承知のはずなんです。予算計上したサービス提供体制確保事業補助金の継続を求めておきます。

次に、JR橋梁橋脚部の堤防について建設緑政局長に伺います。多摩川に架かるJR京浜東北線橋梁下の堤防の高さと幅が不足している状態であることを国土交通省も把握しています。2019年10月の東日本台風の際には、多摩川からの越水により国道409号が通るガード下のアンダーパスが水没する事態が起きました。この堤防部分は、河川法に基づき安全確保のための基準値を定めた河川管理施設等構造令を満たしておらず、強度も不足な堤防破壊の危険箇所です。昨年3月にも指摘しましたが、国交省のシミュレーションでは、この箇所が決壊した場合、30分で川崎駅周辺まで浸水、1時間以内に川崎区の国道15号から幸区の1号線まで、その後はさらに浸水が広がるとしています。現状の堤防の高さと幅が河川管理施設等構造令を満たしていないわけですが、構造令の規定は堤防の高さ、上部の幅、天端幅と言いますが——は最低限確保すべき値とされています。確認です。構造令で規定されている本来のこの部分のJR橋梁下の堤防の高さ、幅と現状の高さ、天端幅について建設緑政局長に伺います。

○福田賢一建設緑政局長 多摩川の堤防についての御質問でございますが、堤防の高さなどにつきましては、河川管理施設等構造令において、計画高水流量に応じて定めておまして、多摩川水系河川整備計画において、田園調布(下)水位観測所の計画高水流量を毎秒7,000立方メートルとしていることから、多摩川の堤防の高さは計画高水位に余裕高の1.5メートル以上を加えた値、また、天端幅は6メートル以上でございます。JR京浜東北線付近における現状の高さにつきましては、最低限必要な1.5メートルの余裕高のうち、最小で約80センチメートルとなっており、また、天端幅については約2メートルであると国から伺っているところでございます。以上でございます。

○渡辺 学委員 つまり、堤防高さが70センチメートル不足し、上部の幅、天端幅は最低6メートル必要な幅が2メートルしかなく、強度が著しく弱い箇所ということです。さらに多摩川水系河川整備基本方針が近年の水災害の頻発に加え、今後の気候変動の影響により、さらに激甚化するとの予測を踏まえ、2023年3月見直しされました。計画高水量は堤防規格の基準になりますが、河口まで同水量とされている田園調布(下)地点の

計画高水量が毎秒7,000立方メートルから毎秒8,400立方メートルの1.2倍に見直されました。現状の堤防を放置していると越水、最悪の場合は決壊の危険度が一層高まります。危険度が高まることについての本市の対応を建設緑政局長に伺います。

○福田賢一建設緑政局長 多摩川の堤防についての御質問でございますが、多摩川水系河川整備基本方針につきましては、今後の気候変動の影響により、水災害がさらに激甚化、頻発化するとの予測を踏まえ、令和5年3月に見直しされたところでございます。J R京浜東北線付近の堤防機能強化等につきましては、本市といたしましても、多摩川における抜本的な治水対策の推進が重要と認識していることから、毎年、国の予算編成に対する要請書において要望を行っているところでございまして、早期実施に向け引き続き国に働きかけてまいります。以上でございます。

○渡辺 学委員 本市は国に対策を要望しているとのことでしたが、国はこの箇所の対策をどのように進めようとしているのか、国とJ Rの協議はどの程度進んでいるのか、情報が本市に伝えられているのか、建設緑政局長に伺います。

○福田賢一建設緑政局長 多摩川の堤防についての御質問でございますが、J R京浜東北線付近の堤防機能強化等につきましては、施工箇所が狭隘な場所であることや、社会的にも影響が大きい主要路線であることから、国と鉄道事業者において施工方法等について慎重に検討を進め、継続的に協議を行っている国から伺っておりまして、本市といたしましても、意見交換の場などを通じて国に確認してまいります。以上でございます。

○渡辺 学委員 堤防が決壊した場合はもう手に負えず、市民生活、財産に関わる甚大な被害が出ることは明らかです。国とJ Rに対し直接交渉し、早急な対策を求めるべきですが、市長に伺います。

○福田紀彦市長 多摩川についての御質問でございますが、治水対策につきましては、本市といたしましても大変重要な取組と認識しておりますことから、令和5年8月に、私自身が多摩川沿川の17市区で構成された多摩川整備促進協議会の会長として、河道掘削や既存堤防のかさ上げなどについて、財務大臣や国土交通副大臣に要望してまいりました。今後につきましても、引き続き、多摩川の堤防機能強化等について、様々な機会を通じて国に要望するとともに、早急な対策を求め、災害に強いまちづくりを推進してまいります。以上です。

○渡辺 学委員 一刻の猶予もないと思います。国、J Rに対策スケジュールを明らかにさせるなど、実効性のある対応を要望いたします。

次に、消防力強化について、救急業務及び消防団に関連し、消防局長に質問いたします。2023年の救急出場件数は8万7,592件で過去最多でした。内訳は、急病が71.8%、年齢別では65歳以上が55.8%でした。健康福祉委員会の報告を見ると、救急件数は過去10年間で1.35倍に増加しています。現場到着時間は2015年の平均8.3分から2022年には10.2分と2分近く遅くなっています。私たちは本市の消防力が国の消防力整備指針に基づく整備数に対して5隊も不足している救急隊増隊、それから消防職員の増員を求めてきました。新年度に救急体制の整備として、日中のみの救急隊を中原消防署に新設、再来年度は高津消防署に新設する計画です。昼間の出場件数が多い2区に日中のみ救急隊を配属することです。日中のみ救急隊の新設でどの程度の現場到着時間短縮効果が見込めるのか伺います。また、救急隊の負担軽減に効果があるのか伺います。

○原田俊一消防局長 救急隊の新設についての御質問でございますが、初めに、効果につきましては、救急出場件数が多く、昼間の平均現場到着時間が他の地域よりも長くなっている地域に効果的、効率的に配置いたしますので、現場到着時間の改善が見込まれるところでございます。次に、救急隊員の負担につきましては、新設する救急隊の運用時間帯において1隊当たりの救急出場件数などが減少することが見込まれますことから、隊員の負担軽減に寄与するものと考えております。以上でございます。

○渡辺 学委員 1隊の平均出場件数が多い中原・高津消防署への設置予定は示されましたが、現場到着時間は、幸区が10分を僅かに切っていますが、他の区は10分を超えています。今後も救急出場件数増となることが考えられます。他の区への展開が必要です。検討されているのか伺います。

○原田俊一消防局長 救急体制についての御質問でございますが、今後の救急体制につきましては、引き続き救急需要を注視しながら適正な救急隊の充足に向けて、中原消防署及び高津消防署の増隊による効果検証等を行い、救急隊の現場到着時間の短縮効果や救急件数増加に伴う救急隊員の負担軽減等を踏まえまして、関係部署と連携の上、必要な施策の検討、調整を進めてまいります。以上でございます。

○渡辺 学委員 救急需要予測システムについてです。昨年から予備車両を使い各消防署に第2救急隊を編成した運用を行っています。システムの運用方法、隊の編成について伺います。本システムによる現場到着時間の効果について伺います。心配されるのが隊の構成で隊員の負担増と他業務への影響はないのか伺います。

○原田俊一消防局長 救急需要予測システムについての御質問でございますが、初めに、運用方法につきましては、毎日2日後の救急需要を予測して第2救急隊を編成する必要が生じるかどうかの判断の参考にしております。次に、効果といたしましては、予測結果に基づき第2救急隊を編成することで、遠方の救急隊が出場する事案の数を低減し、現場到着時間の短縮に寄与しているものと考えております。また、予測結果に基づく第2救急隊の編成に当たっては、庶務要員や予防要員を活用するなどして運用に必要な人員を確保しており、消防隊などほかの部隊の運用に支障がない範囲で編成することで、通常業務への影響が最小限となるよう、事前の調整により工夫して取り組んでおります。以上でございます。

○渡辺 学委員 第2救急隊の編成に当たっては、庶務要員や予防要員を活用、あるいは消防隊等の他の部署の運用に支障がない範囲で編成し、通常業務への影響が最小限となるよう取り組んでいるとのことですが、職員の負担増、他業務への影響は少なからずあるように聞きました。消防職員も、国の消防力整備指針に基づく整備数に対して不足をしています。市民を守る消防職員の増員を要望いたします。消防団上下式防火衣の整備についてです。消防隊と同様の上下式消防衣の導入をこれまでも求めてきました。今年度まで計51着が整備されますが、圧倒的に整備数が足りません。新年度の整備予定数を伺います。

○原田俊一消防局長 上下式防火衣についての御質問でございますが、令和6年度の整備につきましては80着を予定しているところでございます。今後につきましても、消防団の意向を伺いながら、順次計画的に整備できるよう関係局と協議してまいります。以上でございます。

○渡辺 学委員 次に、加齢性難聴の補聴器助成について健康福祉局長に質問します。加

齢性難聴とは、聞こえが悪くなるだけでなく、入る情報が減り脳の活動が低下することで認知症のリスクを高めることも分かっています。国立長寿医療研究センター老化疫学研究部が行った老化に関する長期縦断疫学研究の知的な能力と難聴の関係の調査では、難聴があると知識力と情報処理のスピードが低下しやすいことや、補聴器を使用している人は、中程度の難聴がある場合でも知識力の低下が抑制されているなどが報告されています。難聴者が補聴器を使用した場合の効果についての国立長寿医療研究センター老化疫学研究部のこの報告についての見解を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 加齢性難聴についての御質問でございますが、国立長寿医療研究センターの報告では、御指摘の点のほか、補聴器の使用による認知機能の維持については賛否が分かれているとも言及されており、現在、補聴器の使用効果等に関して様々な学術的研究が進められているものと認識しております。以上でございます。

○渡辺 学委員 補聴器を使用することで日常生活でのよりよいコミュニケーションの確保と、積極的な社会参加など、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができるようにすることは、人権保障の観点からも重要です。市の考え方を伺います。

○石渡一城健康福祉局長 加齢性難聴についての御質問でございますが、高齢者が社会参加や日常生活を円滑に送るに当たり、各個人の状況に応じて補聴器の使用が効果的な場合がありますが、使用に際しては専門的な診断に基づき適正な使用が必要であることから、本市といたしましては、引き続き、補聴器相談医への相談等について、周知広報に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○渡辺 学委員 認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながることからも、補聴器購入助成実施の自治体はこの1年間で2倍に増え、2024年1月現在、239自治体に広がっています。東京都では23区のうち19区で実施し、3区は新年度からの実施、1区は準備を進める意向です。県内でも5自治体で助成しています。相模原市では、聞こえづらさに悩んでいませんか、補聴器をつけることにより、聞こえの状態を改善すれば周囲の人と交流しやすくなりますと、介護予防促進モデル事業として高齢者補聴器購入費助成を積極的にアピールしています。来年度からは対象を住民税非課税世帯から本人非課税に拡大する予定とのこと。本市は補聴器使用による医療費の抑制等の効果は認めているのか伺います。

○石渡一城健康福祉局長 加齢性難聴の補聴器助成についての御質問でございますが、介護予防や社会参加を促進する観点から、一部の自治体において助成事業を実施していると把握しておりますが、補聴器の使用効果等に関しては様々な観点から学術的研究が進められているものと認識しております。以上でございます。

○渡辺 学委員 本市は国に21大都市高齢者福祉・高齢者医療主管会議で加齢性難聴者への補聴器購入公費負担を求めています。本市でも繰り返し市民から要望が出されている制度創設を国の制度待ちにせずに行うべきです。伺います。

○石渡一城健康福祉局長 加齢性難聴の補聴器助成についての御質問でございますが、補聴器は医学的かつ専門的な判断の下、多くの種類の中から一人一人の状態に適した機種を適正な調整に基づいて使用することが重要でございます。全国で統一した基準で実施されることが望ましいと考えております。こうしたことから、医学的エビデンスを踏まえた

上で、全国一律の公的補助制度を創設するよう、大都市会議を通じて国に要望しているものでございまして、本市といたしましては、引き続き、国の動向を注視してまいりたいと存じます。以上でございます。

○渡辺 学委員 答弁は、補聴器の使用効果等に関して様々な学術的研究が進められていると繰り返し、使用効果に否定的です。一方、補聴器の様々な使用効果が認められるから、本市も参加する21大都市高齢者福祉・高齢者医療主管会議の国への要望書を出しているわけですが、この要望書では、加齢に伴う難聴については年齢の進行とともに誰にでも起こり得る可能性があり、その症状が進行することで適切な聞こえが得られず、人とのコミュニケーションが難しくなり、高齢者が社会的孤立や鬱、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されていますと要望書で述べています。他都市で進む補助制度を強く求めておきます。

最後に、地域開放施設の代替場所の確保について教育次長に質問します。幸区の旧河原町小学校のグラウンド、体育館は、2029年開校予定の県立特別支援学校建設工事着手により、グラウンドは2026年以降、使用できなくなります。グラウンドを地域開放で利用している団体や自治会から代替場所の確保の要望が出ています。前議会では、代替場所の確保について、現在、関係局区と情報共有を行いながら検討を進めているところでございますとの答弁でした。その後の進捗について伺います。

○池之上健一教育次長 河原町グラウンドの代替場所の確保についての御質問でございますが、県立特別支援学校の新設に伴い、これまで地域からはグラウンドの代替場所の確保等について要望が寄せられており、現在、庁内関係課長会議等の場において情報共有を行いながら検討を進めるとともに、設置者である県の担当者とも協議を行っているところでございます。以上でございます。

○渡辺 学委員 検討を進めているとのことですので、引き続きよろしく申し上げます。現在の利用団体には、老人クラブなど的高齢者の方も多く、離れた場所への移動は極力避け、近くに確保することに配慮すべきと考えます。例えば河原町団地に隣接する緑道公園。ディスプレイ、お願いします。結構です。現在は緑地になっている場所があります。この場所は、幸区役所道路公園センターの管理と聞いています。検討できないか伺います。

○池之上健一教育次長 代替場所についての御質問でございますが、新校の工事期間中の代替場所につきましては、利用者の方の負担等も考慮しながら、引き続き関係局区で検討してまいります。以上でございます。

○渡辺 学委員 利用団体の皆さんとの代替場所についての意見交換は重要です。利用団体の要望をどのような方法で把握しているのか伺います。

○池之上健一教育次長 地域団体の要望についての御質問でございますが、これまでも地域への説明の中で様々な御意見を伺っているほか、河原町団地自治会連絡協議会、河原町グラウンド及び河原町体育館の施設利用に関する運営協議会から昨年7月に提出された要望書につきまして、県とも共有したところでございまして、引き続き地域の声をお聞きしながら取組を進めてまいります。以上でございます。

○渡辺 学委員 ありがとうございます。グラウンドの工事着工まであと2年です。よろしく願いいたします。終わります。

○矢沢孝雄委員 自民党の矢沢孝雄です。よろしく願いいたします。私からは13款6項

3目文化財保護費、埋蔵文化財の活用について、2つ目に4款2項2目保育事業費、菅生保育園について、3つ目に11款1項6目宮前区区づくり推進費、みどりのお散歩コース事業費について、それぞれ伺ってまいります。今日は宮前区に特化したお話を議論できればと思っております。

まず、13款6項3目の埋蔵文化財の活用についてです。昨日、重富委員も取り上げていただいております。この埋蔵文化財の収蔵施設について幾つか伺ってまいります。まず教育次長に伺います。設置を予定しております埋蔵文化財収蔵施設については、収蔵施設という、ただ埋蔵文化財を保管するような倉庫なのではないかと、そういうふうに設置を予定しているというか、その候補地になっている地域の方々からは、そういう感じ方を受けてしまうというところが、そういった御意見も実は挙がってきておまして、実際どういった目的で設置をして、どのような活動を行う予定なのか伺いたいと思います。

○池之上健一教育次長 埋蔵文化財収蔵施設についての御質問でございますが、市内で出土した埋蔵文化財は、本市の歴史、文化を知る上で貴重な財産であり、適切に整理、収蔵、活用していくことが重要と認識しており、現在、市内の複数の施設に分散して保管している埋蔵文化財を一元的に整理、収蔵する施設の令和6年度中の整備に向け取組を進めているところでございます。本施設を設置することにより、埋蔵文化財を適切に整理、収蔵、活用することが可能となりますことから、整備後は本施設を拠点として、土器等を用いた学校での出前授業の拡充をはじめ、市民向けの考古学講座や体験活動等の実施に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○矢沢孝雄委員 次に、教育長に伺います。埋蔵文化財は市民共有の財産であることから、設置される場所が決定した際には、地域との連携も含めて、市民が広く活用できることが重要であると考えますが、見解を伺います。併せて伺いますが、現在、候補地、あくまでも候補地なんです、そこになっているのが宮前区のある中学校でございまして、そちらの用地については、具体的に地域にお伝えをした上で関係する地域の皆様に今順次説明に入っているとのことですが、これまでの活動に影響を受ける方々が出てくる取組でもあります。丁寧な説明が求められますが、見解を伺います。

○小田嶋満教育長 埋蔵文化財収蔵施設についての御質問でございますが、本施設を設置することにより、貴重な財産である埋蔵文化財を適切に整理、収蔵、活用することが可能となりますことから、市民の皆様にも本市の歴史、文化への興味、関心を高めていただくとともに、郷土への愛着をさらに深めていただくことにつながるものと考えております。現在、検討候補地の利用者や地元関係者等に対し、本施設の概要や開設後の運用等について説明を重ねるなど取組を進めているところでございまして、今後も地元の方々の御意見、御要望をお聞きしながら、引き続き丁寧な説明と調整に努めてまいります。以上でございます。

○矢沢孝雄委員 ありがとうございます。昨日も議論されておりましたけれども、この埋蔵文化財というものが全市的に今まで十分に活用されてこなかった、そして、市内様々な場所に今8,000箱以上収蔵されているものが、毎回引っ越し先に教育委員会は頭を悩ませながらという話も聞いておりますけれども、今後、それを1か所に集めて収蔵して保管を適切にして、そして活用していくという御答弁もございました。この活用の部分、昨日もありましたけれども、私の意見というか、要望なんですけれども、ぜひ地域の方々にもこ

の施設がとても有意義なものなのだと、そして、これがきっかけで様々地域の歴史、さらには川崎市の歴史、そして、地域への愛着、こういったものにつながる施設であって、そして、取組をぜひ教育委員会として一生懸命進めていただきたいと思います。

そして2つ目、伺ってまいります。4款2項2目、菅生保育園について伺ってまいります。宮前区初山にあります川崎市公立保育園である菅生保育園については、このたび、蔵敷にある地域子育て支援センターすがおとの合築改修工事を行い、移転することが公表されました。これは昨年のまちづくり委員会で報告された公共建築物の耐震対策において、今後、震度6強から7程度の大地震が発生した場合、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある建物と判定されたことに伴い、園児の安全を第一に考えた取組であり、市の判断は致し方ないなというふうに理解をさせていただきます。今回はこの移転に伴う跡地について幾つか伺ってまいりたいと思います。まずこども未来局長に伺います。菅生保育園が予定どおり令和7年10月に移転をした後について、その後どのように活用する予定なのか伺います。

○阿部浩二こども未来局長 菅生保育園についての御質問でございますが、初めに、土地建物の概要についてでございますが、敷地が約1,400平米、鉄筋コンクリート造の地上2階建ての延べ床面積が約630平米、定員が120名の保育所となっております。昭和49年に完成し、築50年の建物となっております。次に、移転後の活用についてでございますが、こども未来局といたしましては、今後、周辺地域における保育ニーズの増加が見込まれないため、新たな保育所の整備は予定しておらず、また、他の活用も想定されないことから、令和5年7月に全庁に向けた利活用調査を実施したところでございます。調査の結果、希望する部署がなかったことから、今後につきましては、関係局と連携し、民間活用も含めて具体的な活用方法等について検討を進めていく予定でございます。以上でございます。

○矢沢孝雄委員 次に、現園舎については、耐震補強を検討したところ、補強部材として耐震壁を複数設置する必要があることが判明し、保育を運営しながらの工事は困難であり、できる限り速やかに園児の安全を確保する理由のため移転することとし、補強工事を実施しない方針といたしました。ディスプレイ、お願いいたします。これは菅生保育園でありまして、私も三十数年前、ここを出たんですけれども、当時と全然変わらないなという思いで中身を見させてもらいました。このちょうどAEDと書いてあるところから奥に至るまでの壁を耐震補強工事をしなくてはいけない。これは1階なんですけれども、これは非常に大規模な工事でありまして、多くの予算が必要になりますし、期間も必要になるということで、今回の耐震補強工事をしないで移転をするということに関しては、やっぱり園児の、入っている子どもたちの安全を第一に考えたときには、本当に仕方ないことなのかなと思いました。ディスプレイ、結構です。仮になんです。補強工事を実施した場合の概算工事費と工期を伺います。併せて園舎を除却して更地に戻す際の概算費用と工期を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 菅生保育園についての御質問でございますが、補強工事につきましては、仮設園舎の用地確保の調整に要する時間等の状況を踏まえ、児童の安全の確保を最優先にする必要があると判断したことから、現地での補強や建て替えは考慮しておらず、費用の試算も行っておりません。また、既存園舎の解体につきましては、現時点では既存園舎の利活用も今後の検討に含まれておりますので、まだ費用の試算は行っており

ません。以上でございます。

○矢沢孝雄委員 既存園舎の利活用も含めた検討が行われているので、現段階では試算をしていないということなんです。ただ、利活用をするという提案を、これは最後に市長に質問するんですけども、そのときには必ずこの建物を生かす、もしくは更地にする、どちらにしろ試算が必要になってくると思います。そのときにこども未来局の試算、所管でございますので、当時の設計したときの図面であったりとか、RC造ですので、下にくいがどれぐらい埋まっているか、そういった基本資料というものが、もう50年近く前の資料ですけども、しっかりと生かせるように保管をしてつなげていただきたいと思います。

最後に市長に伺うんですが、こういったまとまった公共用地が出てくるのは非常にまれでございます。現在の園舎と園庭の構成だけを見れば、地域団体活動スペースとしてのコミュニティ機能や、例を挙げると橘公園で実施をしているPark-PFIのようなことも検討できる可能性もありますし、建物を除却して更地にする考えでも、子どもたちのにぎやかな声も日常にあった地域ですので、不足しているボール遊びができる公園、こういったものに転換してもいいかもしれません。いずれにしろ地域課題の解決に向けた行政施策として連動した取組を展開すべきです。跡地の活用に向けて全庁的な検討に加え、例えば地域の代表である向丘連合自治会の皆様に御意見を伺うとか、地域の課題を集約して、地域と協働した跡地活用の検討を進めていただけないでしょうか、市長の見解を伺います。

○福田紀彦市長 菅生保育園跡地利用についての御質問でございますが、未利用になった土地及び建物につきましては、新たな行政利用の実現可能性について検討を進め、行政利用が見込まれない場合には、民間活力の活用可能性について検討しているところでございます。菅生保育園跡地につきましても、このスキームにより検討を進めてまいります。以上です。

○矢沢孝雄委員 非常に端的に答弁いただいたのですが、このスキームというものをしっかりと確認をさせていただいたところ、民間活力の活用可能性ということも含めて検討していくということでございますので、具体的には川崎市で言うとサウンディング型の市場調査であったりとか、その市場調査に伴う前提となる資料をつくるための地域課題の集約であったりとか、意見とか、こういったものをヒアリングしていく機会も恐らくできてくるんじゃないかなと思いますので、最悪なのは、これだけのまとまった、道路づけもよくて、1,400平米もある公共用地が売却をされて単なる住宅になってしまうのは残念ながらもったいないというのが率直な私の感想というか、意見でございますので、ぜひこのスキームにのっとりながら、民間活力の活用可能性も、そして、行政用途もしっかりと考えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

最後の質問になります。11款1項6目、みどりのお散歩コース事業費について宮前区長に伺います。この取組は、宮前区役所が、緑が豊かである宮前区の特徴を生かし、市制100周年記念事業として令和6年度に実施するもので、健康増進や地元への愛着心醸成を目的に、これまで宮前区役所が関係団体とともに作成してきた豊かな自然や名所など区の魅力を知ることができる数あるお散歩コースの中から緑を楽しむコースを地域の団体と再編成し、かわさきイベントアプリやかわさきTEKTEKアプリ等の媒体を活用して発信していく取組とのことです。私も地元の議員でありながら知らなかったんですけども、宮前区は確かに非常に緑が豊かで、市民団体も多くて、活力があるんですが、お散歩コースが

市民団体がつくってくれたコースも含めて集約してくれたそうでして、それが48コースも実は宮前区の中には存在していたと。その48コースを今回、宮前区役所のほうで緑に関連したところで6コースに集約して、お散歩コースの発信媒体について、今お伝えしたようなアプリ、デジタル媒体をメインに考えていただいているようです。ここで、スマホとかパソコンが苦手な高齢者世代も含めて幅広く楽しんでもらうための方策は検討しているのか伺います。

○南 昭子宮前区長 お散歩コース事業の実施手法についての御質問でございますが、コース上の位置情報を表示することができ、初めてのお散歩コースでも迷うことなくお散歩を楽しむことができるかわさきイベントアプリのガイドマップ機能の活用や、歩数や消費カロリーを確認することができ、より健康を意識した取組が可能となるかわさきTEKTEKアプリの活用を予定しているところでございます。また、スマートフォンを使わなくても気軽に散歩を楽しんでいただけるよう、代表的なコースや見どころを印刷したウォーキングマップの作成や、主要拠点の施設に貼っていただくことを想定したポスターの作成を検討しております。以上でございます。

○矢沢孝雄委員 市制100周年や緑化フェアを契機に、このコースを活用していただくことで、宮前区の魅力をより多くの方々に知っていただくためには、宮前区役所だけでなく、他局横断的な取組を検討し、活用を促す仕掛けが必要だと思えます。例えば向丘出張所出発コースと鷺沼駅出発コースは、ゴールが菅生緑地になっているんですけれども、菅生緑地の近くには北部市場がございまして、北部市場の中には一般の市民向けに様々なイベントを計画して取り組むときもございまして、例えば関連組合、さらには水産、そういった方々が、毎週やっているわけではないんですけれども、スーパー朝市、食彩まつり、こういったものを盛大に行っていただいて、にぎわいを創出していただいています。ぜひこういったところと組み合わせることによって、お互いにとってウィン・ウィンというか、お互いにとって相乗効果が生まれる取組にさらになつてくると思えますので、こういう活用を促す仕掛けが必要と考えますが、見解を伺います。

○南 昭子宮前区長 お散歩コース事業の他局との連携についての御質問でございますが、宮前区には東高根森林公園や菅生緑地など緑豊かな資源のほか、経済労働局所管の川崎市中央卸売市場北部市場などもございまして、本事業においては、そういった宮前区の見どころをお散歩コースに取り入れ、関係局と連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。また、健康福祉局が所管しているかわさきTEKTEKについては、代表的なお散歩コースの登録を予定しておりますので、かわさきTEKTEK利用者にも本事業を広く周知してまいります。以上でございます。

○矢沢孝雄委員 最後に、この取組、やはり市制100周年の取組として一過性のものにしてほしくないと思えます。そういった一過性の取組にしないためにどのような施策、方向性で取り組んでいくのか見解を伺いたいと思えます。

○南 昭子宮前区長 市制100年以降につなげるための取組についての御質問でございますが、お散歩コースの利用を促進するために、利用者のモチベーションを上げる仕掛けとして、既存イベントとの連携や他局横断的な取組などを検討してまいります。以上でございます。

○矢沢孝雄委員 宮前区長、ありがとうございました。最後に要望になります。川崎市都

市計画マスタープラン宮前区構想、これは平成19年3月に発行した、当時、阿部市長のときに、17年前ですけれども、発行された都市マス宮前構想の中には、実は、今はこの表現、生きていないのですけれども、緑の回廊という考え方が当時存在しておりまして、宮前区の構想、宮前区の地図を掲げて、その中に宮前区の区の境に沿って緑の回廊というコンセプトを打ち出しておりました。そのときの都市マスの資料をそのまま読ませてもらいます。緑の回廊、宮前区の区境の尾根に沿って、野川から有馬、水沢、生田緑地、県立東高根森林公園とつながる公園、緑地や斜面緑地等を緑の回廊として位置づけ、緑の自然環境や景観を生かしたまちを育みますということが書かれております。まさに市長も御答弁いただいておりますとおり、ウォーカブルなまちという観点、これはまちみちというものもあると思うのですけれども、いろいろなところで緑を楽しみながら、自然に歩く中で、まちの魅力というものを再発見してもらうということは非常に重要なことだなどと思っております。

ディスプレイをお願いします。これは右に菅生緑地、上に北部市場がありまして、左が王禅寺に行くところなんです、赤い線で引っ張ったところが尻手黒川道路になります。私が最後に要望で、お散歩コースに絡めてでもありますが、この赤い線の下にある菅生緑地から王禅寺に至るまでの横浜市境の道というのが、今、地域の中でも、これをもっと生かさないかという、すばらしい緑の道がつながっているところがございます。この後、菅生緑地から王禅寺に至るところまでの写真を何枚か出して仮想的に歩いてみたいと思うのですけれども、ぜひこの道を整備して、より注目してもらえるよう、お散歩コースというか、緑道というか、緑の回廊構想もぜひコンセプトに入れていただきながらやっていただきたいなと思います。ここが菅生緑地の入り口の水沢の森の西側になるのですけれども、そこからの写真がつながっていきます。こういう水沢の森の周辺から順番に歩いていって、ずっと右も左も畑であったりとかこういう道が続いています。これが稗原交差点の近くの橋なんです、この道をずっと歩いて進む中で、多くの農業をやっている方であったりとか、緑、農地というものを触れながら歩くことができます。全て右も左も人様がやっている畑なんですけれども、例えばちょっと見ると梅がきれいであったりとか、ずっと王禅寺に至るまでこの道が続いていくわけなんです。ただ、途中で整備が行き届いていないところも出てきます。だんだん、どこまでが川崎市の道で、どこまでが民間の道というのが分からなくなってくる道が続いていきます。この先、通れないだろうと思う道も出てくるわけでございます。不法投棄も若干やっぱりあって、この道というのがずっと王禅寺まで続く、道路も凸凹で、こういう道もございまして、この道、すばらしいなと思うのが、信号に一回も当たることがないんですね。王禅寺に至るまで。ただ、唯一、この道路に関しては横断歩道が必要だなどと思いますので、こういったところも整備するのがいいんじゃないかなと。造園会社さんがやっているきれいな造園の部分もございまして、このまま王禅寺ヨネッティーまで行くわけですね。これは北部市場から非常に魅力ある道としてもっと生かすことができないかという意見が出てきています。ぜひ地域の皆様と一緒に、よりウォーカブルな宮前区というか、そういったものを目指していただきたいと思っております。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○浦田大輔副委員長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浦田大輔副委員長 御異議ないものと認めます。およそ30分休憩いたします。

午後3時36分休憩

午後4時4分再開

○木庭理香子委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

発言を願います。

○鈴木朋子委員 私は一問一答形式で、養育費確保支援事業について、新たなミュージアムについて、産後ケア事業について、子ども、若者の声と市政について、若者への就労支援について順に伺ってまいります。

まず初めに、4款2項3目、養育費確保支援事業についてです。同事業については、他会派の代表質問で取り上げられておりましたが、少し違う観点から質問してまいります。養育費確保支援事業の令和6年度予算は380万円余で、令和5年度予算額191万円余に対して99.16%の増、ほぼ2倍の予算額となっています。同事業は市内のひとり親家庭の養育費の確保を支援する目的で、公正証書等の作成費等を補助する川崎市ひとり親家庭養育費確保に関する公正証書等作成費補助金と、養育費不払いに備えた保証契約を結んだ場合の保証料等を対象とする川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業の2つのメニューがあります。公正証書等作成費補助金は上限5万円、保証契約の場合は上限8万円となっています。令和6年度は2つのメニューそれぞれ拡充の方向で、現在は手数料等のみが対象となっているものを、上限はそのままに作成プロセスにも拡充していくとのことです。令和6年度に同事業の件数増をどの程度見込んでいるのか、こども未来局長に伺います。

○阿部浩二こども未来局長 養育費確保支援事業についての御質問でございますが、補助件数の見込みにつきましては、養育費確保に係る保証契約等に対する補助は、令和5年度3月4日時点で3件でございますが、令和6年度は10件の交付を見込んでいるところでございます。また、公正証書等の作成に対する補助につきましては、令和5年度3月4日時点で46件でございますが、令和6年度は60件の交付を見込んでいるところでございます。以上でございます。

○鈴木朋子委員 これまでの同事業による助成の実績、金額について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 養育費確保支援事業についての御質問でございますが、補助金の交付金額の平均は、養育費に係る保証契約は4万2,750円、公正証書等の作成は2万1,898円でございます。以上でございます。

○鈴木朋子委員 公正証書の作成手数料等の平均金額は2万1,898円とのことです。公正証書の作成手数料は政令で定められており、養育費の金額に応じて一律に決まっています。ディスプレイをお願いいたします。養育費の標準算定表の一例です。通常、この算定表をベースに養育費は決めますが、個別の事情を考慮し、具体的な金額が幾らになるかは交渉力が影響します。ちなみにこの算定表は、子どもがゼロ歳から14歳以下、子ども2人の場合の養育費です。ディスプレイは結構です。厚生労働省の全国ひとり親世帯等調査の令和3年度結果によりますと、養育費の取決めをしても文書にしないと約20%は養育費を一度も受け取ることができないままとの結果が出ています。これが公正証書等を作成した場合は約12%に減ります。他方で、公正証書等の作成には前提として離婚する双方が養育費の支払いと金額、期間などの合意形成が必要です。大変なのは、この合意に至るまでのプロ

セス、特に交渉の部分です。公正証書等補助金の平均交付金額が2万1,898円、上限の5万円との差額は3万円弱です。公正証書等の等には調定証書も含まれますが、いずれも作成のプロセスの交渉を専門家に依頼すれば、当然それなりの費用がかかります。今回の拡充で公正証書作成等に至るプロセスにも一定の支援を広げること自体は大変歓迎しますが、上限金額が変わらないまま助成対象を広げて十分な効果が上がるのか、やや疑問が残ります。令和6年度に制度の拡充を目指したにもかかわらず、補助上限額を変えなかったことへの見解と今後のさらなる拡充への見解と対応を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 公正証書等作成費補助金についての御質問でございますが、令和6年度の拡充におきましては、補助対象となる経費について、新たに弁護士への依頼に係る費用や認証ADR事業者の利用料を加えたところでございますが、補助上限額につきましては、過去の交付実績からは上限を超える事例はなく、平均額も上限額5万円の半分以下にとどまっている状況も踏まえ、従来どおりとしたところでございます。補助対象となる経費を拡充したことにより、当事者間協議で取決め内容がまとまらない場合に専門家の介入を選択することが容易になるものと考えますので、まずは上限額の範囲内で広く補助金を活用していただくことで、養育費に関する取決めをさらに促進してまいりたいと考えております。今後につきましても、拡充後の申請状況や補助金交付実績とともに、国や他都市の状況も注視しながら、より効果的な支援について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○鈴木朋子委員 国や他都市の状況も注視しながら、より効果的な支援について検討していただけるということですので、よろしく願いいたします。次に、制度相互の関係の周知等についてです。厚生労働省の同調査では、公正証書を作成してもなお約35%の世帯は養育費の不払いに至るとの結果が出ています。したがって、不払いの際に立替払いを受けるための保証契約があることや、不払いになった際には裁判手続を経ることなく、直接公正証書等を債務名義として強制執行し、養育費を確保する手段をあらかじめ知っておくことも必要です。本市も支援事業の利用者に向けたサポートをすることが望ましいですが、公正証書等作成費の補助金申請の手続は、申請はオンライン、支払い決定書の通知は郵送で行われるため、本市の職員が補助金の申請者へ直接案内する機会はありません。そこで、公正証書等補助金の決定通知と一緒に、川崎市ひとり親家庭養育費確保支援事業の案内と両制度の関係について、分かりやすいチラシ等を同封するなど、両制度を結びつける等の工夫が必要と考えます。見解と対応を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 制度案内についての御質問でございますが、養育費の継続的な受け取りには、離婚時の養育費に関する取決めの促進と併せて、養育費の履行確保を支援することが重要であると考えているところでございます。今回の拡充により、養育費回収のための手続を弁護士に委任する際の費用についても新たに補助対象となることから、この制度の利用について、ひとり親家庭に向けた広報媒体において幅広く周知してまいります。特に公正証書等作成費補助金の申請をされた方に対しましては、養育費の支払いが滞った場合に活用できる手段として確実に認知していただけるよう、補助金交付決定通知に御案内を同封してまいりたいと存じます。以上でございます。

○鈴木朋子委員 補助金交付決定通知に御案内を同封してまいりたいとの前向きな御答弁でしたので、どうぞよろしくお願い申し上げます。同事業については、9月の決算審査特

別委員会でも取り上げました。母子世帯のうち公正証書等を作成しているのは全体の28%にとどまります。法の知識がないと利用しづらい事業ですので、必要な方に情報と支援が届くよう、また柔軟に拡充していただくことを要望します。

次の質問に移ります。次に、新たなミュージアムについてです。令和6年度の市民ミュージアム事業費、予算額8億9,000万円余となっており、内訳は、市民ミュージアム施設管理経費1億2,000万円余、市民ミュージアム運営事業費4億9,000万円余、市民ミュージアム収蔵品修復事業費2億4,700万円余、新たなミュージアム検討事業費が4,600万円余となっています。市民ミュージアムは令和5年度に等々力の旧施設を閉鎖し、現在の所在地は麻生区になっています。にもかかわらず、看板が残っているのを見かけることがありました。多摩区から川崎の役所のほうに来る途中で何個も見かけました。市民ミュージアムの看板等の撤去費用は、市民ミュージアム施設整備事業費に含まれ、予算額は令和5年度の4,100万円余から390万円余と90%減額されています。撤去作業は令和5年度中に終わるのか伺います。

○中村 茂市民文化局長 旧施設の案内標識についての御質問でございますが、市内主要道路などに設置している案内標識等のうち、引き続き活用するものを除く58基を撤去することとしておりまして、このうち中原区及び高津区以外の5区にある20基につきましては撤去を完了し、残る2区にある38基についても今年度中に完了する予定でございます。以上でございます。

○鈴木朋子委員 残る38基についても今年度中に撤去作業は終わるとのことですので、どうぞよろしくお願いいたします。安心いたしました。現在、修復作業は麻生区で行われており、事務所の所在地は麻生水処理センターの敷地内です。麻生区は文化芸術に関心の高い土地柄です。にもかかわらず、麻生区内では市民ミュージアムの認知度は高いとは言えません。ディスプレイをお願いいたします。これが現在の事務所の外観です。このプレハブの建物の中で修復作業が行われており、周囲にはコンテナがありまして、冷凍された収蔵品が収納されているとのこと。ディスプレイ、結構です。このように現状は市民が来場することを想定した施設でないことは承知しておりますが、新たなミュージアムが開設されるまでの間、IN ACTIONと銘打ってミュージアムの継続性をアピールする活動が行われているとのことですので、麻生区内でも様々なワークショップ等の企画や、新たなミュージアムに向けた啓発等の取組を広げ、周知につなげるべきと考えます。市民文化局長に見解と対応を伺います。

○中村 茂市民文化局長 麻生区における市民ミュージアムの活動等についての御質問でございますが、令和5年10月の麻生区への移転をきっかけに、子どもを対象とした造形のワークショップや、高齢者施設と連携した美術鑑賞会を同区内で実施するとともに、今週の土曜日から2回にわたって区内で史跡巡りを開催し、地元の市民団体の方にもゲスト講師として参加していただくなど、地域の方に市民ミュージアムの活動を身近に感じていただけるような企画に取り組んでいるところでございます。今後につきましても、市内各所で出張形式での事業を展開するなど、様々な機会を捉えて、これまで市民ミュージアムにあまりなじみがなかった方々にも、新たなミュージアムへの興味、関心を持っていただけるよう積極的に周知を行ってまいります。以上でございます。

○鈴木朋子委員 積極的な周知をよろしくお願いいたします。かわさき市民アンケート令

和5年11月のインターネット集計を見ますと、市民ミュージアムに対する回答として、「行ったことがなく、名前も場所も知らない」との回答が約4割にも上っています。さらに、この1年間で文化芸術活動に関わったことがない人が全体の85%を占めています。他方で、身近に感じ親しめる文化活動としては、美術館、ホール・劇場や映画館などリアルな鑑賞が全体の4割近くを占めており、市内などの身近な場所で鑑賞や活動をしたいという人が全体の約6割でした。市民ミュージアムの知名度は低いものの、市内でのリアルなミュージアム等が求められていないとは言えません。新たなミュージアムに向けたIN ACTIONの取組のメインは、年2回発行する冊子になっています。ディスプレイをお願いします。これがその冊子です。非常に色がきれいで、もろもろの情報が詰まっています。現在、麻生区ですと、新百合トウェンティワンなどに配架されているとのことですが、市民ミュージアムのホームページを見ても掲載がありません。配架だけでは多くの人の手に取ってもらうことは難しく、広報の強化として、ホームページ上に掲載して閲覧できるようにすべきと考えます。見解と対応を伺います。ディスプレイ、結構です。

○中村 茂市民文化局長 広報誌「IN ACTION」についての御質問でございますが、IN ACTIONは活動中という意味で、現在の市民ミュージアムの活動が未来へとつながり、新たなミュージアムへのかけ橋となっていくという思いを込めたものでございまして、広報誌のIN ACTIONにつきましても、その周知のツールの一つとして、本年2月に初回特別号1万5,000部を発行いたしました。区役所など既存の配架場所に加え、郵便局や商業施設等にも御協力いただくなど、市民の方が、より身近に手に取り御覧いただけるよう取り組んでいるところでございます。初回特別号につきましても、付録が添付されていることに加え、当館とコラボした漫画の連載による話題喚起や、ネットでは手に入れることができないというコレクション性を高めるといったコンセプトの下、発行当初については紙媒体でのみ配付を行う戦略を取っておりますが、多様な手法で周知することは重要であると考えておりますので、紙媒体による告知効果や市民等からの反響を踏まえて、より効果的な時期にホームページにも掲載してまいりたいと考えております。以上でございます。

○鈴木朋子委員 ホームページにも掲載していくとのことでした。初回は冊子優先、特別号は猫のイラストが入った特別付録、冷蔵庫マグネットがついているので、配架で受け取っていただきたいところですが、希少性も重要なんですけれども、今は周知性を考えて、ぜひ早めに載せていただくことを要望いたします。今後のミュージアムの在り方について文教委員会で中間報告があり、本市は、これまで市民とのワークショップ、アンケート等、数々実施してきました。こうした幅広い検討の後、今後は専門的な視点との融合を図りながら、川崎市という自治体がミュージアムを持つ意味、公共財としての在り方を詰めることになるかと思えます。例えば市内関連の新進作家の芸術家として成長する場、登竜門としての役割など、新たな価値を生むミュージアムをぜひ目指していただくことを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、産後ケア事業についてです。4款こども未来費、周産期母子健康包括支援事業費の令和6年度予算額は8,720万円で、令和5年度約4,360万円からほぼ倍増しています。内訳を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 産後ケア事業についての御質問でございますが、令和6年度

周産期母子保健包括支援事業費の内訳は、産後ケア事業費が約7,530万円、母子保健相談支援事業費が約760万円、妊娠・出産SOS事業費が約100万円、妊娠期サポート事業費が約90万円、その他事業が約240万円でございます。増額の要因は、産後ケア事業の拡充によるものでございます。以上でございます。

○鈴木朋子委員 現在、麻生区には宿泊型の産後ケア施設がありません。令和5年第3回定例会の一般質問では、利用を諦めたという区内の声、生後間もない子を連れてタクシーで区外へ移動し多額の費用がかかったという声、さらに隣接する町田市では、麻生区内の総合病院が宿泊型の産後ケア施設に登録されているため不公平感があることなどをお伝えし、宿泊型の事業が可能な助産院がない区では、医療機関も含めて考えるなど、麻生区を含む市全域の産婦が利用しやすい事業へと柔軟に検討していただくことを要望いたしました。御答弁では、引き続き、利用者のニーズや利用状況等を把握しながら、より利用しやすい制度となるよう検討してまいりたいと存じますとのことでした。その後の進捗状況を伺います。

○阿部浩二子ども未来局長 産後ケア事業についての御質問でございますが、この間、検討を進めてきた結果、令和6年度の事業拡充に伴い、宿泊型及び日帰り型について、市内の産科病棟のある医療機関への委託を予定しているところでございまして、麻生区内の医療機関を含め、実施機関の増加が見込まれるところでございます。以上でございます。

○鈴木朋子委員 拡充に伴い麻生区内の医療機関を含め、実施機関の増加が見込まれるとの御答弁でした。ありがとうございます。来年度の早期の実施を要望しまして、次の質問に移ります。

次に、子ども、若者の声と市政についてです。13款6項2目、川崎市子ども会議実施事業費、令和6年度予算額は328万円余となっております。本市は全国の自治体に先駆けて子どもの権利条例を制定し、子ども会議や夢パークなどの取組を進めてきました。条例制定から20年以上が経過、子ども会議の参加者も減少傾向にありましたが、令和4年度登録者18人に対して令和5年度登録者37人と回復傾向にあるとのこと。現在の子どもの会議のメンバーである子ども委員の募集方法、目標人数、委員となった子どもの年齢構成を伺います。また、令和5年度は定例会議23回に加えて、夏期合宿1泊2日が行われています。それぞれの出席率を伺います。また、夏期合宿の費用負担について伺います。以上、教育次長に伺います。

○池之上健一教育次長 子ども会議についての御質問でございますが、川崎市子ども会議につきましては、昨年度から、年間を通じて活動する定例会議と、1回でも参加可能な「カワサキ☆U18」の2つの形態を組み合わせ実施しているところでございまして、どちらも公募しており、定例会議は興味関心のある子どもは誰でも参加可能で、目標人数や定員はございませんが、U18は、活動内容等から、定員を設けて実施しております。定例会議の登録状況等につきましては、37名の登録者のうち、小学生、中学生がともに約4割、高校生が約2割となっており、年間を通じて登録者の約6割が出席しております。また、昨年7月に宮前区の青少年の家で実施した夏期合宿につきましては、定例会議と同様、交通費と昼食代の一部を補助しており、登録者の約7割が参加したところでございます。以上でございます。

○鈴木朋子委員 令和4年度は、居心地の良い学校を求めて、川崎の良さを川崎の子ども

たちに伝えよう、給食残食ゼロミッションの3つのテーマについて検討したとのこと。それぞれの会議の結果が実際の施策等にどのように反映されたのか伺います。

○池之上健一教育次長 子ども会議についての御質問でございますが、昨年度の第21期川崎市子ども会議からの3つの活動報告のうち、居心地の良い学校を求めてにつきましては、今年度の検討テーマであるデジタル技術でかなえる未来の学校スタイルと関連させながら検討を継続しており、川崎の良さを川崎の子どもたちに伝えようにつきましては、市ホームページのこどもページに子どもたちのアイデアやデザインを反映し、リニューアルする予定でございます。また、給食残食ゼロミッションにつきましては、より給食に興味関心を高めてもらうため、給食の栄養素や摂取量、効果的な運動方法を学び、中学生にふさわしい魅力的な体づくりに関する食育動画を作成し、市ホームページへ掲載したところでございます。以上でございます。

○鈴木朋子委員 より幅広い子どもの声を聞くために、単発で参加できるU18の取組が始まり1年が経過しました。U18は78名の応募に対し50名でスタートしましたが、その後のU18への応募状況と参加人数、年齢構成を伺います。また、定例会議に出席している子どもたちには毎回往復の交通費と、午後にかかる場合の昼食代の補助などがありますが、U18の参加者も同様の設定なのか伺います。さらに、令和5年度のテーマは、デジタル技術でかなえるミライの学校スタイルとのことですが、このテーマについてU18と定例会議との役割分担や連携など具体的な活動内容について伺います。

○池之上健一教育次長 子ども会議についての御質問でございますが、「カワサキ☆U18」につきましては、令和4年12月の初開催以降、昨年8月に夏休み特別企画として2日にわたり開催したところでございまして、小学生から高校生まで65名の応募をいただき、当日は59人の参加があり、応募者の約半数が小学生で、中学生が約3割、高校生が約2割でございました。また、今月28日には、1年間の検討結果を市長へ意見表明するとともに、次年度に向けた検討テーマについて話し合う予定で、現在、参加者を募集しているところでございまして、定例会議と異なり、1回のみ参加が可能で、活動も約半日であるため、交通費及び昼食代の補助は行っておりません。U18は、子どもの思いを大人とも相互理解する場として活用しており、定例会議は、議論を深める場として活用し、交互に開催することで、一連の取組として推進しているところでございます。以上でございます。

○鈴木朋子委員 子ども会議への大人の関わり方も見直し、U18に大人の参加者を募って大人からの情報提供や話し合いを取り入れたとのことですが、大人の参加を取り入れた狙いと参加人数、大人が参加したことによる変化や課題と今後の方向性を伺います。

○池之上健一教育次長 子ども会議についての御質問でございますが、「カワサキ☆U18」の夏休み特別企画は、課題に対し子どもと大人が相互理解を図り、意見反映の可能性を探る機会として設けたもので、川崎市PTA連絡協議会をはじめ、デジタル技術に詳しい、かわさきSDGsゴールドパートナーや地域団体などから約20人の大人に参加いただいた結果、子どもからの要望に対して、地域の自発的な取組として、プログラミング教室が開催されるなどの成果があったものでございます。今後も、子どもから多様な意見要望が出されることが見込まれますので、検討テーマに応じて幅広く大人の参加を呼びかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○鈴木朋子委員 このように子ども会議は試行錯誤が続いていますが、そもそも限られた

子どもの意見を掘り下げるだけでいいのか、根本的な疑問が残ります。年間23回の定例会議や夏期合宿への参加はハードルが高めで、課題を抱えた子どもなど参加しづらい仕組みになっていると考えます。例えば固定メンバーで年間活動をするスタイルを見直す、複数のテーマごとに子ども委員を募り、活動期間を短縮するなど、より多様な参加を促すシステムが必要と考えます。見解と対応を伺います。

○池之上健一教育次長 子ども会議についての御質問でございますが、子どもたちを大切な市民の一人と捉え、パートナーとして取組を推進していくためには、幅広い子どもの声を受け止める仕組みづくりが重要であると考えております。そのため、昨年度から新たに「カワサキ☆U18」やインターネットでの意見募集に取り組むなど、子どもたちが気軽に参加できる形態を組み合わせることで、より幅広い子どもの声を聞く工夫をしており、今後も子どもの声をしっかりと聞きながら取組を推進してまいります。以上でございます。

○鈴木朋子委員 柔軟な参加形態を御検討をよろしくお願いたしたいと思っております。

次に、子ども、若者の声を聞くための企画である「子ども・若者の“声”募集箱」についてです。本格実施して半年、試行期間を入れると約1年が経過しました。意見を寄せた人の年齢別人数を見ますと、小学生と中学生以上の割合が2対1、子どもの声に比べて若者の声が届きにくい現状です。こうした傾向と令和6年度の同事業の在り方について見解と対応をこども未来局長に伺います。

○阿部浩二こども未来局長 「子ども・若者の“声”募集箱」についての御質問でございますが、本制度は、子どもや若者が市に対して思っていることや感じていることを把握し、広く子どもたちの思いや考えを受け止め、市政運営の参考意見とすることを目的として、小学4年生から18歳までの子ども、若者を対象に実施しております。ここまでの制度の運用からは、小学生については比較的活発に意見を投稿してくれている一方、中学生以上の子ども、若者からの声は相対的に少ない傾向にあると認識しております。今後に向けましては、より多くの中学生、高校生などから意見を寄せていただけるよう、市立中学校、高等学校に加え、市内の県立高校や私立中学校、高等学校についても効果的な周知方法を検討するとともに、小学4年生からの継続的な広報、周知を行うことにより、幅広い子ども、若者からの声寄せられるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○鈴木朋子委員 声のフィードバックについてです。毎月の主な声と、それに対する市長からのメッセージが市のホームページに掲載されていますが、内容がリンクしていません。主な声の項目に挙がっていない図書館、電子図書館、緑化フェアや市制100周年記念事業などについて、市長からのメッセージが掲載されています。これでは声の受け止めは表向きで、内情は市のプロモーションに見えてしまい、声を寄せた子ども、若者を失望させてしまいかねません。具体的な声に寄り添う形でメッセージのテーマを抽出し、見せ方の工夫もすべきと考えます。見解と今後の対応を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 「子ども・若者の“声”募集箱」についての御質問でございますが、寄せられた声につきましては、毎月、全て市長が確認し、寄せられた声に関連した市の取組や、少数の声であっても広く子どもたちに伝えていきたい内容等を市長メッセージとして発信しております。子どもたちにとっては、自分たちの意見が受け止められたことを実感できることも重要であると考えており、引き続き、ホームページの掲載内容について工夫、改善するとともに、寄せられた意見に対する市の取組や考え方を記載したニ

ユースレターを発行するなど、子どもたちに向けて効果的なフィードバックを実施してまいります。以上でございます。

○鈴木朋子委員 ホームページの掲載内容について工夫、改善するとの御答弁がありましたので、早急に対応していただくようお願いいたします。令和5年度第1回定例会で、当時の露木議員の質問に対し、「子ども・若者の“声”募集箱」に寄せられた声の中から、子ども会議のテーマとなるものを抽出し検討を進めるなどの連携との答弁がありました。来年度に向けた子ども会議との連携の取組状況を伺います。

○阿部浩二こども未来局長 「子ども・若者の“声”募集箱」についての御質問でございますが、子ども会議との連携についてでございますが、寄せられた声については、毎月、全件を子ども会議事務局に送付し共有を図るとともに、川崎市子ども会議のテーマの検討の候補とするなどの連携を行っているところでございます。3月28日に開催される川崎市子ども会議「カワサキ☆U18」では、本募集箱に寄せられた声から、「居たい！行きたい！やってみたい放課後のすごし方」と「子どもが考える地震のそなえ」を検討テーマに決定し、当日、子どもたちが選んだこれらのテーマについて、市長に自分の考えや声を伝えていくと伺っております。引き続き、川崎市子ども会議との円滑な連携に向けて関係局と調整を図りながら取り組んでまいります。以上でございます。

○鈴木朋子委員 意見要望です。本市の子どもの権利、声に関する取組は他都市の注目度が非常に高く、お手本として理想化されがちですが、中学生以上の声を集めることはなかなか難しいなど課題は続きますので、今後も柔軟に試行錯誤を重ねていただくことを要望します。大人の都合のよい子どもの声を集めることなく、引き続き、子ども自身のための取組として精度を上げていただくことを要望いたします。

もう一問予定してはいたのですが、時間の関係で要望とさせていただきます。7款5項1目雇用労働福祉費、若者への就労支援についてです。一般的な若者の就労支援として、キャリアサポートかわさきがありますけれども、この利用者は50代が最も多く、ほとんどの利用者が40代以上です。そして、キャリアサポートかわさきのサイトを見ますと、就職セミナーの対象別に分類されたボタンがありますが、女性、ミドル、シニア、就職氷河期世代となっていて、若年層の特に男性のボタンが見当たりません。また、学べるスキルはパソコン講座など非常にベーシックなものが多く、今後長く就労する若年層が即戦力として働く支援策としては物足りない印象です。厚生労働省では、令和2年に、若年者雇用の当面の在り方についてをまとめ、3つの柱を掲げています。未永く川崎で在勤、在住してもらうためにも、若年層向けの時代に合った積極的なキャリアサポートが必要と考えますので、ぜひホームページの改良とともによりしくお願いいたします。以上で終わります。

○原典之委員 3款1項3目コミュニティ推進費と10款3項3目再開発事業費について伺ってまいります。

武蔵小杉駅周辺のまちづくりについて、ソフト、また、ハード面に総括的に伺ってまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。初めに、ソフト面からです。コミュニティ推進費のうち住民組織関係事業費の来年度予算については2億4,000万円余が計上され、その主なものとしては、川崎市町内会・自治会活動応援補助金に係る事業費など、町内会・自治会の活性化に関する経費が計上されているとのことでした。町内会・自治会について

は、近年の役員の高齢化、マンションなどの共同住宅の増加による御近所のつながりの希薄化、個人の趣味や活動の多様化などにより、町内会・自治会の役員のなり手不足や、さらにはそれにより町内会・自治会の解散の検討も出ていると伺っております。このまま何もしないのでは、町内会・自治会活動が先細りになることが危惧されておりますが、こうした課題に今後どのように対応していくのか、具体的な方策を市民文化局長に伺います。

○中村 茂市民文化局長 町内会・自治会についての御質問でございますが、町内会・自治会は地域コミュニティを支える中核的組織であり、役員の担い手不足などの課題につきまして、その対応は重要なものと考えているところでございます。これまで本市では、区民課窓口での転入者へのチラシ配布等をはじめ、地域情報紙を活用した町内会・自治会活動の発信や啓発絵本の制作等、活動への参加を促す多面的な広報を実施するとともに、回覧・掲示物一括配送の導入等による負担軽減や町内会・自治会活動応援補助金の創設による公益的な事業活動への支援等に取り組んでまいりました。また、昨年度の試行を踏まえ、今年度から市民自治財団との連携により、町内会・自治会が抱える様々な運営上の相談に対してノウハウ等を持った多様な団体を紹介してアドバイスの機会を設けるアドバイザー派遣事業を開始したところでございます。引き続き、地域における多様な主体との連携を図りながら、町内会・自治会活動の持続可能性を高めていくための取組を進めるとともに、解散の検討等の個々の事例につきましては、具体的な状況に応じ、区と連携しながら対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○原 典之委員 町内会・自治会は多大な御協力をいただいておりますし、行政を補完していると言っても過言ではない存在であります。その町内会・自治会が解散ということになりますと、災害対策や要援護者への支援、また、民生委員や地域包括ケアシステムをどうするのか、また、選挙の際の投票所運営はどうするのか、ごみの集積所はどうするのかと、多くの問題が生じていくことが想定されます。過去には川崎区の夜光町が解散をしたということは、これは住民の減少、最後は5世帯しか残らなかったということで、それなりの御事情があったんだというふうに察しますけれども、今回は人口増が続く中原区の町内会で解散をする方向で検討していると伺いましたが、そのような相談があったのか、また、これまでどのような対応をしてきたのか、中原区長に伺います。

○板橋茂夫中原区長 中原区における町内会からの解散の相談についての御質問でございますが、令和5年3月に区内の町内会長から、役員の高齢化や担い手不足などを理由として、町内会の解散について検討している旨の相談があり、区役所といたしましても、町内会の存続に向けた意見交換を6回ほど行ってまいりました。その中で、町内会活動の継続に係る課題の解決策の検討や、関係部署とも連携しながら、解散した場合の影響を確認するなど、丁寧に対応しているところでございます。町内会組織は区役所にとって大切な協働のパートナーであり、地域においても防災面をはじめとした安全・安心なまちづくりや、町内会が主体的に行うコミュニティづくりなど、なくてはならない存在でございます。区役所といたしましても、町内会活動ができるだけ継続されるよう、引き続き支援を行ってまいります。以上でございます。

○原 典之委員 区長の御答弁のとおり、町内会の活動は重要なものでございます。一方で転出入の多い中原区において、新旧住民のつながりを小杉のエリマネ含め推進していかなければなりません。例えば駅周辺の商業施設、スポーツや文化など区の魅力を活用し、

誰でもいつでも参加できる地域にしていくことが重要と考えます。この連携に関しては、先月、指定都市議長会でも議論があったと伺いました。取組と見解を中原区長に伺います。

○板橋茂夫中原区長 地域のつながりづくりについての御質問でございますが、中原区といたしましては、区の魅力やポテンシャルを活用しながら、誰もが気軽に地域の活動などへ参加できる取組を進めていくことが重要と考えております。令和6年度は、区内で活動する団体や区民同士の交流を深める取組として、駅周辺の商業施設などを会場としたなかはらっば祭りや、なかはらコアまつりのほか、かわさきスポーツパートナー等と連携したインクルーシブなKOSUGI SPORTS FES、なかはらランニングフェスタ、さらには音楽のイベントや子育て世代に向けたなかはら子ども未来フェスタなどを開催してまいります。こうした身近なイベントを地域の活動へ参加するきっかけとし、区民の皆様の交流を進め、地域への愛着を醸成してまいります。以上でございます。

○原典之委員 小杉のソフト面については以上でございますけれども、間もなく御退任されます市民文化局長に伺いたいと思います。局長はこれまで市民文化局以外でも、企画部門や高津区役所でも地域コミュニティ関連の施策に取り組んでこられました。本市の地域づくりに御尽力をされてこられました。長年この課題に携わってきた立場から見ました、町内会・自治会をはじめとした地域コミュニティについての今後の課題や展望、期待されることについて、御所感がございましたらよろしくお願いたします。

○中村茂市民文化局長 町内会・自治会をはじめとした地域コミュニティのこれからの御質問でございますけれども、これからの地域コミュニティの在り方について私なりの所感を述べさせていただきたいと思っております。まさに市制100周年を迎えた今、これまでの川崎のまちの記憶を大切にしながらも、これからは見据えながら、まずは私たちと議会が適切な緊張関係を持ちながら丁寧な対話を繰り返し広げながら、市民のための施策をしっかりと展開していくこと、そして、同時にそれは市民生活にとってのセーフティネットの機能を確実に果たしていくことが大切だと思っております。それと同時に、あえて申し上げますけれども、私たちにできることには限界があると思っております。限界があるからと言って、責任放棄とか責任転嫁だと思われたくはございませんけれども、まだまだ私たち行政にもやれることもありますし、やるべきこともまだまだあると思っておりますが、ただ、いつも私たちが職場で言っているのは、それだけでいいのかということでございます。当たり前のことですが、議会とか行政とかの公共的なセクターがしっかりとサービスを提供していく、あるいは民間の営利セクターがサービス提供を行ってだけで、本当に豊かな市民の社会ができるかということ。それだけで本当に市民の豊かさ、幸せが実現できるかという問いだと思っております。この川崎のまちで本当に市民の皆様が、自立的、自発的な活動を繰り返し広げていくことが大切だと、それを議会や行政がしっかりと支えていく、あるいは協働していく、そうしたことこそが、本市が本市の自治の基本を定めた最高規範である自治基本条例が規定していた豊かな市民社会そのものだと思っております。様々な市民活動が展開されていく中で、結果として、これまでも答弁させていただいていますが、市民の皆様同士がそれぞれの他者の存在に気づき、お互いの存在を認め合い、相互に理解、協力していくことで、結果として、あなたがいるから私がいるんだ、そう思えるような、言えるような小さな関係というものをまちの中にどれだけ作り出していくか、それがこれからのコミュニティにとってとても大切なことだと思っております。

そうした考えの下、私が市民文化局長に就任したとき、間もなくコロナ禍の地域活動の自粛が余儀なくされた中で、新たな支援として町内会・自治会活動応援補助金が創設されました。私がこども未来局から戻ってきたとき、ほぼ詳細な設計ができていた時期でありましたが、新たに1つだけ指示したことは、これまで頑張ってきた町内会・自治会の皆さんをしっかりと応援したい、ただ、それだけじゃなくて、その頑張りを応援するとともに、町内会・自治会の皆さんが地域の様々な主体と一緒に新しい何かきっかけを起こせるような応援補助金にしていきたいんだということで、実は要項をいろいろ議論してスタートさせた制度でございます。その結果、町内会・自治会がこれまでやってきた活動に加えて、例えば子ども食堂と連携して何かをやっていく、町内会・自治会館を使って子どもたちの学習支援事業を新たに始める、そうした新しい活動、町内会・自治会を軸とした新しい地域での活動につながったと考えてございます。

また、私どもがやっていますプロボノ事業の中でも、いろいろな地域の人たちが町内会・自治会をもう一度再認識するきっかけになったわけですが、特に川崎プロボノ部の事業でホームページの開設とかSNSの使い方の講座、今年、おかげさまで本当に盛況でしたけれども、そうしたデジタル化を希望する町内会・自治会の課題解決をいろいろな人と支え合うこともできたかなと思っております。さらには、先ほどお話ししたアドバイザーの派遣事業も、いろいろなことで困っている町内会・自治会の皆さんをいろいろな人が知恵を出し合って支える、そうした事業だと思っております。今後につきましても、地域コミュニティの核となる町内会・自治会と多様な市民活動などとの連携を生み出す取組を進め、本市に暮らす様々な主体が緩やかにつながり、相互に協力していくことで、一人一人の市民の存在が尊重され、誰もが暮らしやすく、持続可能で豊かなコミュニティが実現されていくものと考えております。今後とも、議会の皆様とともに、私ども行政もしっかりやるべきことをやりつつ、これからの川崎のまちが市民の皆様にとってますます希望あふれるまち、「最幸のまち かわさき」になっていくことを期待しているところでございます。以上でございます。

○原典之委員 事前に答弁書もいただいておりますけれども、2ページ分ですが、今、5ページ分ぐらい、熱い思いをお話いただきまして、本当にありがとうございます。次のステージの御活躍をお祈り申し上げます。

続きまして、ハード面について伺います。再開発事業費のうち小杉駅周辺地区再開発事業について、来年度予算の主な内容と予算額についてまちづくり局長に伺います。

○藤原徹まちづくり局長 小杉駅周辺地区再開発等事業費についての御質問でございますが、令和6年度の予算額の合計として約1,700万円を計上しております。そのうち主な内容とその額につきましては、小杉駅北口駅前まちづくり方針に基づく事業推進業務等の委託料として約470万円、市制100周年記念事業における公共空間を活用したイベント等の実施に向けた委託料として約1,100万円などを計上しているところでございます。以上でございます。

○原典之委員 御答弁にもありました、小杉駅北口駅前地区です。エルシィ跡地については、今年1月に川崎市環境影響評価に関する条例に基づく方法審査書を公告し、アセスの手続が進められるなど一定の進捗が見られますが、残りの駅前地区についてはあまり進んでいるようには見えません。現在課題となっていること、その課題の具体的な解決方

法、今後の具体的なスケジュールを伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 小杉駅北口駅前地区のまちづくりについての御質問でございますが、当該地区につきましては、まちづくり方針に基づき、民間開発の機会を捉え、様々な都市機能の適切な配置の誘導や、駅前広場再編などの都市基盤整備を段階的に進めることとしており、そのうち、エルシィ跡地等の区域につきましては、土地所有者等の協議が調ったことから、現在、環境影響評価等の手続が進められているところでございます。駅前広場を含む区域につきましては、近年の物価高騰や社会変容の影響なども踏まえるとともに、エルシィ跡地等の区域の進捗状況も確認しながら、複数の土地所有者と継続的な協議を丁寧に行っているところでございます。今後も土地所有者等との協議を進め、協議が調った後、関係法令等の手続につなげてまいります。以上でございます。

○原 典之委員 エルシィ跡地のところとコンベンションホールにつながるペデストリアンデッキ、これが完成しますと、いよいよ小杉再開発も、ある一定のゴールに近づくかなというふうに思いますので、ぜひとも取組の推進をよろしくお願いしたいと思います。続きまして、今年の7月、いよいよ市制100周年を迎えます。先ほどの御答弁では、小杉駅周辺地区にも100周年関係の予算が計上されています。具体的な内容を伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 小杉駅周辺地区における市制100周年記念事業についての御質問でございますが、同地区においては、これまで民間開発の機会を捉え、地区計画等を活用し、公園、広場や歩道状空地などの公共空間等の整備を計画的に誘導してまいりました。来年度の同事業の取組につきましては、全国都市緑化かわさきフェア開催に併せ、こうした公共空間等を効果的に活用し、地域団体や関係局区など多様な主体と連携したイベント等を実施することで、まちづくりの機運を高めるとともに、まちの一層のにぎわい、交流の創出につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○原 典之委員 もちろんこれはまちづくり局の予算と建設緑政局の予算、緑化フェアの予算もついておりますので、ぜひとも連携した取組をよろしくお願いしたいと思います。最後に、本市は、小杉をはじめ、川崎、溝口、登戸など、数十年で大きくまちの風景が変わりました。また、新百合ヶ丘や鷺沼などは今後大きな変化が期待できる取組が進められています。この3月で退任される局長におかれては、建築職の立場から、本市の発展に御尽力されました。まちづくり局内で様々な業務に携われた立場から見た今後の課題や展望、また、期待されること、所見がございましたらよろしくお願いたします。

○藤原 徹まちづくり局長 今後のまちづくりの課題、展望及び期待についての御質問でございますが、本市では、これまで社会環境の変化に対応しながら、地域特性を生かし、魅力と活力にあふれた都市拠点づくり、また、公共交通の利便性の向上、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりなどに取り組んでまいりました。今後におきましても、少子高齢化のさらなる進展や自然災害の激甚化、頻発化、コロナ禍を契機とする社会変容、脱炭素化やデジタル化の進展など、様々な社会環境の変化に適切に対応していくことが求められております。そうしたことから、将来を見据え、引き続き、拠点地区における先端的な都市機能の集積や、人を中心とした都市基盤の整備、ICT等を活用した効果的、効率的な交通体系の構築、地震や水害などの災害に強いまちづくりに、市民の皆様をはじめ、関係する企業、団体の方々と連携し、計画的に、また、継続的に取組を進めていくことが大変重要と考えております。これまで本市の多様な地域特性に応じ、多くの方々とつくり上

げてきたまちづくりの資源、経験を生かしながら、着実に次の100年に向けて取組を進めることで、市民の方々が住んでいてよかったと実感していただける「最幸のまち かわさき」が実現できるものと考えております。以上でございます。

○原典之委員 局長からもたくさん熱いお言葉をいただきました。次の100年に向けてという力強いお言葉もいただきました。次のステージにおかれましても、また、大所高所からの御指導をよろしくお願ひしたいと思います。今回、中村局長と藤原局長からも御答弁いただきましたけれども、御退任される全ての局長、皆様に感謝を申し上げまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○浅野文直委員 私は、一般国道132号舗装改良工事、等々力屋内野球練習場、さらに6款3項2目生活環境普及費に見る粗大ごみの再利用、販売による減量化について、5款3項2目、生活保護扶助費について、民生委員と議員の兼職について、5款7項3目感染症予防費に見る先天梅毒防止策について、4款2項1目こども支援事業費並びに4目こども施設運営費に見る一時保護の状況と児童相談所体制の拡充について、それぞれ一問一答にて伺います。

また、調査事項として、財政局に、変動型最低制限価格制度の検証についても通告をしてあったんですが、これは昨年末12月に自民党の代表質問にて問うた内容でございます。まだ試行段階で件数がまだ伸びてございませんので、変化があまりないようでした。新年度の試行予定があるということですので、その状況を見てから改めて伺いたいと思いますが、これまで試行された7件が、その結果を見ると、これが何のメリットがあったのか、誰にどんなメリットがあったのか全く理解できないんですよ。私も毎回、入札改善については取り上げさせていただいて、市内に人と物と経験のある企業がしっかりと残るように入札改革をしていかなければならないということを取り上げさせていただいているんですが、この制度は名古屋市さんが先行して導入されて、最低制限価格に横並びする部分が少し変わるんだということで、私も見させていただいたら、結局、最低制限価格より僅か上のところでたまたま数字が最も近かった人が取っているという、よく分からない制度、これは何のメリットがあるんですかと聞いたら、最低制限価格よりも少し業者がお金をもらうことができましたみたいなことを言われてね。それだったら、最低制限価格の利率を1%でも0.5%でも上げて堂々とやってあげればいいだけじゃないかと思うんですけども、どちらにしても、そういった状況で、最も危惧されるのは、最低制限価格ではなくて、その僅か少し上のところが落札価格になるんだということになると、それぞれ仲間内で、おまえのところは5,000円高く入れろ、俺が1万円上入れておくと言って、仲間内で業者を集めた連中がそういった落札をされるという懸念が出てくる。これは川崎市がわざわざ談合するための土壌をつくり上げるようなものですよ。ですから、ぜひ、今後の部分で、分野を、例えば簡単に広げることのないように、そして、しっかりと検証されて、どんなメリットがあるんですよとしっかりと議会に示していただいた上で、本格施行に移っていただきたいと思います。

それでは、まず、一般国道132号舗装改良工事について建設緑政局長に伺います。一昨年末に落札業者が決まって、1億円強の工事として執行されました。当初から、たまたま地元業者がそこに面した土地を持っていたということで、いろいろと指摘が入ってきました。交通量の多いところで、夜間工事でなければ厳しいのではないかと指摘があったわけです。

けれども、川崎区役所道路公園センターでは、そうした必要はないと、よほどのことがなければそういった変更することもないということで、公告したとおり、契約もしてスタートした。ところが、始まってみたら案の定、一部、夜間工事にしなければ無理だと。その結果、当然金額が増えるわけですから、契約変更しないがためなのか、当初予定していた工事延長距離を短くして、無理やりその数字に合わせるがごとく、夜間工事にして道路改良を行った。結構問題なのは、終わった直後に複数箇所において道路に大きなたわみが出ている。私もこれは危険だということで、昨年11月ですかね、現場を見に行かせていただいて、目視でも十数センチの段差が道路の中にできてしまっているわけですよ。それを急遽、道路公園センターのほうなりで事業者も呼んで、そこを削って、一応通れるようにしましたけれども、あれはそのまま数日でもたてば、バイクだったら簡単に横転する、重大事故になりかねない、そういった状況にありました。これまでのこの工事の経緯、道路たわみの理由、責任の所在、今後の復旧について伺います。

○福田賢一建設緑政局長 一般国道132号についての御質問でございますが、本路線の舗装改良工事につきましては、労働会館前交差点から川中島交差点付近までの延長約1,100メートルの舗装道の補修を行ったもので、令和4年12月に契約し、令和5年3月に完成したものでございます。施工時間につきましては、設計時における交通管理者協議により、全区間を昼間の施工としておりましたが、一部区間につきましては、施工前の調整により、沿道における駐車場の出入りを踏まえ、夜間施工に変更いたしました。工事完了後、令和5年5月及び11月に4か所の舗装の変状を覚知したことから、安全のため、舗装が隆起した部分の除去を行ったところでございます。舗装の変状に関わる原因等につきましては、これまで実施した調査によっても原因の究明には至っておらず、たわみの理由や責任の所在についての特定は困難な状況でございますが、今後、補修の範囲や方法等について検討し、舗装の復旧を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○浅野文直委員 原因追及していただいているんですけども、材料等を全部今見直してもなかなか原因が分からないと。ただ、ここの工事だけ道路がたわむなんていうのはおかしいですよ。真夏にアスファルトを敷いたときに、例えば大型車がたまたま通って、そういった部分が出たというのならまだ分かりますけれども、この工事箇所だけで4か所こういったことが出ているわけですから、何らかの原因がある。だから、使った材料が廉価のものになっていたということではないのであれば、例えばその下の路盤材の工事等に何らかの問題があったのか。こちらについては今後検証するということですので、しっかりとさせていただきたいと思うんですが、この工事については完了検査後81点という点数がつけられていますけれども、事後にこういったことが発覚した場合に、この点数はこのまま生き続けるのか、それとも変更があり得るのか、改めて伺いたいと思います。

○福田賢一建設緑政局長 工事成績評定点の取扱いについての御質問でございますが、完成検査後の工事成績評定点につきましては、本工事における評定点を修正する必要があると認められた場合には、川崎市請負工事成績評定要領第10条の規定に基づき、工事を所管する川崎区役所道路公園センターにおいて、関係局と協議の上、修正等の対応を行う必要があると考えております。以上でございます。

○浅野文直委員 まだ原因がはっきりしてございませんので、調査後、しっかりと御報告させていただきたいと思います。

続きまして、等々力球場屋内野球練習場の利用方法について同じく建設緑政局長に伺います。最近では女子野球というのも非常に人気になってきて、各区に川崎市はチームがあります。数日前の新聞にも取り上げられておりましたけれども、いよいよ女子の硬式野球チームが設立に向けて進められて、プロ野球チームもいろいろと協力をしていただける。硬式野球となると、以前から川崎市でも大きな問題になっているように、練習場がかなり限られる、そういう問題がついて回ります。そうした中では、等々力球場屋内練習場は数少ない貴重な練習場となるわけでありまして、新年度から利用調整会議等からふれあいネットに移行させる、それも個人カードでの予約に変更するというふうに急遽伺って、何でそんなことをするのだろうとちょっと不思議に思われたんですよ。野球場の予約では、ふれあいネットでの予約や、利用実態に大きな課題があって、苦慮しているにもかかわらず、この変更は何でこんなことをする必要のあるのかと思うわけでありまして、変更する理由を伺います。

○福田賢一建設緑政局長 等々力屋内野球練習場についての御質問でございますが、当該施設につきましては、令和2年の等々力球場の整備時に球場内に合築され、その際に夜間の利用枠を拡大したものでございまして、ノックや打撃練習等で御利用いただいております。利用においてはふれあいネットの個人カードにより予約申込みを行う施設でございます。この運用において、特定団体に加盟している硬式野球チームが独占的に使用しており、市内の硬式野球チームが使用できない実態とともに、又貸しが疑われることに対する改善を求める要望書が令和3年7月に市に提出されました。この対応といたしましては、施設利用時の予約者と利用者の確認を徹底するなど、適正な利用が確認できるまでの暫定措置として、川崎硬式野球協議会の5チームに対し、土日祝日と平日夜間の一部利用枠において、ふれあいネットによる申込みに先立ち、事前予約を行ってきたところでございます。暫定措置期間の運用を通じて、当該施設については、施設利用における受付時の本人確認の厳格化に努め、予約者と利用者の確認を徹底することにより、適正な施設利用が図られるものと判断いたしましたので、本年4月から本来のふれあいネットでの予約申込みに戻すものでございます。なお、屋内練習場につきましては、事前予約を行っている団体から、硬式野球ができる数少ない貴重な練習場であるとの御意見も寄せられているところでございますので、今後、同団体とも協議するなど、適正な運用を行ってまいります。以上でございます。

○浅野文直委員 川崎市内でそうした子どもたちやシニアの方が硬式野球をやれる場所というのは、実際、丸子橋の硬式野球場のみですよ。天神第4球場はありますけれども、これは小さくて、あくまでもキャッチボールだとか、少し守備の練習をする場所。だから、この屋内練習場というのは非常に貴重なわけですよ。それが一部の団体にカードをすごくたくさんつくられるなどして、全部押さえられて、実際に来てみると、どこの都市のどの方が使っているのか全然分からないという問題があったので、今回、こういう形になっていたわけですよ。この1年間、土日祝日の日数は117日、それに対してこの暫定期間、主に使わせた利用実績は34日間ですから、市内のこの団体に専用球場として別に使わせたわけでも何でもない、平日の火、水、金をそうした市内の子どもたちのチームに使わせて、それ以外の日時は使わないということで、ふれあいネットにて一般利用をさせていたわけですよ。受付時に本人確認の厳格化をして予約者と利用者の確認を徹底することにより適正な

施設利用が図られるものと判断したのでと言うんですけれども、これは個人カードですよ、マイナンバーみたいに写真がついているわけでも何でもない。私は担当の方に、それじゃ、管理者に、いざ、利用されるときに、そのカードが本当にあなたたちのものなのか、免許証等で確認されるんですねと言ったら、いや、そこまではと言うわけですよ。そうしたら、今までと何も変わらないじゃないですか。またたくさん個人のカードを集めて取り合いになるだけですよ。そして、安定した練習ができないから、去年も100人の子どもたちがこうしたチームに入ってきたにもかかわらず、練習場の安定した確保ができなくなってしまふ。さらにこれで女子硬式野球というチームができてくれば、本当にどこでどう練習していくのかという、大きな問題になって、何のために川崎市の施設を使わせるのか分からなくなってしまいます。これまで使わせてきた団体としっかりと協議をするということです、協議をしていただいて、できるだけそごのないようにしていただきたいと思えますけれども、一つの形としては、市民文化局に運営だけでも移管するなどして、または管理者、新たに入るわけですから、その方々に、今までのような利用調整をさせるとか、仮にふれあいネットで利用するにしても、きちんとカードと来た方の免許証等の確認で、本当にその方々が来てやっているのか、そういった確認を徹底していただけるようお願いしたいと思います。

次に、粗大ごみのリユース、減量等について環境局長に伺います。これは6款3項2目です。実際に粗大ごみ、宮前辺りでは、コロナのときなんていうのは、2か月先まで収集できないぐらいにいっぱいだったんですよ。排出量、処理費用の推移、また、川崎市では近年、ジモティーと取り組んでリユースを進める、または減量に努めるということを始めただけでございますけれども、この費用対効果について伺いたいと思えます。

○三田村有也環境局長 粗大ごみ処理状況の推移と民間事業者との連携についての御質問でございますが、粗大ごみの処理量及び処理経費の推移につきましては、平成30年度は1万360トン、8億3,874万1,000円、令和元年度は1万1,118トン、10億5,229万8,000円、令和2年度は1万2,841トン、11億5,245万円、令和3年度は1万2,646トン、10億9,706万2,000円、令和4年度は1万1,954トン、11億5,614万2,000円となっております。次に、民間事業者と連携した粗大ごみ発生抑制の取組といたしましては、令和3年10月から粗大ごみ申込み時に、不用品の一括査定や不用品等を個人間で譲り渡す民間事業者を御案内しているところでございます。あわせて、多摩生活環境事業所内において株式会社ジモティーとの連携により、市に持ち込まれた粗大ごみを希望者に無償で譲り渡す実証実験を3か月間実施し、163点のリユースにつなげたところでございます。また、令和4年11月からは、リサイクルショップ等では引取りが難しい玩具、スポーツ用品、小型家電製品等、対象品目を拡充し、粗大ごみに加え普通ごみ等の削減も目指して、ジモティースポット川崎を多摩区宿河原に開設し、実証実験を実施しております。令和5年度の取組状況といたしましては、この1月末時点で約3万4,000点、約150トンのリユースにつなげたところでございます。本実証実験につきましては、来年度も引き続き実施してまいりますので、費用対効果につきましてはその中で検証してまいります。以上でございます。

○浅野文直委員 まだなかなか検証結果を出せる時期ではないかなと思えますが、近年の推移を見ると、コロナ禍というちょっと特殊な事情があるので、このとおりに行くのかどうか分かりませんが、粗大ごみ自体が比較的増えている、それに伴って処理費用もかかって

いるということでございます。他の自治体では、メルカリ等のフリマも利用して、粗大ごみのネット販売、それによる減量化、リユースということを進めている都市もあるわけですが、川崎市での検討状況について伺います。

○三田村有也環境局長 いわゆるフリマサイトを活用した粗大ごみの減量化についての御質問でございますが、この取組は、令和3年度に多摩生活環境事業所で実施したフリマアプリ、ジモティーを活用した実証実験と同様のものと認識しておりますが、本実証において確認されたリユース品を受け取るため事業所に来場される方の安全性の確保や、リユース品のストック場所の整備及び運営費用等の課題を踏まえ、現在の引取り拠点を設置した手法による実証として取り組んでいるところでございます。こうした取組は大変重要と認識しておりますので、引き続き、民間事業者と連携し事業検証を進めてまいります。以上でございます。

○浅野文直委員 ジモティースポットの周知を川崎市民にもっともっと進めなければいけないのかなと思いますし、なかなかメルカリとかのフリマだと、送料というか、送る作業とかも結構大変だし、大きさも限られてくるので、どこまで粗大ごみの減量化にそれが役立つかというのは、先行都市なんかの動向を見ないと見えてこないかなと思いますので、今後、検証していく中で、最低限そうしたフリマをもう一度よく考えていただきながら、減量化を進めていただきたいと思います。1つ懸念されるのは、処理券を市民が買って捨てる以上は、捨ててくれということで、最終処分をしてくれということで出しているんだというふうにも取られるので、単純にそれを再利用していいのかという問題が付きまとうんだということを言われるんだけれども、であれば、単純に処理券、例えば赤と黒の処理券をつくって、赤のほうは最終的に処分を絶対にしてくれという意味での処理券、黒のほうは再利用してもいいですよという処理券ということで、別に値段を変えずにやればいだけで、2種類出せばいいだけですから、そういった工夫も考えていただいて、減量化を進めていただければと思います。

次に、5款3項2目、生活保護扶助費について伺います。生活保護費については、日本人以外の利用についていろいろな声が上がりますわけですが、川崎市においては外国籍の国籍別利用割合、また、年齢構成比について伺いたいと思います。入国後、一定期間内の申請であれば、本来、入国したときに示した生活維持能力の虚偽申告に当たる可能性があるわけで、その場合は強制退去等の形になっていかなければおかしいわけですが、この点についてどのように対応しているのか。さらに、生活保護というのは、やっぱり独立した生活空間でさらなる自立を進めるのが望ましいわけですが、シェアハウスによって利用している生活保護の利用実態についてどのような指導、状況になっているのか、伺いたいと思います。

○石渡一城健康福祉局長 生活保護についての御質問でございますが、外国人につきましては、生活保護法の対象となりませんが、国の通知において、保護の決定実施の取扱いに準じることとされております。令和5年7月末日現在の世帯主が外国籍である被保護世帯数は730世帯ございまして、国籍別構成比は、韓国または朝鮮が約52.3%、フィリピンが約25.3%、中国が約7.5%、ブラジルが約2.5%、ベトナムが約1.4%、アメリカが約0.8%、ブラジル以外の中南米が約4.7%、その他が5.5%となっております。次に、被保護者全体の人員数は2万7,993人でございまして、年齢別構成比は、20歳未満が約8%、20歳から29

歳が約3.3%、30歳から39歳が約5.1%、40歳から59歳が約24.3%、60歳以上が約59.3%となっております。次に、外国人の入国に際しましては、生計維持能力を有することについて、地方入国管理局において厳正に審査されているところでございます。入国後間もなく生活に困窮する外国人から保護の申請があった場合につきましては、国の通知において、地方入国管理局に提出した生計維持能力を有することを証する資料の提出を求め、理由なく拒む場合は申請を却下しても差し支えないとされており、本通知に基づき適正に対応することとしております。次に、シェアハウスでの保護の受給につきましては、実数は把握しておりませんが、申請があった際にケースワーカーが訪問し、居住実態や賃貸借契約の内容等を十分に調査した上で保護を適正に実施しているところでございます。また、保護受給中につきましても定期的に訪問することにより、継続して居住実態や生活状況を把握し、適正な保護が実施されるよう必要な助言、指導等を行っているところでございます。以上でございます。

○浅野文直委員 いわゆる就労年齢というか、生産者世代の方々でも4割近くの方がいるわけでありますので、就労支援、様々なプログラムを使って進めていただきたいんですが、時間が間違いなくなさそうなので、その点については要望とさせていただきたいと思いません。私個人では、本来、相互互惠契約を結んだ国同士の外国人の方であれば、同様の生活保護という形を進めるべきだというふうには思うんですが、国際条約上、外国人であっても同様の制度を運用するということが常なようでございまして、日本人が外国に行ったときに、この日本と同じような生活保護をどれだけ与えていただける国があるのかというのは、ほぼないんじゃないかと思えますけれども、それだけに、最初からこれを目的に来るような部分を見受けるときは厳しい対応をしていただかなければなりませんので、次回は、入国後、短期間で生活保護の申請をしてきた場合の対応について、川崎市が適法に処理をされているのかどうかについて伺いたいと思えますので、そちらのほうを次回までに数字等洗い出していきたいと思えます。

次に、民生委員と議員の兼職自粛について、これももう時間がないので、要望に切り替えさせていただきたいと思えますが、これは1年前に質疑をさせていただきました。そのときにも、特殊な地域事情がなければとか、足りないから議員のノウハウのある方々の利用する、国の法律で別に禁止をされているわけじゃないから、議員と民生委員を兼職させてもいいんだというようなことを言われていたんですけども、各推薦区会、市会、さらにそうした中で学識経験者からも、議員を民生委員として兼職させることへの疑義というのはついて回るということで、実際に声が出ているわけですよ。それに対して、今回の答弁だと、ぜひ議員同士でそういう話を深めていただければみたいなことを言っているんですけども、そんなのはそもそも委嘱をする市側がやることであって、我々議員が自分たちがすべきなのかどうなのかなんていうことを進める話ではありません。政令市でも6市が自粛なり禁止をしているわけですし、個人情報保護法からも、我々の政治活動は一部分除外になっているわけですよ。それに携わる我々議員が、この民生委員との兼職をして、場合によっては給付等の窓口にもなり得る仕事を重ねるといのは大きな疑義が持たれざるを得ないと思えますので、ぜひ次回までにそこら辺の調査をどのようにされるのかお決めいただきたいと思えます。

大変申し訳ないんですが、同じく、梅毒が今大変はやっているということで、それが子

どもに、胎児にうつってしまう、先天梅毒の防止策について伺う予定でしたが、これも時間がございませんので。川崎市の場合、年間百数十件の梅毒が報告されていて、妊婦が数件やっぱりうつっていると。出生時に梅毒の届出はないんですよ、今のところ把握していませんという御答弁というか、調査票をいただいたんですけども、薬を飲めば梅毒というのは治るそうなんです、それでも十数%の確率で胎児には梅毒がうつってしまうと。うつった場合は大変な重篤な状況が出てしまう可能性があるということです、川崎の場合は風営法に関連する団体もありますから、そういったことの検査等を徹底していただくと同時に、保健所で無料で行っているエイズと梅毒の検査について市民に周知をしていただく。こういったことをより一層進めていただければと思います。これは場合を見て、また一般質問等で取り上げさせていただければと思います。

最後に、児相の体制拡充と一時保護なんですけれども、これも昨年から取り上げていますけれども、一時保護におけるその他施設による保護の状況と委託先の団体、また、そのうち、中長期にわたって一時保護をした例があるのか、あるのであればどのような理由で児相で保護できずに一時保護に任せてきたのか、こども未来局長に伺います。

○阿部浩二こども未来局長 一時保護委託についての御質問でございますが、一時保護につきましては、児童相談所のほか、児童福祉施設や里親、医療機関等に委託して実施することが一般的であり、これ以外のその他の施設に一時保護委託を行った件数といたしましては、令和4年度はゼロ件、令和5年度は3月1日時点におきまして6件でございます、施設の内訳につきましては、自立援助ホームが4件、民間団体が運営する子どもシェルターが2件でございます。また、一時保護委託の期間につきましては、最長が4か月を超えるものから最短で2日と様々でございます、一時保護委託の理由につきましては、ケースの個別の状況により、児童相談所が一時保護委託を行うことが適当と判断したものでございます。以上でございます。

○浅野文直委員 本来であれば児相が行うべき部分でございますけれども、何らかの理由で一時保護を行う、しかも、それを里親や病院ではなくて、一部の民間団体をお願いするケースがあるということなんですけれども、当然、どういった理由で誰を保護して、何のために保護したのか、また、期間が長くなる場合は、今後の自立というのか、生活に向けて計画をしっかりと立てていかなければならないことでございます。ですから、本来どおり、児相ができるようになっていくのか、今年度予算で児相体制の拡充の内訳とその効果について伺います。

○阿部浩二こども未来局長 児童相談所についての御質問でございますが、令和6年度の児童相談所運営事業費の予算額につきましては21億6,350万円でございます、前年度から3億5,702万円増額しており、主な内容といたしましては、一時保護所建て替えの施設整備費、児童相談所及び一時保護所の会計年度任用職員等の人件費、児童相談所における働き方改革の推進に向けた環境整備に係る経費等でございます。予算を拡充したことによりまして、恒常的な一時保護所の定員超過の解消、会計年度任用職員等の安定的な人材確保、児童相談所職員の業務効率化や情報セキュリティ対策等に寄与するものと見込んでおります。以上でございます。

○浅野文直委員 しっかり拡充していただいて、本来児相で行うべきことは児相で行えるような体制づくりに向けて、より一層進んでいただきたいと思います。今回の議会でも議

案の第11号でしたかね、国の法律に基づいて、女性自立支援施設の整備に向けた基準が提案されています。これが後日我々が賛意を示せば、川崎市においても基準はできるわけです。ただ、行政計画にはないので、すぐに施設を持つのか、民間に委託をする予定もないし、もしも申請が来ても単純にお金を払うというようなことはなさそうだったので、一安心はしたんですけども、国の法律、それに基づいて県が今後行っていく内容が、民間を利用した場合の定義は非常にあやふやで、それによっては誰を保護したのか、何をしたのか、何のために保護しているのかが分からない可能性がありますから、川崎では絶対にそういったことがないように、今後詳細な要項をつくっていく中でも明らかにしていただきたいと思います。私の質問は終わります。

○木庭理香子委員長 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木庭理香子委員長 御異議ないものと認めます。およそ5分休憩いたします。

午後5時21分休憩

午後5時27分再開

○木庭理香子委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

発言を願います。

○吉沢章子委員 私は一問一答にて、带状疱疹対策については要望のみです。ふるさと納税について、そして、川崎強靱化、防災・減災対策について、これは6項目ございますので、順次伺ってまいりたいと思います。

带状疱疹対策については、私も先日罹患いたしまして、本当に早期発見、早期治療が大事だということで、その啓発をお願いいたしました。ホームページに掲載していただけるということで、ありがとうございます。また、引き続き、6月にお話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ふるさと納税について伺います。令和6年度はポータルサイトを増やすとのことですが、ふるさと納税についても、いろいろな議論がございましたけれども、本当に稼げるのでしょうか。令和5年度の実績、歳入と歳出の内訳について、同様に令和6年度の見込みについて伺います。財政局長、お願いします。

○白鳥滋之財政局長 ふるさと納税についての御質問でございますが、ポータルサイトを通したふるさと納税寄附受入額につきましては、令和5年度は12月末時点で7億6,000万円余となっており、令和6年度予算は16億5,000万円を見込んでいます。また、ふるさと納税関係経費につきましては、寄附受入額に連動し、おおむねその半額となりますので、令和5年度は12月末時点で3億8,000万円余、令和6年度予算では8億2,000万円余を見込んでいます。以上でございます。

○吉沢章子委員 ありがとうございます。本当に驚くべき数字です。令和5年度は7億6,000万円のところで、経費が3億8,000万円、令和6年度の見込みは16億5,000万円で、経費が8億2,000万円ですから、まさに半分でございます。委託費は委託業者の言いなりであり、いわゆるぼったくりだと、そういう状態だとの指摘もございます。委託業者は自治体の委託費と利用者の手数料、双方から収入を得ています。原資は税金であります。一方で自治体は半分しか稼げません。一番稼いでいるのは委託業者ではないでしょうか。ふるさと納

税本来の趣旨とは異なるゆがんだ状態であり、本来は国が是正すべきですけれども、不交付団体への特別措置を県域や世田谷区など損害を被っている自治体、本当にこれはふるさと納税被害者の会とも言えるのかもしれないけれども、そこと共同して国に強く求めるべきと考えますが、見解と取組を財政局長に伺います。

○白鳥滋之財政局長 ふるさと納税についての御質問でございますが、ふるさと納税返礼品には地域経済の活性化につながっている側面もあるものの、ほぼ1兆円に達するふるさと納税の規模のうち、その半額の約5,000億円が返礼品の提供やポータルサイト利用料等となり、本来自治体の財源となるべき税収が大きく減っている状況でございます。本市はこれまで指定都市市長会、九都県市首脳会議など、本市と同様に減収の影響が大きな都市と連携した国への要請活動を行っているところでございまして、中でも神奈川県市長会といたしましては、市税の減収分には地方交付税によらない財政措置を要請しているところでございます。令和6年度につきましては、稼げる返礼品の充実等にしっかりと取り組んでまいります。引き続き、あるべき制度となるよう要請活動を実施してまいります。以上でございます。

○吉沢章子委員 ありがとうございます。市長は返礼競争には加担しないとされてきましたけれども、苦渋の決断で稼ぐ方向にかじを切られました。それは致し方ないと考えますが、この制度は税収減の自治体の市民サービスを低下させる非常にゆがんだ側面をはらんでおります。今議会でもいろいろ御指摘がございましたけれども、かじを切ったからにはしっかり稼ぐという一方、損害を被っている自治体とともに、国に措置を求めることも引き続き御努力いただきますように御要望申し上げます。

次の質問に移ります。川崎強靱化、防災・減災対策についてです。能登半島地震は人知をはるかに超える大地震となりました。150キロに及ぶ海底活断層などによる5000年に一度とも言われる地盤隆起や津波、エネルギーは阪神・淡路大震災の8倍とされ、液状化も広範囲にわたりました。圧倒的な自然の力を思い知ると同時に、Xデーは確実に近づいていると感じます。市民の命を守る川崎強靱化について以下議論してまいります。まず地震対策についてです。能登半島地震では道路の寸断などにより救助、復旧が遅れました。旧耐震マンションの倒壊は、住民の危険はもとより、緊急輸送道路などが塞がれることにもつながります。昨年の予算審査特別委員会において、マンションの適正管理を耐震化への窓口とし、資産価値の向上と減災につながる一石二鳥の取組を提案いたしましたけれども、成果と課題及び今後の取組を伺います。また、能登半島地震を経て耐震化に向けた取組があればお示しください。まちづくり局長、お願いします。

○藤原 徹まちづくり局長 マンションの耐震化についての御質問でございますが、初めに、マンション管理適正化と連携した取組の状況等につきましては、ハウジングサロンにおける相談対応やセミナーによる情報提供のほか、令和5年3月に策定した川崎市マンション管理適正化推進計画のリーフレットの配布と併せた耐震化の支援制度の周知や、高経年マンションで管理上の問題が確認された管理組合を対象に、アドバイザーを派遣し、耐震化の実施についても働きかけを行うなどの取組を実施しているところでございます。こうした中、令和5年度は、マンションの耐震化への支援として、予備調査を7件、耐震診断助成を2件、耐震改修助成を3件実施したところでございます。今後につきましても、様々な機会を活用し、耐震化の必要性の普及啓発を行っていくことが必要と考えているこ

とから、引き続き管理適正化に向けた取組等と連携し、耐震化の促進に努めてまいります。次に、能登半島地震につきましては、今回の地震で被害のあった鉄筋コンクリート造の建築物等について、今後、国で調査や分析が行われることとされていることから、その結果や見解等を注視してまいります。以上でございます。

○吉沢章子委員 ありがとうございます。事前復興という考え方がございます。災害が起きてからではなく、事前に補助を手厚くし、減災を促し、結果、事後の費用も抑えられるという考え方です。さらに優先順位をつけて補助を拡大することを提案いたしますけれども、見解と取組を伺います。

○藤原 徹まちづくり局長 耐震化に向けた取組についての御質問でございますが、建築物の耐震化につきましては、地震による倒壊等の被害を未然に防止し、市民の生命及び財産を保護することが重要であることから、令和3年3月に改定した川崎市耐震改修促進計画に基づき、さらなる耐震化の促進を図ることが必要と考えているところでございます。今後の取組につきましては、同計画に基づき、引き続き耐震化の促進に向けて取り組むとともに、令和7年度に予定している計画改定において、国の動向等を注視しながら、様々な視点から支援制度の見直しについて検討してまいります。以上でございます。

○吉沢章子委員 ありがとうございます。国は熊本地震以来の調査に入るということでございますので、結果と、でき得る限りの対策が待たれるところでございますけれども、動向を見つつ、事前復興の観点での見直しと、一石二鳥の取組を拡充してお願いしたいというふうに思います。

次に、上下水道管理者に伺います。能登半島地震において上下水道局は2月末までに延べ155名の職員が現地に派遣されているとのこと、本当にこれは感謝に堪えません。現地での活動を通じて技術職員の確保と包括管理の強化の重要性について再認識したとされておりますけれども、今後の具体的な取組について伺います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 支援活動を通じた今後の取組についての御質問でございますが、上下水道局では、能登半島地震での活動で得られた知見等を踏まえ、各種マニュアル類の見直しや、速やかに支援を受けるための訓練を実施してまいります。また、地震による被害の全容や復旧における課題等が明らかになった後、本市における対策に反映させるなど、さらなる危機管理の強化に向けた取組を進めてまいります。以上でございます。

○吉沢章子委員 ありがとうございます。能登半島地震では水の供給も大変な問題となりました。生田浄水場のモバイルシフォンタンクは災害対策として購入したと伺っています。名古屋市との協力で珠洲市には被災した浄水場に3基のモバイルシフォンタンクが設置され、その高性能なる過機能で被災地に水を届けているそうです。まさに本領発揮ですけれども、本市の被災地支援としてなぜ使わなかったのか伺います。課題認識について伺います。併せて今後の災害時における活用について見解を伺います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 能登半島地震における災害支援についての御質問でございますが、生田ふれあい広場に設置したモバイルシフォンタンクにつきましては、通常時は親水広場内の噴水や散水で使用しておりますが、災害時には臨時の応急給水施設となるほか、被災地に運んで使用することも可能となっております。今回の能登半島地震における被災地支援に当たり、浄水場の処理機能が停止するなどし、給水が滞っている地域におけるモバイルシフォンタンクの活用について、被災地の被害状況を把握した上で、1月中

旬に支援を取りまとめる日本水道協会に提案をいたしました。現時点におきまして被災地からの派遣要請はいただいていないところでございます。災害時におけるモバイルシフォンタンクの活用につきましては、今後も被災地において応援活動に従事する職員や日本水道協会からの情報なども踏まえ、状況に応じて活用について提案するなど、被災地の実態や要望に沿った効果的な支援活動となるよう努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○吉沢章子委員 ありがとうございます。ディスプレイ、お願いします。これは事業者さんから御提供いただきまして、被災地で活躍したという、珠洲市に今も活躍しているモバイルシフォンタンクでございます。こういう形で、これは共有されているということでございまして。ディスプレイ、結構でございます。ありがとうございます。本当にこれは現場では大変に喜ばれているということですが、せっかくのハイスペックの機械も使いこなさなければ宝の持ち腐れとなってしまいます。事前の打合せでは、モバイルシフォンタンクに対する職員の知識不足も散見されました。例えばこれは浄水場だけではなく、川崎で起きた場合でも、北にある生田浄水場が大丈夫で、例えば南側に水道が寸断された場合でも、水があればどこでも使えるというのがモバイルシフォンタンクの特徴でございまして、それだけハイスペックなものでございます。多摩川の水でもプールの水でもできると。こういうことをちゃんと職員の皆さんが本当に知識として入れていただいて、災害時におけるマニュアルもまだできていないということですが、しっかりとマニュアルもつくっていただいて、せっかくの機械を役立てる、宝の持ち腐れはしないという行動をしていただきたいと思います。事業者さんともしっかりと協議をしていただいて、いざというときすぐに役立つ体制の早急な整備が必要と指摘をさせていただきます。

次に移ります。次は危機管理監に伺います。レジリエンスの肝は武士道の葉隠れであります。最悪の状況をイメージし、逆算して備える覚の士たれと、これは「覚」という字に「士」ですね。不覚の士となるなどというのは、京都大学教授の藤井聡先生の言葉でありまして、議場でも何度も申し上げてまいりました。人知を超える強大な力の前に絶望するのではなく、理想のゴールを描き、そこに向かって逆算して地道に実行することも、また覚の士であると考えます。最悪の状況を把握するため、地震被害想定の見直しが必要ですが、見解と対応を伺います。また、能登半島地震の被災地に行かれた多職種多数の職員さんには本当に感謝しかありませんけれども、現場の声から本市としてコミュニティの大切さ、多様な主体との交流が課題とされています。危機管理監が考える、今最優先すべきことは何か伺います。併せて川崎強靱化への理想と課題について見解と取組を伺います。

○飯塚 豊危機管理監 防災対策についての御質問でございますが、本市では地震防災対策をより効果的に進めていくため、平成25年に地震被害想定調査を実施しており、首都直下地震の想定の一つである本市直下の地震や、相模トラフ沿いを震源とする元禄型関東地震を想定地震としております。今後の調査につきましては、建物等の耐震化など被害の減少に向けた取組が進んでいることから、その目的の整理や新たな科学的知見の活用、現在行われている国の首都直下地震の被害想定及び県の地震被害想定調査の見直しの状況を踏まえて検討してまいります。次に、能登半島地震の支援経験から考える被災した場合の対応についてでございますが、コミュニティの大切さはもとより、多様な主体を巻き込み、共助として踏みこたえるためには、被災状況を冷静に受け止め共通認識を持ち、被災した

全員がその時点で成し得ることを確実にを行うことや、柔軟な発想により代替措置を講ずるなど、それぞれの立場でスタートラインに立ち、同じ方向に向かって歩み出す勇気が重要と考えております。そのための行政の役割は、失敗を恐れず行動し、悪い情報も共有できる関係性を構築することを心がけ、平時の業務から災害イメージを持ってコミュニケーションを図ることで有事に生かせるものと考えております。次に、本市の強靱化に向けた課題等についても同様な視点を持っており、かわさき強靱化計画においては、災害時に一人の死者も出さないことを理想として災害対策に取り組むため、自らの命を自らで守る自助、自分たちが暮らす地域を自分たちで守る共助、施設の整備などのハード対策とともに共助の取組を支援するなどのソフト対策に取り組む公助のそれぞれが災害対応力を高めるとともに、互いに補い合い、一体となった災害体制を構築することが課題であると認識しております。この課題解決に向けては、平時と災害時とを区別せず、ふだんからの取組や連携が災害時にも有用であるというフェーズフリーの考え方が重要であり、この考え方の実践と啓発を行いながら、本市のさらなる強靱化の推進に取り組んでまいります。以上でございます。

○吉沢章子委員 ありがとうございます。勇気と覚悟と、フェーズフリーの実践ということで、災害死ゼロを目指した、まさに覚の士たる思いの込められたお言葉を心に刻みたいと思います。ありがとうございました。地震被害想定は、国、県の見直しの状況を踏まえて検討するというところでございますから、やるということでございますね。これは機を見て敏にお願いしたいと思います。

多摩区長に伺います。多様なコミュニティと直接関わる区として防災への取組の今年度の実績と課題について伺います。改善点を踏まえた来年度の取組について伺います。多摩区職員も区民も覚の士となり、一人の命も失わないために今できることは何か、見解を伺います。

○藤井智弘多摩区長 多摩区における防災への取組についての御質問でございますが、多摩区では今年度、市民の防災意識の高揚及び地域防災力の強化を図ることを目的として、避難所運営訓練や区本部訓練等を内容とする市と合同の総合防災訓練を実施したほか、3月9日には登戸駅を中心とした帰宅困難者対策訓練を予定するなど、地域や関係機関との連携による取組とともに、区役所職員の災害対応力の向上に向けた研修等を実施してきたところでございます。また、避難所ごとに開催される避難所運営会議や自主防災組織による訓練への支援をはじめ、職員が地域に出向いて開催するぼうさい出前講座などを通じて、地域の方々と顔の見える関係をつくりながら、地域の実情に合わせた取組を進めてまいりました。コロナ禍後の取組となる中、地域の方々の防災対策への課題意識は高く、より実践的な訓練の実施や災害の状況に応じた避難方法、日頃からの家庭内備蓄の内容を詳しく知り、備えたいといった御意見などを伺っているところでございます。来年度につきましても、区役所職員が積極的に参画しながら、避難所運営会議等で実施する訓練が、より実践的なものとなり、多くの区民の皆様が自分事として捉え、一人一人が防災意識を高めていただけるよう、日頃からの防災啓発はもちろんのこと、区民に身近な区役所として、より一層地域と連携した取組を行ってまいりたいと存じます。このたびの能登半島地震では、日常的な人と人とのつながりを中心とした助け合いが注目されるなど、平時における地域のつながりの重要性を改めて認識したところでございまして、多摩区におきましても、災

害時における自助、共助の力が十分に発揮されますよう、様々な機会を通じて大切なライフラインである地域の結びつきやコミュニティづくりを継続的に進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○吉沢章子委員 ありがとうございます。コミュニティこそライフラインということでございまして、まさにでございます。区長のお言葉も心に刻みたいと思います。ありがとうございました。

次に、水害対策に移らせていただきます。地震も活動期ですけれども、地球沸騰化と言われる昨今、激甚化する水害対策もまた急務です。多摩川緊急治水プロジェクト等について伺います。今年1月、国交省は、河道掘削の総量を198万立米から139万立米に下方修正しました。理由と進捗率の変化について伺います。完成予定は既に1年延期となっておりますけれども、多摩川の中流部における見通しについて伺います。大丸用水堰と堆積土砂の撤去により洪水時1.5メートルの水位低下を見込んでいるとのことですが、多摩区域内に近接する上河原堰堤と宿河原堰堤付近ではどの程度の水位低下を見込んでいるのか伺います。併せて上河原堰堤の老朽化対策の進捗状況についても伺います。建設緑政局長、お願いします。

○福田賢一建設緑政局長 多摩川緊急治水対策プロジェクト等についての御質問でございますが、河道掘削量の変更につきましては、本年1月に国において改めて令和2年度に測量した最新の結果を基に洪水のデータを精査し、掘削断面を設定した結果、139万立方メートルに変更したことが公表されたところでございます。進捗率につきましては、今年度末時点で約28%となる予定であったものが、河道掘削量の変更により、約40%となると国から伺っているところでございます。次に、二ヶ領宿河原堰堤付近から大丸用水堰堤付近の多摩川中流部における河道掘削につきましては、令和7年度までに約49万立方メートルの掘削を予定していると国から伺っているところでございます。次に、上河原堰堤及び宿河原堰堤付近における水位低下につきましては、詳細なデータはございませんが、上河原堰堤の上流約2キロメートルにある石原水位観測所付近においては、令和元年東日本台風と同規模の洪水に対して約60センチメートルの水位低下が見込まれるものと国から伺っているところでございます。次に、上河原堰堤の老朽化対策としての耐震補強及び扉体の長寿命化工事につきましては、当該施設は一級河川多摩川を横断する大規模な工作物であるため、河川管理者等との協議に時間を要しているところでございますが、現在工事に向けた仮設工等の施工方法の精査を行っており、引き続き、国と施工計画について協議を進めてまいります。以上でございます。

○吉沢章子委員 ありがとうございます。分母が変わるということで、ウルトラCということでございますけれども、本当にこれは驚きを禁じ得ませんけれども、令和7年度までに49万立米の掘削に今度こそ期待したいと思えますし、先ほど市長も国に対しても御要望をいただいているということでございますので、引き続き注視をしていただければと思います。よろしく願いいたします。多摩川流域治水対策として雨水貯留も期待される五反田川放水路整備事業等について伺います。長く度重なるアクシデントを経てようやく完成が近づいてまいりました。イニシャルコストが約300億円に上る大工事ですけれども、今後はランニングコストがかかります。令和6年度予算に計上されている維持管理費の総額と主な内訳について伺います。今後、毎年、同様な金額が支出されるのか伺います。この経

費は予想をはるかに上回る額ですけれども、その要因についても伺います。また、有事の際の経費についても伺います。

○福田賢一建設緑政局長 五反田川放水路整備事業についての御質問でございますが、令和6年度予算に計上している五反田川放水路の維持管理費につきましては、主にポンプなどの機械電気設備に係る点検等の費用として約1億500万円、電気代などの光熱費等として約3,000万円、その他維持管理に係る費用として約1,500万円でございます。総額といたしましては約1億5,000万円でございます。今後につきましても同様の支出が見込まれますが、洪水時に十分な機能を保持できるよう必要な予算の確保に努めてまいります。維持管理に係る経費につきましては、施設を良好な状態に保全するため、予防保全型の維持管理に向けて必要な費用を算出した結果、現在見込まれる予算となったものでございます。令和6年度予算のうち有事の際の経費につきましては、施設内に洪水が年間10回流入することを想定し、ゲートやポンプ等の機械電気設備を稼働させるための電気代等や、沈砂池に堆積した土砂のしゅんせつの処分などに必要な費用として約1,400万円を計上しております。以上でございます。

○吉沢章子委員 ありがとうございます。1億5,000万円を毎年ということ、こちら驚きを禁じ得ません。本来ならば維持管理経費を勘案しながらの工事手法を検討するべきだと思いましたが、それもいろいろやられてきたということなのでしょうけれども、造ったからにはせっきくの機能を最大限発揮できるように維持管理の徹底を要望させていただきたいと思えます。災害時に役に立つようにということでございます。五反田川上流部については何度か議論を重ねてまいりましたが、このほど準用河川五反田川の整備等として時間降雨量50ミリに対応する河川改修を行うとのこと。抜本的な解決には超えるべきハードルが高いことから、現時点ですぐできることを優先して改修工事を行うことを評価させていただきます。総事業費の概算及び令和6年度の予算について伺います。また、気候変動に対応した抜本的解決に向けた今後について見解と取組を伺います。

○福田賢一建設緑政局長 準用河川五反田川の整備等についての御質問でございますが、本市の河川につきましては、全国的な整備水準である時間降雨量50ミリの降雨に対応できる河川改修を進めているところでございます。準用河川五反田川の分流部上流の約3.3キロメートルの区間につきましては、沿川における住宅地や鉄道の近接状況から、河道拡幅等が非常に困難な状況のため、時間降雨量50ミリに対応する対策といたしまして、五反田川の水位上昇を抑え、川の流速を向上させる対策及び細山調整池から五反田川への流出量を低減させる対策を本年2月に取りまとめたところでございます。概算事業費につきましては、五反田川の流速を向上させる対策として、護岸や橋梁部の表面処理に約3億円、五反田川への流出量を低減させる対策として細山調整池における越流堤のかさ上げ及び放流口の縮小に約6,000万円を予定しております。令和6年度の予算につきましては、準用河川区間における詳細設計のための委託料として約3,500万円を計上しております。今後につきましては、現在の整備水準は過去の降雨実績に基づいたものでございまして、昨今の気候変動の影響を考慮して取り組むことが必要であると認識しておりますことから、本市の上位計画改定等の機会を捉えまして、国や他都市の事例等も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○吉沢章子委員 ありがとうございます。暫定工事もしっかりやっていただきたいと思

ますけれども、その後の工事もしっかりと注視させていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、これはお金のお話でございます。危機事象対策費というのはいないですけれども、危機事象対策の費用についてということで、財政局長に伺います。災害対策としてはやはりお金は大事でございます。本市は令和元年東日本台風においては財政調整基金の取崩し、20億5,900万円余を計上しました。これは最終的には決算でゼロに戻していただいたということでございますけれども、10年前に策定した地震被害想定における被害総額は3兆円を超えます。財政調整基金は有事における危機事象対策費としての機能を持っておりますけれども、基金残高は令和6年度末見込みで43億1,900万円余でございます。本市の標準財政規模に見合った200億円程度はまず積み立てていただいて、なかなか難しいお話だと思いますけれども、有事における自由度の高い資金を確保すること、まずこれは要望させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。また、平時において予算を平準化して災害に備えておりますけれども、能登半島地震を経て今後さらに、先ほど申し上げた事前復興の考え方が重要になると考えます。より優先順位を高めた予算配分が必要であり、検討して令和7年度に反映すべきと考えますけれども、見解と取組を財政局長に伺います。

○白鳥滋之財政局長 災害対策についての御質問でございますが、令和6年度予算におきましては、自主防災組織の育成など地域防災力の向上に向けた取組のほか、建築物の不燃化の促進、耐震対策、上下水道施設等の耐震化や浸水対策など、災害に備える、防災に関する取組として、総額約294億円を計上しているところでございます。今後も、地震や風水害などの災害に備える安全・安心の地域づくりは重要であると認識しておりますので、成長と成熟を支える基盤づくりとして日頃からの備えを強化するために必要な予算の確保に取り組んでまいります。以上でございます。

○吉沢章子委員 ありがとうございます。令和6年度は次の100年の初めの一步でございます。変革の年でもございます。市民の命を守り、笑顔が広がる一步となりますように関係各局の覚悟と御努力に期待し要望させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、最後になりますけれども、次世代の覚の士を育成する取組について伺います。きぼうのとりという絵本なのですけれども、今日ここの議場に持ってきております。この本でございます。2021年に福島民報社さんから市立小学校全校に寄贈された絵本「きぼうのとり」は、2011年の東日本大震災と原発事故をテーマにした絵本です。震災で家族や友人との別れを経験した3人の小学生が復興に向けて立ち上がっていく姿を描いています。災害への心構えも散りばめられており、読むたびに学びの深い本であると感じます。現在までも各校で工夫して活用していただいているとのことですが、能登半島地震が起きた今、改めて子どもたちと共有し活用していただきたいと考えますが、見解と取組を教育長に伺います。

○小田嶋 満教育長 絵本「きぼうのとり」についての御質問でございますが、この絵本は、子どもたちが震災等の事故を自分事として捉え、自分自身や家族、友人の命を守るために何をなすべきかを意識してほしいとの思いを込めて制作されたものであり、子どもたちが自助、共助を学べる教材の一つであると考えております。これまでも朝の会等での絵本の紹介や、学校図書館内の震災関連コーナーに配架するなど、児童が絵本に触れる機会

を確保するとともに、社会科の防災学習の中でも使用しており、今後も絵本を有効に活用してまいります。以上でございます。

○吉沢章子委員 ありがとうございます。ぜひ活用していただければと思います。ディスプレイをお願いします。これが今の絵本でございます。中のページ、これは津波が来てしまったときの悲しい絵ですけれども、これは最後に希望を持って、3人の子どもたちが立ち上がっていくところを描いております。私は、毎回これを読むたびに思っていることがございます。一文朗読させていただきます。未来を生きるあなたへ。2011年3月11日、東日本で大きな地震と事故が起きました。大切な人の命が奪われ、生活の場をなくし、今も苦しんでいる人がたくさんいます。あなたはこう思うかもしれませんが。私のことじゃないもん。誰かが助けてくれるよ。ずっと先のことでしょ。さて、どうでしょうか。地震のほかにも火山、台風、戦争、病気。いつどこで何が起きるか誰にも分かりません。そのとき行動するのはあなたなのです。だからこそ、物語を読んだ後にお願いがあります。家族や友達、先生と感想を話し合ってください。相手の思いを知り、気持ちを伝えること、何だか安心しませんか。それが自分や周りの人を守る初めの一步になるはずですよ。それでは始めましょう。あなたが主人公の物語を。ここからこのきぼうのとりは始まります。私は毎週これを読む機会を持っているのですが、毎回毎回、とても感動しております。まさに地震だけではなく、この間、戦争も起きておりますし、火山も噴火しております。病気もコロナもありました。本当に何が起こるか分からない、けれども、そこで人を思い、自分を思い、自分の命も人の命も守るということ、そして、それがこの中には書かれている絵本でございます。ぜひ小学校でも活用していただければと思いますし、私も地元でこれを宣伝しております。消防団の方にお渡ししたり、お子さんのお一人が、お父さんが消防団で亡くなってしまうというようなストーリーもございます。いろいろなことを乗り越え、原発のことも乗り越えていく、そういうようなストーリーでございますので、まさに今、不安にさいなまれている時代でございます。必要な絵本だというふうに思いますので、教育委員会のもとより、ぜひ皆様方もどこかで使える機会がございましたら御一報いただければ、福島民報社から買うこともできますので、よろしく願いいたします。最後、宣伝になりましたけれども、勇気と覚悟を希望を持って市長のリーダーシップの下、全庁一丸となって川崎強靱化、防災・減災対策に取り組んでいただきますよう要望させていただき質問を終わります。ありがとうございました。

○三宅隆介委員 私は13款8項2目義務教育施設整備費、2点目に2款3項1目、災害応急対策事業費、3点目に5款8項2目健康指導費、そして最後に1款1項9目総係費について、それぞれ一問一答で質問させていただきます。

まず登戸小学校の校舎増築について1点だけ確認させていただきたいと思っております。現行計画では増築校舎を校庭の北側に配置するため、校庭が従来よりも狭くなってしまうとのことでありますが、増築校舎をこの位置に決めた経緯等についてお尋ねします。

○池之上健一教育次長 登戸小学校についての御質問でございますが、校舎の増築につきましては、児童数の増加による将来的な普通教室の確保や、給食の食数増加等に対応する必要が生じたため実施するものでございます。また、増築校舎の配置につきましては、校庭南側をはじめプールの設置場所や校庭北側に増築する3つの案について学校と協議を重ねてまいりました。その結果として、校庭及び既存校舎への日当たりや児童の動線など、

子どもたちの学校生活に与える影響をはじめ、工事の施工性や給食食材の搬入等を総合的に検討し、校庭北側に配置することが望ましいという学校の意見を尊重したものでございます。以上でございます。

○三宅隆介委員 ありがとうございます。ただいま説明いただいた経緯が正しく住民の方に伝わっていないようでございますので、いま一度丁寧に対応していただきたいと要望させていただきます。それから、これは登戸小学校に限ったことではないのですけれども、私は子どもの頃から、冬場、学校の体育館って何でこんなに寒いんだろうと思っておりまして、当然これは運動を目的にした施設ですから、断熱材とかが入っていないんだろうと思うんですが、避難所でも活用するわけですので、今後の体育館の改築、あるいは改修に当たっては、ぜひ断熱などの対策を行ってほしいと考えますが、現時点ではどのような対応を考えておられるのか、お考えを伺います。

○池之上健一教育次長 体育館の断熱対策についての御質問でございますが、学校の体育館につきましては、学校施設長期保全計画に基づき、順次再生整備工事を進めている中で、併せて断熱化を行っており、新築・改築工事の際にも断熱化を行っているところでございます。暑さや寒さの対策につきましては重要であると考えておりますので、引き続き、体育館の断熱化を進めてまいります。以上でございます。

○三宅隆介委員 ぜひお願いいたします。体育館を避難所として活用するという発想ではなくて、避難所を体育館として活用していくという発想の転換が必要だと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

続いて、防災道路について危機管理監にお尋ねいたします。首都直下地震などの巨大地震が発生した場合、阪神・淡路大震災や東日本大震災、そして、今年元日に発生した能登半島地震での経験からも明らかなように、川崎市内の道路のほとんどが寸断されてしまうことは容易に想像できます。その際、どのようにして救援物資や救助人員を輸送するかは大変に重要な課題、問題であります。狭い市域を空輸で完結することはほぼ不可能であることから、私は以前より本議会におきまして、災害時の物資輸送については船運と河川敷道路の車両輸送とを併用することが、本市の地形を生かした最も効率的な輸送方法であることを指摘してまいりました。例えば阪神・淡路大震災では、瀬戸内海に並行して走る国道はほとんど災害時には使用できませんでしたが、神戸市の地形は瀬戸内海に沿って海岸線が長く接し、市域は内陸に向かって奥行きが浅く、六甲山系の山々の裾野に向かって都市が形成されていたため、海岸線から内陸への物資輸送が比較的容易に行うことができました。すなわち長い海岸線を有する神戸市の地形が震災に対してはかなり有利に働いたわけでありまして、本市の地形は東京湾に面した海岸線が短い反面、多摩川沿いに約40キロにわたって市域が形成されていますので、市域に沿って流れる多摩川を神戸市における瀬戸内海に置き換えるとすれば、本市の置かれた地形環境は極めて神戸市に似ております。ゆえに被災時には東扇島の基幹的広域防災拠点から多摩川を遡り、船運と河川敷道路を車両で輸送することの組合せによって輸送することが極めて有効的であると考えます。そこでまず、現在、国交省が所管する緊急用河川敷道路の整備状況について伺います。

○飯塚 豊危機管理監 多摩川における緊急用河川敷道路の整備状況についての御質問でございますが、同道路につきましては、河川管理施設の緊急復旧、緊急物資及び車両の通行等に活用することを目的として国土交通省により整備されたものでございまして、現在

の整備状況は、大師橋から川崎区鈴木町までの区間約2.2キロメートル及び幸区小向仲野町から新二子橋までの区間約10.7キロメートルとなっております。以上でございます。

○三宅隆介委員 続いて伺います。かつては高津区の平瀬川合流部分でサイクリングコース、それから、河川敷道路が途切れておりましたけれども、その後、橋が整備されたことで、現在では戸手から上流に向けて河川敷のサイクリングコースは多摩区の端っこまでしっかりとつながっております。また、調布堰の手前まで多摩川を上る船運が可能であることから、仮に調布堰手前付近の川崎側の河川敷に新たな船着場を整備することができれば、東扇島の基幹的広域防災拠点から船運で支援物資を運び、そこから小分けにした物資をサイクリングコースや緊急用河川敷道路で輸送することが可能となります。サイクリングコースであれ、緊急用河川敷道路であれ、車両輸送を活用することで多摩川に隣接している公立小中学校などの避難所への支援物資輸送は、より効果的となります。そこで伺いますが、国は令和2年に丸子橋下付近に低水護岸を整備しておりますが、この護岸を災害時に緊急船着場として活用することは可能なのか、危機管理監にお尋ねします。

○飯塚 豊危機管理監 丸子橋の低水護岸の利用についての御質問でございますが、緊急用河川敷道路につきましては未整備区間がございまして、幸区幸町2丁目にある緊急用船着場と連携した物資輸送が困難な状況でございましたが、本低水護岸が整備されたことにより、船着場として利用できる施設が緊急用河川敷道路と接続することとなったものでございます。被災状況によっては、あらゆる手段を講じて被災者支援を行う必要があり、緊急時の物資や人員などの輸送においても様々な手法を検討する中で、本低水護岸の利用もその一つの手段として考えられるものと認識しております。以上でございます。

○三宅隆介委員 ありがとうございます。私も15年前にこれを提案して、きちんと潮止堰の手前に川崎側に船着場ができたことを大変うれしく思っておりまして、災害時には活用もできるということでございますので、ぜひそれを前提とした計画もまたしっかりと練っていただきたいということを要望させていただきます。

そこでまた話が変わって、五反田川放水路について建設緑政局長にお尋ねします。3月31日からいよいよ五反田川の放水路が供用開始をされます。当該施設は毎秒150万トンもの雨水を多摩川に放水することが可能であり、大雨等により降水量が増した際にはその機能が期待されるところでございます。そこで伺いますが、2019年10月12日に発生した台風19号では、登戸付近の多摩川の水位も堤防ぎりぎりのところまで上昇しましたが、あれと同等の状況になった場合、五反田川放水路から多摩川に放水することは可能なのかどうかお尋ねします。

○福田賢一建設緑政局長 五反田川放水路整備事業についての御質問でございますが、五反田川放水路につきましては、五反田川の洪水を地下トンネルにより直接多摩川へ放流するものでございまして、令和元年東日本台風のような場合につきましては、河川法に基づき、国と取り交わしている規則の中において、多摩川の氾濫危険水位以上の操作方法として、放流樋門ゲートを全閉することとしておりますので、この場合、多摩川への放流はできないものでございます。なお、放流樋門ゲートを全閉したことで、五反田川の洪水を多摩川へ放流できない状況となった場合におきましても、放水路内部に約13万8,000立方メートルまでの洪水を貯留することが可能でございます。以上でございます。

○三宅隆介委員 ありがとうございます。台風19号並みの雨が降ってしまうと放水でき

ないということは、やはりこれは多摩川には残念ながら治水ダムが一つもないことの結果であろうと思います。さすがに国のほうも対応を急いでおるようでございますけれども、川崎市としても国の早急なる対応を求めていただきたいということを要請させていただきたいと思います。

続きまして、5款8項2目の健康指導費に関連しまして、アレルギー疾患対策について健康福祉局長にお尋ねします。アレルギー疾患対策につきましては、昨年の予算審査特別委員会においても質問させていただいたところですが、国においては平成27年にアレルギー疾患対策基本法を施行し、平成29年にはアレルギー疾患対策の推進に関する基本指針が策定され、そして、令和4年には基本指針の改正がなされております。にもかかわらず、本市におきましては、基本法施行から指針改正までの間、乳幼児健診等での保健指導をはじめ、各区役所におけるアレルギー相談のほか、成人ぜん息患者医療費助成制度等々、法律制定以前から既に行ってきたこと以外には具体的に何も行われておらず、すなわち基本法及び指針にのっとり総合的なアレルギー疾患対策は何も講じられてこなかったことが昨年の予算審査特別委員会において明らかになったところでございます。その際、当時の宮脇健康福祉局長から、基本法等に基づき総合的に進めていく必要があることから、今後は対策を体系化し、取組の最適化を図りながら総合的に推進してまいりたいとの答弁をいただいております。そこで伺います。その後どのような対策が体系化され、具体的な取組が推進されているのか、お尋ねしたいと思います。

○石渡一城健康福祉局長 アレルギー疾患対策についての御質問でございますが、アレルギー疾患対策基本法等に基づき、幅広い疾患対策を進めるため、昨年6月、川崎市アレルギー疾患対策推進方針を策定し、発症・重症化予防等のための啓発、相談をはじめ、医療提供体制の整備や生活の質の維持向上を支援する環境づくりの推進、人材育成といった4つの方向性で総合的に取組を進めることといたしました。具体的な取組といたしましては、昨年7月、本市ホームページにおいてアレルギー疾患に関する情報や取組等を掲載した新たな専用ページの開設をはじめ、市民向け講演会において、妊娠期から高齢者まで各世代に対応したテーマの設定や、より多くの市民の方に御参加いただけるようオンデマンド配信の開始など、正しい知識の普及啓発に取り組んでおります。さらに医療従事者の資質向上に向け、市医師会共催の講演会において、今年度から日本医師会による生涯学習講座の単位取得を可能とするほか、アレルギー疾患対策に関わる本市職員の人材育成を目的に、国立保健医療科学院主催の研修会に昨年度に引き続き参加するなど、様々な取組を順次進めているところでございます。以上でございます。

○三宅隆介委員 ただいま局長が御答弁いただきましたそれぞれの取組は、どれもそれほどお金を要しないソフト面での対応でありまして、ハードウェアとしての整備面が欠如していると言わざるを得ないと思います。例えば同じ政令指定都市であるお隣の横浜市には横浜市立みなと赤十字病院、そして県立こども医療センターの2か所にアレルギー疾患の拠点病院が整備されておりますが、残念ながら本市には拠点病院は一つも整備されておられません。本来、南部と北部の2つの医療圏を抱える本市としても、例えば北部医療圏では市立多摩病院、あるいは南部医療圏では市立川崎病院というように、それぞれの医療圏に1か所ずつアレルギー疾患の拠点病院を整備することが望ましいと考えるところでございます。そこで、アレルギー疾患の拠点病院の設置基準についてお尋ねしたいと思います。

○石渡一城健康福祉局長 アレルギー疾患対策についての御質問でございますが、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院につきましては、標準的治療等では病態が安定しない重症及び難治性の患者に対する診療をはじめ、情報提供、人材育成、研究等に関して地域の中心的な役割を担う医療機関でございます。その選定に当たって、明確な設置基準はないものの、神奈川県においては、国が示す考え方を踏まえ、県アレルギー疾患対策推進計画に基づき、2つの県拠点病院を選定するとともに、県拠点病院等と連携し、人材育成や診療、情報提供等の役割を担う医療機関として県内の4つの大学病院のほか、32の専門医療機関を指定しているところでございます。現在市内では、大学病院として聖マリアンナ医科大学病院が、また専門医療機関として同病院を含む6つの病院が県により指定され、県拠点病院や地域の診療所との間での患者紹介など相互に連携を図ることとされております。以上でございます。

○三宅隆介委員 御答弁によりますと、県が計画するアレルギー疾患対策におきまして重要な役割を果たす4大学病院の中に聖マリアンナ医科大学病院が指定されているようでございますが、であるのであれば、本市医療圏内にも拠点病院と同等の機能を持った医療機関を確保するため、聖マリアンナ医科大学病院のアレルギー疾患医療の機能をハード面、ソフト面の両面で強化することを検討すべきだと思いますが、健康福祉局長に見解をお尋ねします。

○石渡一城健康福祉局長 アレルギー疾患対策についての御質問でございますが、本市における診療連携体制の構築に向けて、昨年、市内の大学病院である聖マリアンナ医科大学病院と5つの専門医療機関に対してヒアリングをさせていただいたところでございます。今後につきましては、国の考え方に示された診療連携体制の構築を基本としつつ、県の動向を見ながら、併せて現在アレルギー疾患に関するアンケート調査を患者の方や市内医療機関等を対象に実施しているので、その結果などを踏まえて聖マリアンナ医科大学病院を含めた関係者と協議しながら、引き続き検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○三宅隆介委員 マリアンナさんとの話合いも進みつつあるようでございますので、ぜひ引き続きよく話し合っていたいただきたいと思いますと思うんですけれども、市長、ぜん息医療費助成制度を廃止して、大体年間4億円ぐらい財源が新たに生まれてくるわけでございますので、ぜひハード面でもアレルギー疾患対策を強化していただけるように要望させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、1款1項9目総係費として上下水道事業管理者に公文書管理と職員処分の公平性についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。上下水道局では、生田ふれあい広場における浄水処理装置の導入について調査を行ったところ、局内の打合せに係るメモに関する情報を職員に提供した職員を特定し、当該職員の非違行為が確認されたことから、部長職の男性職員を懲戒処分としたとの報道発表が去る2月16日の報道発表において明らかとなりました。そこでまず、今回の一連の処分に至るまでの事実関係の確認をさせていただきたいと思っております。今回の事案では、局内の打合せにおいて、事実に基づかない発言をした職員、その発言を公文書化した職員、そして、その公文書の内容を本市市議会議員に提供した職員の3者がおります。まず事実に基づかぬ発言をした職員と、それを公文書化した職員については文書注意、その議員に公文書を提供した職員については停職1か月

の懲戒処分とされました。ただし、懲戒処分とされた部長職員については、議員の質問文案や議員の質問に資する文章や内部資料などの情報を上司の許可を得ずに数回提供したこと、そして、公用のパソコンで通販サイトのアドレスを私用のメールに数回送信したこと、それらを併せ持って懲戒処分としたと、おおむねこういう理解でよろしいのでしょうか。また、今回の処分に当たり、過去の事例などから豊富な経験を持つ、例えば人事委員会とか、総務企画局の人事課、あるいは法制課、あるいは外部の法律の専門家、弁護士等の専門家等に相談した上での処分であったのか、併せてお答えいただきたいと思います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 職員の懲戒処分についての御質問でございますが、事実関係につきましてはおおむねそのとおりでございますが、議員への情報や資料の提供に当たり、単に組織的な確認がなかったことにとどまらず、職員としてのルールを意図的に無視した行為であること、他の部局に関する質問書の案文を水面下で議員に提供していることなどが確認されたものでございます。こうした行為は職務の遂行とは到底認められず、職員の範となるべき部長級の職員であることなどを総合的に勘案し、停職処分としたものでございます。また、今回の処分に際しましては、職員の行為が地方公務員法の信用失墜行為や職務専念義務の規定に違反することなどを法律の専門家に相談しながら、任命権者として決定したものでございます。以上でございます。

○三宅隆介委員 前回の定例議会での私の質問に対しまして、大澤上下水道事業管理者は、職員が議員に公文書を提供したことについて、今回の件については、公益通報には当たらないと答弁をされておりますけれども、行政の不正行為を示す公文書を議員に対して提供することは、事の真偽にかかわらず、公益通報制度上認められているはずであります。例えば児童虐待の通報についても、後に誤認だったと判明しても、通報者が処罰されることはありません。そこで伺いますが、今回の件では公益通報に当たらないとした法的な根拠についてお尋ねします。

○大澤太郎上下水道事業管理者 公益通報に当たらないとした法的根拠についての御質問でございますが、通報者が公益通報者保護法の保護を受けるためには、同法第3条第3号の通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由が必要となりますが、今回の件につきましては、議員に提供した文書には事実と異なる内容が記載されており、真実相当性の要件に該当しないものと考えております。以上でございます。

○三宅隆介委員 公文書の内容が事実でないことが確認されたのは後のことですね。通報した時点では、それがうそなのか本当のことなのか分からなかったわけですね。そうした通報をした時点では不正の疑いがあった以上、公益通報に当たるはずだと私は思うんですけれども、改めて見解を伺います。

○大澤太郎上下水道事業管理者 公文書の提供が公益通報に当たらないとした根拠についての御質問でございますが、当該メモは職員が事務引継ぎのために作成したもので、庁内共有のファイルサーバーに保存されており、外形的には要件を満たしていることから、公文書であると判断したところでございます。しかしながら、調査の結果、メモには事実と異なる内容が多く含まれていることが確認されましたので、法律の専門家に相談した上で、公益通報者保護法の保護には当たらないとしたものでございます。以上でございます。

○三宅隆介委員 そこでちょっとこども未来局長にお尋ねしたいんですけれども、例えば

隣の家で虐待が行われているという疑いがあった場合、警察なり児相に通報するわけですが、仮に警察なり児相が確認したところ、虐待の事実はなかったとなっても、通報した者は処罰の対象になるんですかね。なるかならないかだけお答えください。

○阿部浩二こども未来局長 児童虐待の通告についての御質問でございますが、児童虐待防止法におきましては、相談、通告をした者及び相談、通告の内容に関する秘密は守られ、また、虐待の確証がない場合であっても通告をためらうことがないよう、結果的に虐待の事実がなかった場合につきましても、虚偽の通告をした場合を除き、法的責任を問われることはないと言われていたところでございます。以上でございます。

○三宅隆介委員 先ほどの大澤上下水道事業管理者の御答弁によりますと、今回の懲戒処分について、法律の専門家、すなわち弁護士にも確認の上での処分であったとのことなんですが、私の親しい弁護士数人に意見を求めたところ、その全ての弁護士が、今回の案件での懲戒処分の妥当性について疑問を呈しておりました。悪質性から言えば、まず市長の名誉をおとしめるよううそを会議の場で発言した職員、この人が一番悪いと思うんです。それを事実確認もせず公文書化した職員、これも悪質だと思うんですね。上下水道局の顧問弁護士はどのような見解を示されたのか。懲戒処分とされた職員はあくまでも市民の代表たる市議会議員に公文書を提供したんです。不正の疑いがあったから。あくまでも提供したんですが、それは市民の利益じゃないですか。市民の利益を損なっているのは、ありもしない事実を公文書化した人たちですよ。そこで確認したいんですけれども、上下水道局の顧問弁護士はどのような見解を示されたのか、そのやり取りは口頭でのやり取りだったのか、それとも文書でのやり取りだったのかお尋ねします。

○大澤太郎上下水道事業管理者 今回の処分に関する弁護士の見解についての御質問でございますが、弁護士への相談に当たりましては、職員が自身の私用メールに送信した文書などを示した上で、職員の行為が信用失墜行為に該当するか、職務専念義務に違反するか、役職により処分量定を加重する必要があるかといった質問に対しまして、そのように考えてよい旨の回答を口頭で得たものでございます。以上でございます。

○三宅隆介委員 確認したいんですけれども、私、これは事前のやり取りの中で、担当課長さんからは、当然これは税金で顧問弁護士を雇っているんでしょから、書類上の問合せだと思うんですね。書類で問題を投げかけて、恐らく文書で弁護士さんからいろいろなアドバイスをいただいていると思うんですけれども、ただいまの局長の御答弁は口頭でのやり取りだったということなんですか。口頭なんですか、それとも書類があると課長さんはおっしゃっているんです。書類があるのに口頭だけと、答弁がちょっと食い違っているんですけれども、どちらが正しいんでしょうか。

○大澤太郎上下水道事業管理者 弁護士相談の内容についての御質問でございますけれども、やり取りは口頭でやり取りをして、それを文書に書面として記録したということでございます。以上でございます。

○三宅隆介委員 ということは、きちんと文書はあるということですね。その文書をぜひ見せていただきたいと課長にお願いしましたところ、分かりましたと、見せられますということなので、あした持ってきますということだったんですが、次の日になったら急に、やっぱり見せられませんということだったんですね。昨日まで見せてくれると言っていたものを急に見せられないよと言われてしまったら、……気になってしまいますよね。弁護

士とのやり取りを確認したいだけなんです、私は。事実関係をね。その内容を示す文書を公開できないとした理由、これは法的根拠を含めてぜひお尋ねしたいと思うんです。

○大澤太郎上下水道事業管理者 法律相談の内容を開示しない理由についての御質問でございますが、法律相談の内容につきましては、平成20年の川崎市情報公開・個人情報保護審査会において、法律相談の内容が契約、交渉、または争訟に係る事務、あるいは人事管理に係る事務に関する相談である場合には、市の財産上の利益、あるいは当事者としての地位を不当に害するおそれがあるなど、川崎市情報公開条例第8条により不開示とすべきであるとの答申が示されております。上下水道局においても、この答申の考え方を参考にしているところがございます。今回の処分に関する法律相談につきましても同様の事例であることから、不開示とするものでございます。以上でございます。

○三宅隆介委員 今回の御答弁に対する質問は後にしまして、先に総務企画局長にお尋ねしたいんですけれども、今回の処分は、議員に無断で公文書を提供したこと、それから、議員の質問文を書いていたこと、それから、公用パソコンを私的に利用したことの3つを合わせて懲戒とされているんですが、本来であればいずれの行為も口頭注意もしくは文書注意程度のものと私は思うんですが、市長部局ではこれまで、今回のような口頭注意、文書注意レベルの行為を足し合わせて懲戒処分とした事例はあるのか、言ってみれば、花札で言うと、12枚、かすを集めた懲戒処分みたいな例はあるのかお尋ねしたいと思います。

○中川耕二総務企画局長 職員の処分についての御質問でございますが、市長事務部局におきましては、文書訓戒等に該当する処分を複数組み合わせる懲戒処分を行った事例は確認できる範囲ではございません。以上でございます。

○三宅隆介委員 それはそうですね。あるとは思えないんですね。これは江戸長崎と言って、江戸の敵を長崎で打つような処分ではないかなと思うんです。先ほど事業管理者の御答弁で、弁護士からの回答をそのように考えてよい旨の回答を口頭で得たと、役所の答弁の中で旨という言葉がつくと、ものすごく広い意味が含まれるわけですね。だから、何かきちっとしたやり取りにそこがあったんじゃないかと私は思うから、ぜひ提出していただきたいと思うんですね、そのやり取りを。ただ、先ほど事業管理者の御答弁によると、情報公開条例第8条の規定でこうなっていると。この答申の考え方を参考にしているということですね。情報公開条例、御承知のとおり、市民が請求したときの適用ですから、私たち議員が望んだときとまた違いますからね。だから、この答申の考え方を参考にしておっしゃっているわけです。ということは、これは、開示できない法的な根拠はないということに理解してよろしいですか。

○大澤太郎上下水道事業管理者 開示できない理由についての御質問でございますけれども、法的根拠と言われれば、確かにないのかもしれませんが、私どもとしては、慣例として、過去からの取り組んできた内容をなぞらえて、しっかりとやっているところがございますので、今回はそういう判断をさせていただいたところがございます。以上でございます。

○三宅隆介委員 大澤上下水道事業管理者、例えば開示された内容の中に、何か市民の不利益になることがあれば分かるんです。でも、市民に不利益になることは恐らく何もないですよね。それからあと、これから裁判になる可能性があるからとおっしゃるんですけども、まだ裁判にもなっていない。仮になったとしても、別に弁護士から正しいアドバイス

を受けて、正しい決断をしたんだから、困ることないじゃないですか。何か不都合でもあるんでしょうかね。行政にとって不都合だから開示しないという理由はつかないですよ。お答えいただけますか。

○大澤太郎上下水道事業管理者 開示しない理由についての御質問でございますけれども、今回につきましては、先ほどから申し上げているとおり、情報公開条例第8条の規定を参考にしながら上下水道局として判断したものでございまして、市民に不利益があるかないかという判断ではございません。以上でございます。

○三宅隆介委員 市民に不利益を被らないけれども出せない、それは都合が悪いから出せないと解釈せざるを得ないんですけれども、組織にとって都合が悪いから出せないというのは、これはどうなんですかね。そんなことを言ったら、ほとんどの公文書は出せないじゃないですか。これは大きな問題だと思います。今日はもう時間が来ましたので、ここまでにしますが、私はあくまでも法的根拠がない以上、不開示にはできないと思います。本当にきちっとそれを根拠に正しい指導の下に正しい判断をされたのであれば、堂々と私は開示すべきだと思いますので、また6月議会でも質問させていただきますので、ぜひ御検討いただきたいということをお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○木庭理香子委員長 お諮りいたします。本日はこの程度をもちまして終了いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木庭理香子委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後6時27分閉会

海軍省